

政 経 研 究

第五十三巻 第一号 2016年6月

論 説

秋田県の地方創生

——藤里町、にかほ市を中心として——

山田 光 矢

韓国の在外同胞に関する研究

孔 義 植

日本企業における配置・異動とキャリア開発・形成

谷田部 光 一

アダム・スミスにおける経済成長の意義

山 口 正 春

——社会福祉との関連で——

書 評

山本英政著

『米兵犯罪と日米密約』

「ジラード事件」の隠された真実』明石書店二〇一五年七月 222p.

信 夫 隆 司

政経研究 第五十二巻第三号 目次

論 説

日本企業における人事等級制度と役職昇進制度の実態……谷田部 光 一

研究ノート

現代抑止論…R. リューレ氏の理解する抑止論を中心に……小林 宏 晨

論 説

中間層の所得と所得再分配費用……坂井 吉 良

政経研究 第五十二巻第四号 目次

論 説

二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察……渡 辺 容 二 郎
——労働党の敗因と二大政党の課題——

戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党 ……三 澤 真 明
——ヨーロッパ統合をめぐる政党政治——

観光インターナシッパの多変量解析による国際比較 ……太 田 和 男
——主成分分析による観光インターナシッパの日米独比較——

翻 訳

「ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」 ユンペーター・テロ著
『有名な学者のこぼれ話と著書に関する情報』……フドーヒ・ホット・エ・編
(第十七巻、一七五八年、ハレ、出版、Ch・P・フランケン) 川 又 祐 訳

研究ノート

沖縄の施政権移行期に交わされた密約……信 夫 隆 司

雑 報

政経研究 第五十二巻 索引

秋田県の地方創生

—— 藤里町、にかほ市を中心として ——

山
田
光
矢

- 一 秋田県の概要
- 二 秋田県の国と郡と市町村の歴史
- 三 秋田県の昭和の大合併と自治制度
- 四 秋田県の平成の大合併と自治制度
- 五 シンポジウムから見えてくる秋田県の将来像
- 六 秋田県の自然・伝統と観光
- 七 藤里町の平成の大合併と地方創生
- 八 にかほ市の重点道の駅「ねむの丘」を中心とした地方創生策

九 おわりに

一 秋田県の概要

秋田県は、東京からほぼ真北約四五〇キロメートルの位置にあり、日本海沿岸の東経一四〇度五二分三七秒から一四〇度三三分四四秒、北緯三九度五九分四〇秒から四〇度三二分一九秒の間に位置する、南北一八一キロメートル・東西一一キロメートルの中に、面積一一六三六・三三平方キロメートルを有する、全国第六位の広さの県である。日本の都道府県の平均面積八〇四二平方キロメートルからみても、広大な面積を有する県の一つということになる。他方、秋田県の人口は、二〇一六（平成二八）年の平成二七年国勢調査速報値によれば一〇二万二八三九人であり、全国三八位となっている。二〇一〇（平成二二）年と対比すると人口減少率は五・八パーセントで全国一位となっている。人口密度は八八で、六九の北海道、八四の岩手県に次いで下から三番目となっている。全国平均は三四一であり、二ヶ台台はこの一道二県のみとなっている。¹

秋田県の固定資産評価面積は四三三九・二九平方キロメートルで、県の総面積の三七・三パーセントを占めている。「山林」は、一九三四・六二平方キロメートルで、県の総面積の一六・六パーセント、評価総面積の四四・六パーセントとなっている。「田」は一二三二・七四平方キロメートルで県の総面積の一・三パーセント、評価総面積の三〇パーセントとなっている。第三位の「原野」は五四七・〇一平方キロメートルで、県の総面積の四・七パーセント、評価総面積の一・二・六パーセント、「宅地」は二五一・〇四平方キロメートルで、県の総面積の二・二パーセント、評価総面積

の五・八パーセントとなっている。「畑」は二三・二八二平方キロメートルで、県の総面積の二パーセント、評価総面積の五・四パーセントとなっている。山林・原野は二四八・一六三平方キロメートルとなっており、県の総面積の二一・三パーセント、評価総面積の五七・二パーセントとなっている。田畑は一五四五・五六平方キロメートルで、県の総面積の一三・三パーセント、評価総面積の三五・四パーセントとなっている。残りの六二・七パーセントは資産価値のない土地ということになり、山林・原野と合わせると県の総面積の八四パーセントは森林や山林原野ということになり、多くの自然が残っている県とすることができる⁽²⁾。

秋田県の土地利用計画では、秋田県の土地利用の現状を「本県は、一一六万haの県土を有し、その利用現況は、森林が七二％、農用地が一四％、水面・河川・水路が四％、道路が三％、宅地が二％、原野が一％、その他が四％であつて、全国の土地利用構成に比べて森林の占める割合が高くなっている」と説明している。さらに「この一三年間の県土利用の推移を見ると、全国の傾向と同様、宅地、道路の増加が著しい反面、農用地や森林、原野が減少している」ことも強調している。とはいえ広い森林の活用も今後の秋田県の課題の一つであることはいうまでもない。また秋田県は、「本県は、広大な森林や変化に富む山岳のほか、澄明な湖沼が点在するなど、優れた自然環境に恵まれている。第三次計画期間内においては、世界自然遺産「白神山地」及び周辺の自然環境の保全のため、自然公園の指定区域の拡大及び再編が行われた。その結果、海域を除いて約一二四千ha、一二ヶ所が自然公園に指定され、その面積は県土全体の一一％を占めている。また、湿原植物群落の保全のため、自然環境保全地域として新たに二ヶ所が指定されている。これらの保全対象地域には、民有林等の私有地も多く、規制に対する私権との調整が課題となっている」として、自然環境保全の必要性と、そこに潜む問題点を強調している⁽³⁾。

秋田県の人口は一九五六（昭和三一）年の約一三五万人をピークに減少に転じ、二〇一五（平成二七）年には一〇二万二八三九人（平成二七年国勢調査速報値）となっている。二〇〇五（平成一七）年以降は年間一万人以上の人口減が進行し、二〇一四（平成二六）年には人口減少率が一・二六パーセントとなるなど、全国最大のペースで人口が減少している。また秋田県は、二〇四〇（平成五二）年の人口は六九万九八一四（約七〇万）人にまで減少し、二〇六〇（平成七二）年には四六万五千人まで減少すると推測している。秋田県は、「あきた未来総合戦略」を実施していくことによつて、将来の目標人口を二〇四〇（平成五二）年で七六万人、二〇六〇（平成七二）年で六一万一千人、二一〇〇年には約五二万人という流れで人口減少を抑制し、その後は安定的に推移させることを目標としている^{（4）}。

秋田県は、この目標現実にもけた人口の自然増減と社会増減対策を提示している。自然増減対策のための合計特殊出生率の目標値を、二〇三五（平成四七）年に国の希望出生率である一・八三に、二〇五〇（平成六二）年に人口置換水準である二・〇七とし、社会増減対策として、二〇三五（平成四七）年までに五年ごとに二分の一ずつ減少させ、二〇四〇（平成五二）年以降は転入・転出を均衡させることを前提としている。その前提として秋田県は、二〇一五（平成二七）年度から二〇一九（平成三二）年度の五年間を推進期間とする『あきた未来総合戦略 「高質な田舎」を思い描きながら「日本に貢献する秋田」、「自立する秋田」を目指して』を策定しているのである。「高質の田舎」という言葉は「自然と調和し、豊かに暮らしている姿」の具体像ということである^{（5）}。

「あきた未来総合戦略」の基本的視点は「東京圏等への人口流出に歯止めをかける」、「東京圏等から秋田への人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、暮らしの安全を守る」の四点である。また基本目標として、「（1）産業振興による仕事づくり」、「（2）移住・定住対策」、「（3）少子化対策」、

「(4)新たな地域社会の創生」の四点が提示されている。(1)では「雇用創出数 五年間で一万二六三〇人」が、(2)では「Aターン就職者数 一〇六〇人(平成二六)→一七〇〇人(平成三二)」と「本県への移住者数 二〇人(平成二六)→二二〇人(平成三二)」が、(3)では「婚姻数 三八四二件(平成二六)→四〇二〇件(平成三二)」、「合計特殊出生率 一・三四(平成二六)→一・五〇(平成三二)」が、(4)では「『住んでいる地域が住みやすい』と思っている人の割合 平成三一までに八〇%」と「社会活動・地域活動に参加した人の割合 四四・四%(平成二六)→六八・〇%(平成三二)」が目標とされている。地域をあげて「高質な田舎」づくりに邁進していこうとする秋田県の姿勢が見える。⁶⁾

しかし「平成二七年国勢調査速報値」を見ると、人口増加率がプラスとなっている都県は、上から三・〇の沖縄県、二・七の東京都、一・〇の愛知県、〇・九の神奈川県と埼玉県、〇・六の福岡県、〇・二の滋賀県、〇・一の千葉県の八県のみである。それに続くのが今回の調査ではじめてマイナスとなったマイナス〇・三の大阪府である。全国平均がマイナス〇・七であり、平均以上の都府県はこの九都府県とマイナス〇・六の宮城県と広島県だけである。沖縄県、宮城県、広島県を除くと、旧四大工業地帯での人口増加傾向が浮かんてくる。また、八県中四都県が東京圏を形成していることからみても、依然として東京一極集中が継続していることがわかる。また北海道と沖縄県を例外とすると、東北(宮城県が中心)、関東(東京圏が中心)、中部(愛知県が中心)、近畿(大阪府が中心・滋賀県で人口が増加)、中・四国(広島県が中心)、九州(福岡県が中心)は、中心になる都府県を軸に発展を図っていく必要があることがわかる。道州制を導入するとすれば、こうした八地域が軸になると考えられる。「地方消滅」を防止することを考えた場合には、札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市が「地方中核都市」として機能していくことが必要となる。⁷⁾ 東北は仙台市を地方中核都市とした対応が必要となる。

それゆえ、都道府県の中で全市町村の人口減少率が全てマイナスとなっている秋田県の将来計画は、秋田県単独の計画であることからみても、その実現には大きな壁が存在しているといえる。特に東北地方の太平洋地域は東日本大震災からの復興の途中であることから、太平洋側と日本海側の県が互いに競争しあつて地方創生に向かつて進み始めており、全体的な動きにはなっていないのである。また秋田県では人口の四〇パーセント弱が秋田市に住んでいるのであり、秋田市一極集中の傾向が強い。そうした中で、「農山漁村については、生活および生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観等公益的機能を有する県民共有の財産であるという認識のもと、地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備のもとに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の進行や地域に適合した諸産業の導入等による就業機会の確保等により、集落機能の維持・再生を図り、健全な地域社会を築く」^⑧ことが目標とされているのであるが、かなり厳しい現実があるといわざるを得ない。

二 秋田県の国と郡と市町村の歴史

秋田県の藩や旗本領、郡そして市町村の変遷は表1のとおりである。秋田県が位置する東北地方は、現在の秋田県と山形県の大半を領域とする出羽国と、現在の青森県、岩手県、宮城県、福島県の大半を領域とする陸奥国に分かれていた。出羽国の始まりは七〇八（和同二年）におかれた越後国出羽郡であり、七二二（和同五年）年に出羽国となった。越後国出羽郡は北陸道の領域を拡大する形で、現在の山形県の庄内地方から秋田県の領域の大半に勢力圏を拡大していった。他方、陸奥国は、東山道と東海道の領域を拡大する形で北東に勢力圏を拡大していった。当初は道奥（みち

のく国と称され、現在の福島県と宮城県南部そして山形県の内陸部にあたる最上地方、村山地方、置賜地方を領域としていた。陸奥国が現在の福島県・宮城県・岩手県・青森県に匹敵する領域となったのは一二世紀のこととされている。七十二年の出羽国の設置の際に、現在の山形県の内陸部は陸奥国から切り離され、出羽国の藩図に組み入れられた。その後、出羽国の現在の秋田県に関連した領域には、山本郡、秋田郡（現在の北秋田郡と南秋田郡）、河辺郡、仙北郡、由利郡、平鹿郡、雄勝郡、飽海郡がおかれた。⁹⁾

江戸時代に現在の秋田県の領域におかれていた藩は、久保田藩（佐竹氏・二〇万五八〇〇石、一八七一〔明治四〕年に秋田藩に改名）と岩崎藩（旧久保田新田藩・二万石、佐竹家の分家、後に久保田藩に統合されたが明治政府により岩崎藩として再設置された）、本荘藩（六郷氏・二万石、現在の秋田県由利本荘市）と亀田藩（岩城氏・一万八千石、現在の秋田県由利本荘市岩城亀田）と矢島藩（生駒氏・一万二千五百石、現在の秋田県由利本荘市矢島町）の五つ（久保田藩と久保田新田藩を一つとみれば四つ）であった。この他に盛岡藩領の鹿角郡と、由利郡に三つの旗本領が存在した。旗本領の代表とされる仁賀保氏は、当初仁賀保藩であったが分家により旗本となり、由利郡仁賀保（現在のにかほ市平沢）に旗本領をおいた。久保田藩の領域は、山本郡、秋田郡、河辺郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡に及んだのであり、現在の秋田県の領域の大半を占めていた。久保田藩の領域内におかれた岩崎藩は、久保田藩領雄勝郡の東部を領域としていた。また、久保田藩の支城がおかれた横手は平鹿郡を、大館は北秋田郡の一部を管轄した。

六郷氏が治めた本荘藩は現在の秋田県由利本荘市付近を、岩城氏が治めた亀田藩は現在の秋田県由利本荘市岩城亀田付近を、生駒氏が治めていた矢島藩は現在の秋田県由利本荘市矢島町付近を領域としていた。また旗本領は仁賀保付近すなわち現在のかほ市を領域としていた。それゆえ由利郡は久保田藩とは無関係の地域であった。また陸中国

羽後国・由利郡 亀田領・亀田藩 亀田県 本荘領・本荘藩 本荘県→秋田県 矢島領・矢島藩 矢島県→秋田県 仁賀保領・酒田藩 酒田県→秋田県	由利郡 H5.10.1 消滅	(市)		1 本荘市 (S29)	本荘由利広域 市町村圏組合 (一部事務組合) 本荘市 由利郡全域	105,624 (10.3%) 1,450,58 (12.5%)	由利本荘市 (由利本荘市) (由利本荘市) (由利本荘市) (由利本荘市) (由利本荘市) (由利本荘市) (にかほ市) (にかほ市) (にかほ市)	80,045 (7.8%) 1,209.45 (10.4%)	① 1,993,282 ② 28、③ 10	由利本荘市定住自立 圏	地域自治区 (廃止) ↑ まちづくり 協議会
		(町)	33	3 岩城町							
				3 矢島町							
				大内村→大内町							
				東由利村→同町							
				西目村→西目町							
		(村)	190	鳥海村→鳥海町							
				金浦町							
				仁賀保町							
		(市)		1 大曲市 (S29)							
羽後国・仙北郡 久保田領 久保田藩→秋田藩 秋田県	仙北郡	(町)	1	神岡町	大曲仙北広域 市町村圏組合 (一部事務組合) 大曲市 仙北郡全域	130,733 (12.8%) 2,128.67 (18.2%)	大曲市 (大曲市) (大曲市) (大曲市) (大曲市) (大曲市) (大曲市) (仙北市) (仙北市) (仙北市) (美郷町) (美郷町) (美郷町)	83,180 (8.1%) 866.77 (7.4%)	① 1,961,152 ② 17、③ 13	大仙美郷環境事業組 合 (大仙市、美郷町) 大仙美郷介護福祉組 合 (大仙市、美郷町)	地域自治区 (地方自治法)
				4 中仙町							
				協和村→協和町							
				1 南外村							
				仙北村→仙北町							
		(村)	145	太田村→太田町							
				4 男鹿町							
				田沢浦町							
				1 西木村							
				2 六郷町							
羽後国・平鹿郡 久保田領 久保田藩→秋田藩 秋田県	平鹿郡 H5.10.1 消滅	(市)		1 横手市 (S26)	横手平鹿広域 市町村圏組合 横手市 平鹿郡全域	920,041 (9.0%) 692.8 (5.4%)	横手市 (横手市) (横手市) (横手市) (横手市) (横手市) (横手市) (横手市) (横手市) (横手市)	92,041 (9.0%) 692.8 (5.4%)	① 3,698,307 ② 28、③ 18	横手市定住自立 圏	地域自治区 (廃止) ↑ 地域づくり 協議会
		(町)	1	増田町							
				平鹿町							
				5 雄物川町							
				大森町							
				十文字町							
		(村)	90	山内村							
				2 大雄村							
		(市)		1 湯沢市 (S29)							
		(町)	2	雄勝町							
羽後国・雄勝郡 久保田領 久保田藩→秋田藩 秋田県 東部：岩崎藩 岩崎県→秋田県	雄勝郡			2 稲庭川連町 (稲川町)	湯沢雄勝広域 市町村圏組合 (一部事務組合) 湯沢市 雄勝郡全域	65,280 (6.4%) 1,225.38 (10.6%)	湯沢市 (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市) (湯沢市)	47,142 (4.6%) 790.91 (6.8%)	① 1,203,743 ② 7、③ 6	湯沢雄勝地域定住自 立圏	
				1 皆瀬村							
		(村)	89	羽後町							
				23 1							
				1 東成瀬村							
羽後国・飽海郡 酒田県→秋田県	飽海郡 (註2) 秋田県→山形県	(市)		1 酒田市 (1市3町1村)	酒田市の広域市町村圏 89の広域市町村圏 41が存在した 24現在は1協議会と 73.5組合が残存		酒田市 (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市)	13 (平均7.1万人) 9 (平均9982人) 3 (平均2714人) 25 (平均4.1万人)	人口 平均 1,027,091 面積 41,084 11,637 平均 465.48	5の定住自立圏が存 在	
		(町)	2	酒田町							
				1 1							
		10の郡 現在7郡存在 (3郡消滅)	309 936 1,245	14 222 237							
2国9郡が存在		(市)		1 酒田市 (1市3町1村)	酒田市の広域市町村圏 89の広域市町村圏 41が存在した 24現在は1協議会と 73.5組合が残存		酒田市 (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市) (酒田市)	13 (平均7.1万人) 9 (平均9982人) 3 (平均2714人) 25 (平均4.1万人)	人口 平均 1,027,091 面積 41,084 11,637 平均 465.48	5の定住自立圏が存 在	
		(町)	2	酒田町							
				1 1							
		10の郡 現在7郡存在 (3郡消滅)	309 936 1,245	14 222 237							

この表は秋田県公式 Web サイト「美の国秋田ネット」「あんなべいな秋田」の資料を整理して作成した (http://www.pref.akita.lg.jp/)。
 註1：郡の人口と面積はこの表の平成の大合併後の各市町村の人口と面積 (上段：人口、下段：面積) を集計したものである。出典は秋田県建設部『平成27年度 業務概要』秋田県である。
 註2：①は観光客数 (人)、②は観光地点数 (個)、③行祭事・イベント数 (個)。なお数字は平成26年度秋田県観光統計をもといた。
 註3：中心市は三次市と十和田市であり、近隣市町村は小坂町を除くと、青森県の野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町であり秋田県では小坂町だけが参加している。

の鹿角郡も久保田藩とは無関係な地域であった。出羽富士と呼ばれる鳥海山を領域の一部に抱える飽海郡は、出羽国鶴岡藩と出羽国松山藩（後の松嶺藩）の領域とされていたことから、ここも久保田藩とは無関係の地域であった。しかし、一八六八（明治元）年に明治政府は、出羽国を現在の山形県から飽海郡（酒田市の最上川以北から遊佐町にいたる地域）を除いた地域で構成される羽前国と、現在の秋田県に飽海郡を加え鹿角地域を除いた区域で構成される羽後国に区分した。その結果、鳥海山は秋田県に帰属することになった。羽後国の飽海郡はその後山形県の区域に改編され、鳥海山を含む区域が山形県に帰属することになった。このことは、両県の鳥海山を挟んだ地域の住民が、鳥海山を自分たちの地域（県）のシンボルと主張する遠因となっているのである。

一八七一年（明治四）年二月に久保田藩は、この地方が古来「秋田」と呼ばれてきたことを理由として、藩名を秋田藩に変更する旨の願書を政府に提出し認められた。その結果八月の廃藩置県にもなつて、現在の秋田県の地域には秋田県・本荘県・岩崎県・亀田県・矢島県が設置されることになった。同時に現在の山形県の一部である酒田県には、由利郡の旧旗本領（仁賀保地域）が含まれた。仁賀保地域は一時酒田県（山形県）の一部となっていたのである。しかし一二月の第一次府県統合において、秋田県・本荘県・岩崎県・亀田県・矢島県に江刺県の鹿角郡と、酒田県の一部であった由利郡の旧旗本領（仁賀保地域）をあわせた領域で秋田県が設置され、飽海郡は秋田県から酒田県に移されることで酒田県の領域が確定された。仁賀保地域と飽海郡の配置変更によつて秋田県と酒田県の領域が確定したのであり、酒田県が山形県に統合されることによつて、現在の秋田県と山形県の県境が確定することになったのである。¹⁰

一八七九年（明治一二）年の郡区町村編成法によつて、秋田県には鹿角郡、山本郡、北秋田郡、南秋田郡、河辺郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡の九郡がおかれることになった。久保田藩の領域におかれていた山本郡、秋田郡、

河辺郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡の六郡が、秋田藩が北秋田郡と南秋田郡に分割されることで七郡となり、それに江刺郡から編入された鹿角郡と、本荘県・岩崎県・亀田県・矢島県と旗本領で形成されていた由利郡を加えることで九郡となった。また、明治の大合併の前後の(市)町村の変動を見ると、鹿角郡では二三村が二町・八村に、山本郡では二町・六六村が二町・四四村に、北秋田郡では三町・一二一村が二町・二九村に、南秋田郡では二町・一五七村が一市(秋田市)・一町・三五村に、河辺郡では五九村が一四村に、由利郡では三三町・一九〇村が三町・八村に、仙北郡では一町・一四五村が一町・三七村に、平鹿郡では一町・九〇村が一町・二三村に、雄勝郡では二町・八九村が二町・二三村になるまで合併が進んだ。郡区町村編成法施行時期の三〇九町・九三六村の合計一二四五町村が、明治の大合併直前には四四町・九四〇村の合計九八四町村まで減少してはいたが、明治の大合併によってさらに一市・一四町・二二二村の二三七市町村にまで合併が進展したのである。^⑪

一九二五(大正一五)年の秋田県の市町村数は一市・四五町・一九二村の合計二三八市町村であった。一九四〇(昭和一五)年に能代市が誕生し秋田市と能代市の二市となった。地方自治法が施行された一九四七(昭和二二)年の秋田県の市町村数は、二市・五〇町・一七二村の合計二二四市町村であったが、一九五〇(昭和二五)年に二市・五〇町・一七三村の合計二二五市町村となった後、一九五一(昭和二六)年四月一日には横手市と大館市が誕生したことから、秋田県の市町村数は四市・五〇町・一七〇村の二二四市町村となった。一九五三(昭和二八)年の町村合併促進法施行時の秋田県の町村数は、四市・五一町・一六九村の合計二二四市町村であり、昭和の大合併前までの戦後の秋田県の市町村の総数は、市や町が増加するといった変動が若干見られたものの、ほぼ二二四市町村体制のまま^⑫で推移していたのである。

三 秋田県の昭和の大合併と自治制度

四市・五一町・一六九村の合計二二四市町村で昭和の大合併を迎えた秋田県では、一九五四（昭和二九）年三月三十一日に男鹿市と湯沢市と本荘市が誕生し、五月三日には大曲市が誕生したことによって八市・四二町・五〇村の合計一〇〇市町村となり、一九六一（昭和三六）年六月の昭和の大合併の終了時点では、八市・四〇町・二四村の合計七二市町村となった。その後一九六四（昭和三九）年には山本村と藤里村がそれぞれ町になるとともに、大潟村が誕生したことから、八市・四二町・二三村の合計七三市町村となった。その後、一九七二（昭和四七）年には若美村と雄和村がそれぞれ町となるとともに、四町村の合併によって鹿角市が誕生したことから、九市・四四町・一六村の合計六九市町村になり合併が進展していったことがわかる。¹³

こうした昭和の大合併の中で、鹿角郡は鹿角市と小坂町の一市・一町（二市町）となった。山本郡は一九四〇（昭和一五）年に市に昇格した能代市と四町・五村の一〇市町村となった。北秋田郡は大館市と六町・一村の八市町村となった。南秋田郡は秋田市と一九五四（昭和二九）年に市となった男鹿市の二市と六町・二村で構成されていたが、一九六四（昭和三九）年に誕生した大潟村が含まれたことから、二市・六町・三村の一市町村となった。河辺郡は河辺町と雄和村（後の雄和町）の一町・一村（後の二町）となった。由利郡は一九五四（昭和二九）年に市となった本荘市と一〇町の一市町となり村は消えた。仙北郡は一九五四（昭和二九）年に市となった大曲市と一〇町・三村の一四市町村となった。平鹿郡は一九五一（昭和二六）年に市となった横手市と五町・二村の八市町村となった。雄勝郡は一九五四（昭和二九）年に市となった湯沢市と三町・二村の六市町村となった。¹⁴

国は、一九六九（昭和四四）年に高速道路、高速鉄道、本四架橋、本州と北海道を結ぶ海底トンネルなどの整備あるいは建設という大型プロジェクト構想を通じた、豊かな環境の創造を目的とした新（第二次）全国総合開発計画（新全総）を閣議決定した。新全総は合併ではなく、広域市町村圏と大都市周辺地域広域行政圏によって構成される、いわゆる「広域行政圏」や単数もしくは複数の広域市町村圏によって形成される地方生活圏といった、広域的な行政圏による事務の共同処理方式を採用し、複雑化した一部事務組合を整理する形で複合一部事務組合の設立を容認した。広域市町村圏は、三大都市圏と「いわき市」を除いた地域に設定された。広域市町村圏は、昭和の大合併後の新たな広域行政の推進単位として設定されたものであり、平成の大合併の結果の中にもその影響を読み取ることができる¹⁵。

広域市町村圏の設定単位の標準は（旧）郡である。そのことは秋田県に設置された広域市町村圏を見ると理解できる。鹿角郡には現在是一部事務組合である「鹿角広域行政組合」が、山本郡には一部事務組合である「能代山本広域市町村圏組合」が、北秋田郡には、大館市と比内町と田代町で構成される「大館周辺広域市町村圏協議会」と、鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村の四町・一村で構成される一部事務組合である「鷹巣阿仁広域市町村圏組合」が、南秋田郡と河辺郡には二つの郡にある秋田市と男鹿市の二市と周辺の七町・四村で構成する、一部事務組合である「秋田周辺広域市町村圏協議会」が、由利郡には本荘市と周辺一〇町で構成する一部事務組合である「本荘由利広域市町村圏組合」が、仙北郡には大曲市とその周辺一〇町・三村で構成される一部事務組合である「大曲仙北広域市町村圏組合」が、平鹿郡には横手市と五町・二村で構成される一部事務組合である「横手平鹿広域市町村圏組合」が設置された。雄勝郡には湯沢市と三町・二村で構成される、一部事務組合である「湯沢雄勝広域市町村圏組合」が設置された。南秋田郡と協議会を共同設置した河辺郡を除く八つの郡に、九つの広域市町村圏が設置されており、

ほぼ（旧）郡に類似したものであったことが理解できる。

広域市町村圏は現在では廃止されているが、広域行政推進のための行政機関の一つとして一つの協議会（「秋田周辺広域市町村圏協議会」と五つの一部事務組合が継続して設置されている。旧河辺郡の消滅前の人口は一万八一七五人で、面積は四五五・六一平方キロメートルであり、秋田県の一・八パーセント程度の人口と、三・八パーセントの面積しかなく、秋田市に吸収される形で消滅していくことになったことから、広域市町村圏は南秋田郡と一体化した形で、「秋田周辺広域市町村圏」が設置された。また「鹿角広域市町村圏」と「能代山本広域市町村圏」と「湯沢雄勝広域市町村圏」は、それぞれ「ふるさと市町村圏」に指定され、そのための広域行政機関として設置された一部事務組合である。「鹿角広域行政組合」と「能代山本広域市町村圏組合」と「湯沢雄勝広域市町村圏組合」は現存している。また、「本荘由利広域市町村圏組合」と「大曲仙北広域市町村圏組合」も現存している。

北秋田郡に、「大館周辺広域市町村圏」を管轄する「大館周辺広域市町村圏協議会」と、「鷹巣阿仁広域市町村圏」を管轄する「鷹巣阿仁広域市町村圏組合」が設置されたのは、前者が県の総人口の七・二パーセントの七万四三三七人が居住し、県の総面積の七・八パーセントの九一三・二二平方キロメートルを有しており、後者は県の総人口の三・三パーセントの三万三三九二人しか居住していないが、県の総面積の九・九パーセントの一五二・七六平方キロメートルを有しており、他の広域市町村圏と大差ない人口や面積を有していたためと考えられる。¹⁶しかし、この二つの組織と「横手平鹿広域市町村圏組合」は現存していない。こうした結果を生み出した背景にあるものの一つが平成の大合併である。

四 秋田県の平成の大合併と自治制度

平成の大合併は、一九九九（平成一二）年から二〇一〇（平成二二）年にかけて実施された、日本では三度目となる大合併である。平成の大合併の特徴の一つは、これまでの、小学校の義務教育の実施にともなう明治の大合併や、中学校の義務教育の実施にともなう昭和の大合併といった、全国画一型の大合併ではなく、合併の実施は各市町村の主体的判断に任せたことである。その結果、一九九九（平成一二）年三月三十一日現在の六七〇市・一九九四町・五六八村の合計三三三三市町村は、二〇一〇（平成二二）年三月三十一日に七八六市・七五七町・一八四村の合計一七二七市町村となった。ほぼ半減したことがわかるが、合併に参加した市町村は二〇九三市町村で五八八市町村に統合された反面、一一三九市町村は現状のままとなっている。合併市町村の人口は二万六千人から九万二千人に、面積は一〇〇平方キロメートルが三六〇平方キロメートルとなっており、平均人口五万五千人で平均面積一四〇平方キロメートルの未合併市町とは大きな相違が生まれている¹⁷。

平成の大合併と（旧）郡の関係を見ると、変化がなかった地域と、大きく変化した地域と、あまり変化しなかった地域に大別できる。鹿角郡は一九七二（昭和四七）年の鹿角市と小坂町の一市・一町の体制を継続しており、変化のなかった地域といえる。他方、河辺郡は河辺町と雄和町が秋田市に吸収されて消滅したことからみれば激変した地域といえるが、河辺郡の規模や雄和町に秋田空港があったことから、この合併は当然のながれであって順当な動きとする見方もある。河辺郡との合併を除くと、南秋田郡はあまり変化のなかった地域ともいえる。秋田市は河辺郡を併合して市域を拡大し、男鹿市は若美町と琴浜村を合併して市域を拡大し、天王町と飯田川町と昭和町は合併して潟上市

を誕生させたことは大きな動きともいえるが、八郎潟町、五城目町、井川村、大潟村は残存しており、秋田県内では最も合併が進展しなかった地域であったといえる。特に八郎潟周辺では五城目町・井川町・八郎潟町・大潟村がつながら形で残存しており、五城目町の東には上小阿仁村も残ったことからいえば、この地域は平成の大合併とは無縁であった地域ということもできる。

山本郡では一つの市となることを目指した合併協議が行われたが、市の名称をめぐる対立が顕在化し、藤里町が合併からの離脱を表明したことを受けて合併が再検討された。結果的には、能代市が二ツ井町と合併して能代市の市域を拡大し、八森町と峰浜村は合併して八峰町を誕生させ、琴丘町と山本町と八竜村は合併して三種町を誕生させ、藤里町は残存することになった。北秋田郡は大館周辺広域市町村圏と鷹巣阿仁広域市町村圏に区分された影響を受けて、大館周辺広域市町村圏では大館市と比内町と田代町が合併して大館市の市域を広域市町村圏の領域に拡大させたことから、「大館周辺広域市町村圏」とその行政組織であった一部事務組合は解消された。鷹巣阿仁広域市町村圏では鷹巣町と合川町と森吉町と阿仁町が合併して北秋田市を誕生させたことから、上小阿仁村は残存することになったが、「鷹巣阿仁広域市町村圏」その行政組織であった一部事務組合は解消された。

由利郡では、本荘市と岩城町・矢島町・由利町・大内町・東由利町・西目町・鳥海町といった、かつての本荘藩や亀田藩や矢島藩の領域を形成していた地域が合併して由利本荘市となった。象潟町と金浦町と仁賀保町といった旧旗本領の領域は合併してにかほ市となった。伝統を背景に二つの市が誕生したともいえる。仙北郡では大曲市と上岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町が合併して大仙市が誕生し、角館町と田沢湖町と西木村が合併して仙北市が誕生し、六郷町と千畑村と仙南村が合併して美郷町が誕生した。一市・一〇町・三村が二市・一町

まで合併が進展しているのである。平鹿郡では横手市が、増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村と合併して市域を広域市町村圏の領域に拡大したことから、「横手平鹿広域市町村圏」とその行政組織であった一部事務組合を解消した。雄勝郡では湯沢市が雄勝町と稲川町と皆瀬村と合併して市域を拡大した。羽後町と東成瀬村は残存した。⁽¹⁸⁾

平成の大合併後の広域行政の流れを見ると、定住自立圏の設定や一部事務組合の創設といった広域行政推進の流れと、地域自治区の設置といった身近な行政（コミュニティの創設）の推進に向けた動きなどがみられる。秋田県の定住自立圏には、鹿角郡では小坂町が隣接の青森県側の市町村と形成した上十三・十和田湖定住自立圏、大館市定住自立圏、由利本荘市定住自立圏、横手市定住自立圏、湯沢雄勝地域定住自立圏がある。上十三・十和田湖定住自立圏の中心市は三沢市と十和田市であり、近隣市町村は小坂町を除くと、青森県の野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町である。十和田湖を中心とした周辺市町村の広域行政圏に小坂町が単独で参加した形となっている。これは例外的なものといえる。

旧北秋田郡の領域では、(旧)郡内を二分してできた大館周辺地域広域市町村圏域の大館市と周辺三町が平成の大合併で大館市となり、大館地区・比内地区・田代地区で構成される合併一市圏型の定住自立圏を、旧平鹿郡の領域では横手市は平鹿郡に存在した五町・二村と構成していた横手平鹿広域市町村圏が平成の大合併で横手市となり、旧一市・五町・二村をそれぞれ地区とする合併一市圏域型の定住自立圏を確立した。旧由利郡の領域では、由利市と周辺一〇町のうち、亀田藩と本荘藩と矢島藩を形成していた七町で合併してできた由利本荘市と、旧仁賀保領を構成していた象潟町・金浦町・仁賀保町が合併してできたにかほ市に分かれた。それゆえ由利本荘市は、本荘地域を都市機能

集積地域、矢島地域、岩城地域、由利地域、大内地域、東由利地域、西目地域、鳥海地域の七地域を田園等農業生産地域とする合併一市圏域型の定住自立圏を確立した。旧雄勝郡の領域では一市・三町・二村のうち二町・一村が合併で湯沢市となり、羽後町と東成瀬村はそのまま残ったが、湯沢市・羽後町・東成瀬村の一市・一町・一村を圏域とする「湯沢雄勝地域定住自立圏」が形成されている。その他の地域では表1のような一部事務組合が設定され、広域的な行政が実施されている。¹⁹⁾

広域行政に対して、コミュニティ行政の推進も行われている。能代市では、合併した相手先のコミュニティ活動を保障する形で、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて、合併前の二ツ井町地域に地域自治区「二ツ井町」を二〇一六（平成二八）年三月三十一日までの一〇年間を予定として設置し、それを二〇二〇（平成三二）年度まで五年間延長することを決定した。その背景には合併特例債の活用可能期間の五年間の延長が見られる。²⁰⁾ 仙北市では、同じ市町村の合併の特例に関する法律を活用して、二〇〇五（平成一七）年九月二〇日の合併の際に「角館地域審議会」、「田沢湖地域審議会」、「西木地域審議会」を設置している。その背景には、仙北市の面積が一〇九三・六四平方キロメートルで、平成の大合併後の秋田県では第三位（九・四パーセント）の広さを持つ市となったことがある。²¹⁾ 大仙市と由利本荘市と横手市では地方自治法に基づく地域自治区を設定した。大仙市では合併以前の市町村をそれぞれ地区とする（旧市町村全域での地域自治区の設置）地域自治区を設定し、そこに地域協議会を置き、市政に対する地域の声の反映を重視した政策を導入している。²²⁾

なお秋田県は「秋田県国土計画」の中で、県土を「自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、次の三区分別とする」として、県北地域と県央地域と県南地域に区分している。県北地域には広域圏として鹿角（鹿角市、小

坂町)、北秋田(大館市、北秋田市、上小阿仁村)、山本(能代市、藤里町、三種町、八峰町)が、県央地域には秋田(秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村)、由利(由利本荘市、にかほ市)が、県南地域には仙北(大仙市、仙北市、美郷町)、平鹿(横手市)、雄勝(湯沢市、羽後町、東成瀬村)が含まれている。このことから秋田県は広域的には三地域に、広域行政地域としては(旧)郡と広域市町村圏では若干相違があるもの九地域に分けられている。広域的な政策にはこうした地域区分の相違が影響を与えている面が認められるのである。⁽²³⁾

五 シンポジウムから見えてくる秋田県の将来像

秋田県は「あきた未来総合戦略」において、「東京圏等への人口流出に歯止めをかける」、「東京圏等から秋田への人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、暮らしの安全を守る」の四点を基本戦略としている。そのために、「(1)産業振興による仕事づくり」と「(2)移住・定住対策」と「(3)少子化対策」と「(4)新たな地域社会の創生」の四点を基本目標としていることは前述のとおりである。秋田県がどのようなものを「高質な田舎」の基本戦略としているかということとは、二〇一五(平成二七)年七月三〇日に開催された、「秋田の未来創生シンポジウム」のパネリストの構成からもよみとれる。

パネリストは、秋田県知事を除くと、山梨県甲州市在住の中央葡萄酒(株)取締役・栽培醸造部長の三澤彩奈氏、和歌山県那智勝浦町色川地区在住の色川地域振興推進委員会会長原和男氏、茨城県つくば市にあるモーハウス代表取締役の光畑由佳の三氏であった。この人選から秋田県では、いかにして地場産業を開発し地域ブランドを作っていくのか、

いかにしてAターンを拡充していくのか、子供を連れた出勤と職場生活を通した女性の社会進出の拡大と、結婚・出産・子育てを進めていくのかといった点に焦点をおいているものと考えられる。三澤氏はブドウの新品種である「甲州」を地域ブランドとして育て上げ、地域ブランドを通した国内さらに国際的な販売網の確立の可能性を説明されていた。原氏は自らも移住者であり、新規移住希望者の甘えを排除した移住の可能性の確立の必要性を強調しながら、地域再生策としての移住政策に必要なものの一つとして、住民がまず地域を再発見し、自分たちらしさを発信することが必要であり、そこにあこがれて人々は移住してくるという姿を、自らの経験も踏まえて強調していた。光畑氏は子連れ出勤を通した女性のやる気を強調しながら、少子高齢社会においては、介護世代にとって親連れ出勤が必要となる可能性を示唆し、保育園や介護施設といった施設の必要性は理解しながら、逆に被介護者や乳幼児を連れた社会での活動の可能性の拡大を強調していた。

三澤氏の話からは、秋田県や県内各市町村の「(1)産業振興による仕事づくり」を重視している姿勢が見えてくる。秋田県は日本で三番目のコメの生産地であり、ブランド米の生産のみならず、米をはじめとする独自の農産物を生かしたあらたな商品開発の模索を促していた。三澤氏は「今あるものを大切に」と訴え、秋田で食べたメロンの味を高く評価し、何も新しいものを作り出そうとするのではなく、そうしたものをいかに売り出していくか、あるいはどのように加工していくことが必要かといったことも強調していた。このことは地域の見直しあるいは地域にあるものの再評価を通じて「まちおこし」をはかろうとした、平松守彦氏の「一村一品運動」の精神につながる面があるように思われる。²⁴ また三澤氏は日本ではおいしいものは銀座なら手に入るといふ現状の見直し、もつと地方（生産地）でおいしいものが味わえるようにすべきであるとの言葉で、地産地消の拡充の必要性を強調していた。

原氏の話の中心は、まさに秋田県と県内各市町村の「(2)移住・定住対策」の戦略の構築を促すもののように思われた。原氏は「ややもすると移住者の増加を求める市町村や地区などでは手厚い支援を考えているところもみられる。また移住希望者も、人口減少地域に行つてやるといった誤った視点から、手厚い保護策を前提とした移住計画を立てている者もいる」ことを問題視していた。原氏は「あくまでも生活は自分の力で行うものであり、移住者はそこで自分の生活を切り開いていくものであり、甘えのある移住者は結局は先住者や地域となじまなかつたり対立することで撤退する場合もみられる」ことも強調されていた。そのために原氏は「地域の説明会や体験生活を経験してもらうことの必要性」も強調し、「先住者が移住希望者の受け入れの可否を決定するような機能」も必要なことも説明されていた。その後は先住者も移住者も「誇りの再生」が重要であり、それが成功することによって、移住者の子供たちの定住にもつながることにあることを、原氏は自分の経験も踏まえながら説明していた。

光畑氏の報告からは、秋田県と県内各市町村の「(3)少子化対策」への視点を変えた対応の必要性や可能性などを模索していく必要性が見えてくる。電車通勤が前提となっている首都圏での経験から、彼女は人前でも胸を見せずに授乳のできる衣服を考案し販売していた。子供が母乳をほしがることは当然であり、ほしがる時に与えることができることも必要であることを前提に、そうすることによって女性の社会進出の可能性が拡大されるし、職場に子供を連れて行つて仕事の合間に子育てもできれば、女性の育児を理由とした退職や希望しない条件での転職等の発生を防止可能なことや、核家族化の進展等の影響もあり、女性が子育てのために家庭への引きこもりがちになり、社会と触れ合う機会の制約を少しでも排除できることを強調していた。

三者の報告と会場での質疑応答を見ると、秋田県の地域創造はまた緒に就いたばかりであり、これから具体化され

ていくものであることは理解できた。パネリストの意見と秋田県や県内市町村の計画が具体化されていけば、その進展していく先に、まさに「(4)新たな地域社会の創生」の方向性が見えてくるといえる。このゴールとなるものが「高質な田舎」ということになるものと思われる⁽²⁵⁾。

「地方創生」あるいは「地域創造」を実際に行う第一段階の単位は、当然のことではあるが基礎自治体である市町村ということになる。しかし平成の大合併は、市町村の多様性を拡大したことから、その後の市町村規模の相違に應じた対応が必要となる。秋田県では九市・五〇町・一〇村の六九市町村が、一三市・九町・三村の合計二五市町村になった。合併しなかった一市・六町・三村の総人口は八万五二五九人であり、県人口の八パーセント強で平均八千五百人ほどであるが、人口三万人強の鹿角市を除くと平均人口五千五百人ほどとなる。これに対して合併した一五の市と町の平均人口は六万二七八九人であり、鹿角市を除くと一〇倍を超える違いがみられる。こうした地域の特性に応じた広域行政体制の整備も必要となる。

特に今回調査した山本地区と由地区郡にはそれぞれ大きな特徴がみられる。山本郡では藤里町を除く一市・四町・三村の合併を実施したが、人口五万五千人の能代市と、人口七千人強の八峰町と、人口一万七千人強の三種町と、人口三千五百人弱の藤里町が残ったのであり、藤里町にとっては山本地区の一市・二町との関係と、県北地域との関係を考慮する必要がでてきたといえるのである。他方、全体で県人口のほぼ一割に当たる一〇万五千人強をしめる由利地区は合併により由利本荘市とにかほ市の二市に統合された。一体化した政策が求められる部分も認められ、また面積からみれば、一市・七町の合併で誕生した由利本荘市は秋田県のほぼ一割に当たる一千二百平方キロメートルを有する市であることから、広域化した地域に適した対応が求められている。

表 2 秋田県の指定無形文化遺産・無形民俗文化財等

	イ ベ ン ト	会 場	特 徴	備 考
1 月	大日堂舞楽	鹿角市・大日霊貴神社	ユネスコ無形文化遺産	国重要無形民俗文化財
	上郷の小正月行事	にかほ市象潟町	国重要無形民俗文化財	
2 月	六郷のカマクラ	仙北市美郷町	国重要無形民俗文化財	
	刈和野の大綱引き	大仙市刈和野	国重要無形民俗文化財	
3 月				
4 月				
5 月				
6 月	小滝（延年）のチョウクライロ舞	にかほ市象潟町	国重要無形民俗文化財	
7 月	東湖八坂神社祭の続人行事	大仙市刈和野	国重要無形民俗文化財	
	土崎神明社の曳山行事	秋田市土崎港	国重要無形民俗文化財	
8 月	秋田の竿灯	秋田市	国重要無形民俗文化財	
	根子番楽	北秋田市阿仁町	国重要無形民俗文化財	根子集落（マタギの里）の神楽
	花輪祭の屋台行事（花輪ばやし）	鹿角市花輪	国重要無形民俗文化財	日本三大ばやしの一つ
	毛馬内盆踊り	鹿角市十和田毛馬内	国重要無形民俗文化財	秋田県内三大盆踊りの一つ
	西馬音内盆踊り	羽後町西馬音内	国重要無形民俗文化財	
9 月	角館祭りのやま行事	仙北市角館町	国重要無形民俗文化財	神明社と薬師堂の祭典
10 月				
11 月	保呂羽山の霜月神楽	横手市大森町	国重要無形民俗文化財	横手市・波宇志別神社里宮
12 月	男鹿のなまはげ	男鹿市	国重要無形民俗文化財	
他	本海獅子舞番楽（天池講中）	由利本荘市鳥海町	国重要無形民俗文化財	1 月・5 月・8 月
	秋田のイタヤ箕製作技術	秋田市・仙北市	国重要無形民俗文化財	

六 秋田県の自然・伝統と観光

秋田県の日本一とされるものと、全国のベスト三に入っているものの中から、自然や伝統あるいは人口などに関するものを拾い上げると、「第一位のものには田沢湖の深度四二三・四 m、杉の人工林面積三六万七四六九 ha、重要無形民俗文化財の件数一七件などがある。第二位には食料自給率（カロリーベース）一七七％、清酒の販売（消費）数量（成人一人当たり）九・七ℓ、第三位に水陸稲の収穫量五四万六五百ℓ、地熱発電認可出力八万八十三百 kw などがある。逆に最下位となっているものには、出生率（人口千人当たり）五・八、人口増減率マイナス一・二六％、婚姻率（人口千人当たり）三・七^{（26）} などがある。秋田県の重要無形民俗文化財は表 2 の通りである。

出生率や婚姻率そして人口減少率が全国最下位であることは、秋田県の人口減少問題の厳しさを伝えている。

る。半面、世界自然遺産の白神山地があり、杉の植林が多いことは緑豊かな秋田を想像させる。コメの生産量や清酒消費量からは実り豊かなおらかな秋田県の雰囲気伝わってくる。さらに日本一の重要無形民俗文化財の多さや、伝統を尊びながら民衆が民俗文化を継承しているところに秋田県民の郷土愛や粘り強さがみえてくる。それゆえ、地産地消を前提として秋田県の活力増進を図るとすれば、自然や自然の恵み、農水産業を中心とした特産品、歴史や伝統そして地域的な特性などを伝えてくれる重要無形民俗文化財などの総合的な活用に加えて、数々のイベントや、温泉との組み合わせのような形で秋田を総合的に売り出していく、観光業を中心とした産業発展に大きな力を注ぐ必要がある。

二〇一四（平成二六）年の観光統計によれば、秋田県の観光客数は年間約三千二百五万人で、観光地点への入込客（観光）が二千百八五万人で行祭事・イベントへの入込客（行祭事）が一千二〇万人となっている。秋田県の伝統行事・まつり・イベントは表3の通りである。表3からわかるように、秋田県の伝統行事・まつり・イベントは、八月を中心して七月から一〇月と四月中・下旬から五月上旬に集中している。八月には観光客の二〇パーセント強の六九二万人（観光三二二万人・行祭事三八〇万人）が、七月には九パーセントの二八九万人（観光三三二万人・行祭事三七万人）が、九月には九・二パーセントの二九四万人（観光三三二万人・行祭事七二万人）が訪れている。その理由としては、七月から九月にかけて夏祭りを中心にした多くの重要伝統民族文化財とされる各種の行祭事が行われるとともに、花火大会が各地で頻繁に行われていることをあげることができる。特に八月は観光と行祭事の客数がほぼ拮抗していることも特徴として挙げることができる。

五月には二番目に多い一一・三パーセントにあたる三六三万人（観光二六二万人・行祭事一〇一万人）が、一〇月には

表3 秋田県の伝統行事・まつり・イベント

月	上旬	中旬	下旬	旬
1月	1日：初日の出：天竺子ーランド・道の駅でんのう 2日：天日霊舞楽（鹿角市八万平・大日霊貴神社）	15日と第二土曜日：上郷の小正月行事（にかほ市象潟町） 17日：太平山三芳神社・三吉ぼんぜん祭（秋田市三吉神社） 17日：本庄風揚げ大会（羽後本庄）		
2月	6日：秋の宮温泉郷・かだる雪まつり（湯沢市秋の宮） 10日：刈田野の大縄引き（大仙市刈田野） 10日：上谷内の紙風船上げ（大仙市西木）	11日～15日：六郷のかまくら（美郷町六郷） 11日：川を渡るぼんぜん（大曲） 12日～14日：なまはげ柴灯まつり（男鹿市北浦真山） 13日～14日：火振りかまくら（仙北市角館町） 13日～14日：火つごまつり（湯沢地区） 13日～14日：大館アメリコ市（大館市） 15日～16日：横手の雪まつり かまくら（横手市） 20日：私田柳の冬まつり 蝦夷ほたる（大曲・私田の棚後） 20日～21日：田沢湖高原雪まつり（田沢湖スキー場） 19日：新作花火コレスション2016（大曲ファミリーースキー場）	第三土曜日：太田の火祭り（大仙市太田）	
3月			25日：御味碑埋式（湯上市・東湖八坂神社） 第三土曜日：緑六所神社奉納梵天（大仙市神岡）	
4月	3日：鯛火祭（ジャジャンコ祭）（大館市比内町）	11日～5月6日：柳巻温泉水ばししょう祭（仙北市田沢湖柳巻） 12日～13日：星辻神社だるま祭り（秋田市大町） 14日～23日：あきた千秋公園桜まつり（秋田市千秋公園） 16日～29日：本庄桜まつり（靉院会）（本庄市・本庄城跡） 18日～5月6日：桜まつり（横手市城山町・横手公園） 20日～5月5日：角館桜まつり（仙北市角館町・武家屋敷他） 20日～5月5日：きみまら桜まつり（能代市ニッ市町） 4月中旬～5月上旬：びっ洋・鎌生カタクリ群生の郷開園（仙北市） 中旬から下旬：小保内公園つつじ祭り（仙北市田沢湖）	23日：能代風揚げ大会（能代市・能代港中島堤頭） 25日：松館大瀬宮三台山獅子大権現舞・湯立て（鹿角市八幡平） 4月下旬～5月上旬：大森公園さくらまつり（横手市大森） 4月下旬～5月上旬：大館桜まつり（大館市字中城・桂城公園） 4月下旬～5月上旬：なかせん桜まつり（大仙市・八乙女公園） 4月下旬～5月中旬：日本国花苑桜まつり（井川町浜市）	
5月	（多くの桜まつりは4月下旬から5月上旬に開催されている） 8日～22日：つつじまつり（由利本荘市・本荘公園）	12日：小川まつり（前日は皆宮）（湯沢市・小川の郷公園） 第二土曜日：小滝（遊年）のチヨウクライロ舞（にかほ市象潟町） 14日～15日：綾子神社例大祭（秋田市綾子・綾子神社） 中旬（16日？）：造まづり・能代の花火（能代市下浜ふ頭） 中旬（16日？）：よこての全国観音花火大会（横手市） 中旬（17～18日？）：土崎神明社の曳山行事（秋田市土崎港） 14日：男鹿日本海花火（男鹿市・OGAマリンパーク） 14日：根子春祭（北秋田市阿仁町根子集落） 15日～16日：送り盆まつり（横手市・市役所本庁舎前） 16日～18日：大館大文字まつり（ひとねのまつり／花火大会）（大館市） 19日～20日：花輪祭の塔台行事（花輪ばやし）（鹿角市花輪） 14日：増田の花火（横手市増田町） 15日：八幡神社祭典（大仙市・神宮寺）	下旬：鹿島流し（大仙市） 23日：田沢湖大花火（仙北市田沢・田沢湖畔・白浜特設会場） 下旬か8月上旬：本荘川まつり花火大会（由利本荘市・友本公園） 第四土曜日：亀田海道まつり（大仙市） 27日：田沢湖龍神まつり（大仙市田沢湖） 21日～13日：毛馬内の盆踊り（鹿角市十和田毛馬内） 下旬（27日？）：全国花火競技大会 大曲の花火（大仙市）	
6月	1日：秋田駒ヶ岳山開き（大仙市田沢湖） 6日～19日：大龍バテまつり（大館市字三の丸） 6日～7日：牛乗りくも舞（続入行事）（湯上市・東湖八坂神社） 上旬：協和七夕花火（大仙市協和）			
7月				
8月	1日：白澤神社例大祭（神興の滝浴び）（八峰町・白澤神社） 3日～6日：秋田桜灯まつり（秋田市） 5日～7日：七夕絵どうろうまつり（湯沢市） 6日～7日：能代役七ツ・シャチ流し（能代市中心部・米代川） 8日：花輪ねぶた（7日もイベントあり）（鹿角市・城前店街） 10日：秋田市夏まつり雄物山花火大会（秋田市・雄物山河川敷）			
9月	6日：うご牛まつり（羽後町・五輪坂温泉としとらんど） 7日～9日：角館のお祭り（神明社と薬師堂の祭典）（仙北市角館町） 10日（第二土曜日）おなごりフェスタ in 能代（能代市） 上旬：招福狐の行列（秋田市・通り町商店街）	中旬：秋の朝市まつり「きのこまつり」（五城目町） 15日～23日：法体の滝和葉まつり（由利本荘市島海町・法体園地） 中旬～11月初旬：抱返り和葉祭（仙北市田沢湖） 中旬（日曜日）：秋田船方旗全国大会（男鹿市・市民文化会館）	22日～23日：生保内節全国大会（仙北市田沢湖生保内）	
10月			22日～23日：全国ごてんまりコンクール（由利本荘市・鶴舞会館）	
11月	上旬：よこて菊まつり（横手市・秋田ふるさと村） 6日：東北福祉大会（大仙市・西仙北めぐ森温泉「ユメリア」） 7日～8日：保呂羽山の霜月神楽（横手市・波子志別神社里宮） 10日～11月10日：楓の木光のフナタジメ（横手市平鹿地区）			
12月			31日：なまはげ行事（男鹿市役所庁舎） 31日：田沢湖金色大観音 除夜の花火春納（田沢湖） 31日：除夜の鐘（横手盆地・西法寺）	

註1. 表は「あるが、Com 国内サイト」イベント | (https://www.rumubu.com/event/detail.aspx?ID=10457) と、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」内の秋田年間イベント情報（春・夏・秋）
(http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1167196777286/index.html) を参照して作成した。
註2. コツツは国指定重要無形文化財（ユネスコ無形文化遺産を含む）である。
註3. 行事の日時は毎年かわるものもあり正確ではない。

三番目の一〇・六パーセントにあたる三四一万人（観光二七三万人・行祭事六八万人）が、四月には四番目の九・三パーセントにあたる二九八万人（観光二五三万人・行祭事一四五万人）が訪れている。四月から五月にかけての時期は秋田の春であり、桜がメーンではあるが、水芭蕉やカタクリあるいはツツジなどを楽しむことができ、また山菜などを中心とした春の味覚の時期であることが要因であると考えられる。九月から一〇月にかけては、紅葉と秋の味覚の時期であり、温泉も含めた秋田の情緒を堪能できる時期といえる。四月・五月の二か月で二〇・六パーセントの六六一万人の観光客が、また七月から一〇月には五〇・四パーセントにあたる一千六一六万人の観光客が秋田県を訪れている。十一月から翌年三月までの冬季と六月の梅雨の時期の対応が必要となっていることがわかる。

秋田県の各市町村の観光客数を見ると、上から五六九万人の秋田市、四九四万人の仙北市、三七〇万人の横手市、二八〇万人の男鹿市の四市が群を抜いている。百万人台は上から由利本荘市、大仙市、能代市、鹿角市、にかほ市、湯沢市、北秋田市の七市となっている。一〇万人台は小坂町、大館市、美郷町、八峰町、上小阿仁村、五城目町、大潟村、三種町、羽後町、東成瀬村、井川町の一市・七町・三村一市町村となっている。一〇万人以下は潟上市と藤里町と八郎潟町の一市・二町となっている。地域別で見ると、上から九〇七万人の秋田地区、七四九万人の仙北地域、三七〇万人の平鹿地域（横手市）、三六〇万人の由利地域、二五〇万人の鹿角地域、二二三万人の山本地域、二〇〇万人の北秋田地域、一四六万人の雄勝地域の順となっている。地域別の観光地点数と行祭事・イベント数を見ると、上から六二地点と二六件の合計八八の秋田地域、四八地点と二三件の合計七一の仙北地域、四四地点と一五件の合計五九の由利地域、三〇地点と一九件の合計四九の山本地域、二八地点と一八件の合計四六の平鹿地域、二五地点と一八件の合計四三の北秋田地域、一一地点と八件の合計一九の雄勝地域、一七地点と八件の二五件の鹿角地域の順と

なっている。

国の無形民俗文化財一七件は秋田地域と仙北地域にそれぞれ四件、由利地域と鹿角地域にそれぞれ三件、北秋田地域・平鹿地域・雄勝地域にそれぞれ一件存在するが、山本地域には存在しない。また秋田県指定の有形民俗文化財は一二件が登録されており、秋田地域に五件、仙北地域、由利地域、雄勝地域に各二件、鹿角地域に一件存在する。また、秋田県指定の無形民俗文化財四六件は、由利地域に一二件、山本地域に九件、仙北地域に七件、秋田地域と平鹿地域に各五件、鹿角地域に四件、北秋田地域と雄勝地域に各二件存在している。お祭りやイベントも主要なものは七四件であり、秋田地域に一四件、北秋田地域、平鹿地域、由利地域に各一件、山本地域に八件、仙北地域、雄勝地域に各七件、鹿角地域に五件存在している。²⁷これらは上位では相関関係が認められるが、下位の地域には明確な相関性は認められない。それゆえこういったものをどのように生かしていくかと、観光客の少ない冬季にどのようなを提供できるかが、今後の各市町村や地域の課題となっていることが理解できる。

七 藤里町の平成の大合併と地方創生

藤里町は、自らを「秋田県の北西部に位置し、青森県境を一边とする逆三角形の地勢で北は白神山地、南は能代平野の延長の米代川に通じています。その形状は東西二〇・二km、南北二二・五kmで面積は二八一・九八km²となっています。集落は、米代川の支流である藤琴川とその支流である粕毛川沿いに散在しています。集落と同様に、藤琴川、粕毛川沿いに狭あいな耕地が広がり、町土の九一％を山林と原野が占め、北部一帯の国有林は面積が一八一・三七km²で

六四％を占めています。世界遺産条約に基づく自然遺産に登録されている白神山地の高大なブナ林や、ここを水源とする藤琴川などは四季折々の美しい景観と豊かな資源を擁し、人々の心を和ませ、潤いを与えながら町土の浄化機能の役割を果たしています。さらに、町のシンボルである駒ヶ岳は、眺望の絶好地として親しまれており、町出身者のふるさと意識を育みつづける心のよりどころとなっています」⁽²⁸⁾との言葉で紹介している。

白神山地はその一部が自然保護のために世界遺産に登録されているのであり、秋田県の世界遺産地域は藤里町に接している。ただしそこへの入山は禁止されているので、近くからながめることになる。山林原野に囲まれた雄大な自然を背景とする町であることから、白神山地を中心あるいは対象とした様々なイベントが開催されている。その代表的なものとして、駒ヶ岳の登山を通じた白神山地自然観察会、白神山地ウォーキングツアー、白神山地紅葉トレッキングツアーや、主峰白神岳から望む世界遺産、真夏の白神山地小岳登山、粕毛川沿いから望む世界遺産、白神山地「銀細工の森」小岳登山、真冬の高山登山、白神山地早春の雪上トレッキングなどが行われている。⁽²⁹⁾

八峰町、能代市、北秋田市、大館市と隣接している藤里町は、秋田県内では広くは鹿角地域、北秋田地域、山本地域で構成される県北地域に、広域圏としては山本地域に属している。それゆえ藤里町は、「北秋田周辺衛生施設組合」を北秋田市、能代市内の二ツ井地区（旧二ツ井町）上小阿仁村と形成しており、この地域の近接した状態がわかる。また山本地域では、一部事務組合である「能代山本広域市町村圏組合」と「能代山本郡老人ホーム組合」を能代市、藤里町、八峰町、三種町で構成し、広域行政を推進しているのである。ただし、山本地域での広域合併による広域市の設定は、藤里町の離脱によって不可能になった経緯もあり、広域的な事務の共同処理と、自らの力で行う自立した自治事務の遂行が必要となっている。また、北秋田市との交流の可能性に目を向けることも必要といえる。

自然については、「気候は、過去一〇年間の平均気温が摂氏一一・四度、年間降水量は一二三四mmでしばしば集中豪雨に見舞われることがあります。…略…冬期間の積雪が多く、最大積雪量一四二cm、積雪日数一二〇日と一年の三分の一が雪に埋もれる豪雪地域であります」との言葉で、厳しい自然環境であることを強調している。他では、年間積雪量が一八〇センチメートルであり、秋田県内四九観測地点中二四位であり、秋田県の平均積雪量は一八七センチメートルであることから、ほぼ県内平均値に近い積雪とした記載も見られる³⁰。

二〇一三（平成二五）年の総人口は三七六九人となっている。二〇一〇（平成二二）年の人口は三八四八人、世帯数一三・一三世帯であり、人口は一九五五（昭和三〇）年以降減少が続いているが、世帯数はほぼ変わらず推移している。これは過疎地域の典型的な特徴といえる。また六五歳以上の高齢者人口の比率も、二〇一〇（平成二二）年で三九・二パーセントとなっている。また、藤里町の人口は一九八〇（昭和五五）年の五八三七人をピークに減少を続け、二〇一五（平成二七）年に三五二七人になり、二〇四〇（平成五二）年には一八二〇人までに減少すると予測されている。就業人口を見ると、一九八五（昭和六〇）年には就業人口三九四一人（全人口の五二・四パーセント）の三八・八パーセントにあたる一一四二人が第一次産業に、三一・七パーセントの九三三人が第二次産業に、二九・四パーセントの八六六人が第三次産業に従事していたが、二〇一〇（平成二二）年には就業人口一七一九人（全人口の四三・三パーセント）の一四・一パーセントにあたる二四二人が第一次産業に、二九・〇パーセントの四九九人が第二次産業に、五六・九パーセントの九七八人が第三次産業に従事している。第一次産業従事者が三分の一に、第二次産業従事者が三分の二に減少しているのに対して、第三次産業従事者は微増となっている。人口が約三分の二に減少していることからみても、第一次産業従事者の減少率は高く、高齢化に伴い就業率も急速に減少している。第一次産業従事者の減

少をいかに食い止めるかが課題となつて残つてゐることがわかる。⁽³¹⁾

藤里町の人口は毎年七〇人から八〇人の規模で減少している。特に昨年は一〇〇名であつた。その主たる要因は、年間の出生数が一人ほどであり、そこに自然減が加わつてゐるためである。現在の人口を維持するには毎年九組の移住で可能となると予測されている。町は、群馬県上野村が人口一六〇〇人でも元気な村として全国に紹介されており、将来の藤里町の人口モデルと考えてゐることから、ある程度の人口減は受け入れながらも、地域の活性化を図つていこうとしてゐることがわかる。そのための人づくり事業として、全世代を対象としたプラチナバンク（生涯現役の仕事づくり）、高齢者を対象としたシルバーバンク（地域貢献を趣旨とする）、引きこもりや不就労等の人々の社会復帰を目的としたこみつとバンクなどを実践している。こみつとバンクでは、登録者が自主運営するための施設「こみつと」があり、「白神まいたけキッシュ」や「こみつとうどん」などの製造販売を行っている。将来は登録者の自立した企業化をめざしてゐる。⁽³²⁾

藤里町は藤琴地区（五八一世帯・一七八三人）、粕毛地区（二八五世帯・一一三一人）、大沢地区（二七四世帯・五〇八人）、米田地区（一六五世帯・不明）、矢板地区（二一七世帯・四二六人）、中通地区（一〇四世帯・不明）、北部地区（三四世帯・不明）の七地区に分かれてゐる。それぞれの地区の自治会館が交流の拠点となつてゐる。ただし藤里町は秋田県内で唯一コンビニのない市町村であり、スーパーも一件しかなく、町の核となる施設が必要なことから、閉鎖されていた食堂（「かもや堂」）を対象とした「かもや堂リノベーション事業」を実施している。また町内全域の情報通信のインフラとして、二〇〇メガバイトの光ファイバー網で全町をカバーしている。

藤里町には、地域を単位とした郷土芸能が残されている。藤琴地区には秋田県無形民俗文化財に指定されている藤

琴豊作踊りが、大沢地区には大沢壮士舞が、米田稚気には根城青年団が実施している根城相撲とよさこい素波里貉（すばりむじな）が、中通地区には高山太鼓が、北部地区には金沢番楽がある。過疎化と少子化により担い手が少なく、現在後継者育成策として、夏休みに小学生を集めて郷土芸能の伝承事業を実施している。とくに過疎化と高齢化の著しい北部地区では金沢番楽は地域おこし協力隊員が受け継いでいる。しかし小中学生数も最多期の一六〇人程度から二〇人程度まで減少しており、継承の困難さが拡大していることがわかる。

かつては林業が藤里町の基幹産業であったが、現在は林業従事者の多くは町外の企業で働いている。町では間伐材の木材チップ化を通じたまちおこし策として「木の駅プロジェクト」を立ち上げている。青森県の大鰐町に学びながら、間伐材を木材チップにした販売やバイオマス発電への取り組みをめざしている。町では売却費と町の支援金を地域振興券として町民に配布し、町での地場製品の消費拡大を図ることを目標にしている。ここでも事業の担い手の確保が問題となっている。農業では米作のほかリンドウの花弁栽培や、羊の飼育が進んでいる。リンドウを「白神リンドウ」、ラム肉を「白神ラム肉」と呼んでおり、地域ブランド化を進めようとしていることがわかる。他にも「白神山水」、「白神山地ワイン」、「白神和牛」が生産されている³³。

八 にかほ市の重点道の駅「ねむの丘」を中心とした地方創生策

にかほ市は、二〇一五（平成一七）年一〇月一日に仁賀保町、金浦町、象潟町の合併で誕生した新しい市で、人口は二万五九七五人である。秋田県南西部に位置し、南に鳥海山、西に日本海を臨む、山と海に抱かれたところである。

南北約二三キロメートル、東西約一七キロメートルで面積は約二四〇・六七平方キロメートルである。海岸部の平野部に人口が集中し、秋田県内では春の訪れが最も早い温暖な地域で、降雪量も県内では最も少ない地域である。市内を国道七号とJR羽越本線が走り、秋田県南西部の玄関口となっている。春は三崎公園から勢至公園そして仁賀保公園へと北上する桜前線で、夏は岩ガキやウニや各地でのイベントが、秋は仁賀保高原のススキが、冬はハタハタやタラが有名である。国の重要無形文化財には、「上郷の小正月の行事」と「小滝（延年）のチョウクライロ舞」をはじめとして多くの文化財がある。また第二次産業の生産額は秋田県では秋田市に次いで第二位となっている。これはTDKなどの工場の立地によるものである。³⁴

にかほ市は、広くは秋田地域と由利地域で形成される県央地域に、広域圏では本荘由利広城市町村圏に位置し、由利本荘市との間で一部事務組合として「本荘由利広城市町村圏組合」を形成している。旧由利郡は、歴史的には鹿角地域とともに久保田藩に属さない地域であった。にかほ市域は旗本領であり、明治維新後は一時的ではあったが酒田県に帰属した地域であった。由利本荘市域は亀田藩と本荘藩と矢島藩の領域であった。こうした歴史的な背景もあり、旧由利郡は由利本荘市とにかほ市となったのである。国道七号線とJR羽越線が走っていることからにかほ市が交通の要衝となっており、道の駅・象潟「ねむの丘」は、二〇一五（平成二七）年一月に全国に一〇四〇ある道の駅のなかから、地域活性化の拠点となる優れた企画を持ち、今後の重点支援で効果的な取り組みが期待できるとして三五ヶ所が指定された重点道の駅の一つとなり、秋田県のゲートウェイとしての役割を果たしている。³⁵

由利地域には、にかほ市の重点道の駅・象潟「ねむの丘」のほかに、由利本荘市には、「道の駅岩城」、「道の駅にしめ」、「道の駅おおうち」、「道の駅東由利」、「道の駅鳥海郷」の五つの道の駅がある。「道の駅岩城」は国道七号の

本荘と秋田のほぼ中間にあり、物品販売、多目的施設を備えた交流ターミナル「ケベック」や岩城温泉「港の湯」が併設されている。「道の駅にしめ」は国道七号を本荘から車で約一〇分ほど南にきたところにあり、施設内には、物品販売、情報施設を備えており、周辺には、入浴施設やボーリング場がある。「道の駅おうち」は国道一〇五号を本荘から車で約一〇分ほど東にきたところにあり、施設内には、宿泊、温泉、物品販売、情報施設、多目的施設を備えた「ぽぽろっこ」がある。「道の駅東由利」は、国道一〇七号の本荘と横手のほぼ中間にあり、ショッピングプラザ「ぷれっそ」や黄桜温泉「湯楽里（ゆらり）」がある。「道の駅鳥海郷」は、本荘と湯沢のほぼ中間である国道一〇八号沿いにあり、物品販売施設がある。³⁶⁾

重点道の駅象潟「ねむの丘」については、「周辺と連携した圏域の観光拠点センターである。環鳥海圏域（秋田県由利本荘市・にかほ市、山形県酒田市・遊佐町）は、日本百名山・鳥海山や、国の名勝・象潟（九十九島）、夏の天然岩ガキ等の観光資源の宝庫である。道の駅『象潟』は、この圏域のゲートウェイとして、近隣五つの道の駅と連携し、特産品も活用した広域観光を推進中。平成二八年四月にオープン予定の観光拠点センターでは、県境の地を生かし、秋田・山形両県の観光情報を発信する。また、二次交通・周遊観光の拠点化を図り、圏域の道の駅や観光名所の周遊観光を促進し、地域活性化を図る」³⁷⁾ものであることが紹介されている。「ねむの丘」は、にかほ市だけではなく、由利地域そして環鳥海圏域の中心拠点の一つとなっているのである。

重点道の駅は大きくは「地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型」と「地域の元気をつくる地域センター型」の二つの機能が求められている。ゲートウェイ型では「①地域の観光総合窓口機能、②インバウンド観光の促進、③地方移住の促進」、地域センター型では「④地域の産業振興、⑤地域福祉の向上、⑥高度な防災機能」が求められている。

道の駅・象潟「ねむの丘」ではゲートウェイ型を重視し、地方創生拠点としての機能として、六駅連携による環鳥海地域、そして秋田のゲートウェイとしての「観光総合案内」と、環鳥海地域の海外への魅力発信としての「インバウンド観光」、鳥海山の恵みを六次産業化・観光資源化する「産業振興」を重視することを強調している。⁽³⁸⁾こうした広域的な活動を前提としているのも、にかほ市は人口規模も面積も秋田県の二パーセント台であり、人口規模で一〇パーセント強、面積で一・二パーセント強の由利地域の一角として活動する必要もあり、環鳥海圏のゲートウェイとしての機能をはたすことも求められているのである。

公共事業、特に箱モノ行政と財政赤字の関係が問題視されていた時期には、道の駅「象潟」も批判の対象となったこともあった。それゆえにかほ市は、道の駅の中核施設の管理運営組織であった「にかほ市開発公社」を第三セクターである「(財)にかほ市開発公社」に組織替えをし、運営は指定管理者に委託している。「ねむの丘」の昨年度の収支決算を見ると、収入が約五億四千万円で支出が約五億二千六百万円であり、建物賃貸料一千二百万円をにかほ市に納付している。成功例の一つとして、四階建ての施設の最上階に作った、年間一二万人が訪れる展望風呂がある。それゆえ温泉のある道の駅として全国第三位に選ばれた実績を持つ。また平日の日中の利用をメインとする、展望風呂と三階にある休憩所を利用した「ゆったり日帰り温泉プラン」が、経営安定化の一翼を担っている。さらに地域コミュニティ形成対策として、高齢者を対象に月二回の無料サービスデーを設定し、地域コミュニティとしての機能を果たしており、地域住民の憩いの場ともなっているのである。また由利地域の特産品を活用した「鳥海選びどん」を、各道の駅や由利地域のホテルなどとともに提供しており、地域の食を通じた魅力の発信にも協力している。こうした努力もあり年間五五万人ほどの人でにぎわっているのである。

この成功が「ねむの丘」の価値を高めたこともあり、にかほ市は隣接地に「にかほ市観光拠点センター（仮称）」の建設に着手し、市観光拠点センター「にかほつと」として二〇一六（平成二八）年四月九日にグランドオープンすることになり、三月一日に仮オープンしている。「にかほつと」は自らの魅力を、「秋田県産材をふんだんに使った温もりあふれる施設です。地元でとれた新鮮な農水産物や飲食、お土産・特産品等を販売するバラエティ豊かな一五店舗が大集合。秋田県と山形県庄内地域の観光情報も提供します」との言葉で紹介している。ここにはにかほ市観光協会とにかほ市の観光課が入居し、一元化した市の観光情報の発信と案内業務を行うことになっている。「ねむの丘」と「にかほつと」に相乗効果が生まれれば、この施設が鳥海圏の発展に寄与することは疑いがない。ただしこのためには集客力のアップが大切なのであり、高速道路が完成した場合に通過点にならないための努力が必要となる。⁴⁰

九 おわりに

秋田県は広い面積の中に、それぞれ特徴を持った地域を抱えている、多様な魅力を有している県である。昭和の大合併ではあまり合併が進展しなかったこともあり、平成の大合併では市町村の平均面積が日本で一番広くなるほど合併が進展した県の一つとなっている。⁴¹しかし平成の大合併では画一的な合併が推進されなかったこともあり、市町村の間に大きな相違を生じさせている。人口でみた場合、三一・六万人の秋田市を除けば、一〇万人以下で五万人以上が五市（由利本荘市、能代市他）、五万人以下で三万人以上が四市、三万人以下で一万人以上が三市（にかほ市他）・三町の計六町村、一万人以下五千人未満が五町、五千人以下が一町（藤里町）・三村となっている。地域間にも大きな相違

があり、地域の独自性の確保や広域行政への対応の在り方などを、複視眼的な視点から考えていく必要がある。

今回の調査対象とした藤里町は秋田県最小人口の町である。それゆえ秋田県は、「少子高齢化や人口減少による地域コミュニティの機能減退に対応するため、地域の支え合い体制の構築を目指す。高齢化率が県内で二番目に高い藤里町をモデルに、高齢者を住民らが支え合う体制をつくり、将来的に県内全域に広げたい考え」を持っているのである。また「既に、藤里町内五六集落の住民らを対象としたワークショップを開催し、除排雪や交通手段の確保、買い物弱者対策といった地域の課題を抽出するとともに、課題解決の提案を募った。今後この内容を参考に、県や町の関係者が支え合い体制のモデルを作成するとともに、町のモデルを全権に拡大するための検討も進める」ことになっている。その結果、「地域活力創造課は一月に計画を完成させ、一五年以降、まず藤里町で支え合い体制を整えたいとしている」のであり、藤里町を秋田県の少子高齢化対策のモデルとして、その地域的特性を生かした政策の遂行が求められているのである。⁽⁴²⁾

観光客数が下位第三位である藤里町にとってその増加も課題となっている。その対策の一つとして「重点『道の駅』候補』になった能代市にある「道の駅・ふたつ」の活用を考える必要がある。「道の駅・ふたつ」は国道七号沿いに、県立自然公園「きみまち阪」に隣接して設置されている。候補に選定されたポイントは防災、地域福祉、産業振興、インバウンド観光の四つである。防災では、立地条件を生かした県北の総合的な防災拠点（水防活動拠点、道路防災拠点、秋田県北の広域的な応援活動支援拠点）となることが、地域福祉では、地域住民が冬場でも交流する場を創設し、地域の活力創造に活用することが、産業振興では、道の駅での取り組みをニッ井市街地の商業・産業振興に結び付けることが、インバウンド観光では、IC直結や空港近接を生かしたインバウンド観光窓口の設置が強調され

ている。インバウンド観光では、世界遺産「白神山地」を玄関口として、東北各地の世界遺産と連携することも強調されている。藤里町にとって意義ある施設であり提言である。⁴³⁾

道の駅・象潟「ねむの丘」が由利地域のみならず環鳥海圏に与える影響は大きいものと考えられる。道の駅には広域観光圏の拠点となる可能性を持つものと、コミュニティの核としての小さな拠点となるものに分かれる可能性も見られるが、地域にとって大きな意義のある施設となる可能性も高い。特に大規模合併が実現しなかった山本地域においては、道の駅ふたついをコアにした広域連携体制を一部事務組合や広域連合の活用によって、実質的な合併を実現することも考えてよいものと思われる。こうしたことを見つめていくことによって、秋田県がどのような「高質な田舎」になるのかを観察していきたい。

註

この論文は、私のゼミナールの三年生が二〇一五（平成二七）年七月三〇日から八月一日に秋田でおこなった研究合宿の内容を中心にまとめたものである。

七月三〇日は秋田ビューホテルで午後一時から午後四時十五分まで開催された「秋田の未来創生シンポジウム」に参加し、佐竹敬久秋田県知事や、地域の産業振興をテーマとした山梨県にある中央葡萄酒株式会社の三澤彩奈さん、移住・定住対策をテーマとした和歌山県の色川地域振興推進委員会の原和夫氏、少子化・子育て支援をテーマとする茨城県のモーハウスの光畑由佳さんの講演と、その後のパネリストとの意見交換会に参加してきた。七月三十一日は藤里町を訪問し、町役場で斉藤さんから町の実情の話の話を伺い、午後からは世界遺産である白神山地の近くまで行って町の自然のすばらしさに触れてきた。八月一日にはにかほ市の重点道の駅「ねむの丘」を訪問し、地域経済におけるねむの丘の成功例を、責任者である永須康一氏からお話をうかがい、その後道の駅での商品販売や、地域の出店の実態などを調査し、その後象潟にある蚶満寺（かんまんじ）を訪問し、松尾芭蕉が

訪れたときにはまだ松島のような海と島でできていた地形であった歴史やその遺構などから、この地の観光も含めた発展可能性の高いことを認識し調査を終えた。

ゼミの研究が成功したのは、秋田県総合政策課の橋本秀樹氏をはじめとする県庁の方々、現地調査でご協力をいただいた藤里町の齊藤孝子様、重点道の駅「ねむの丘」の支配人永須孝一様のほか、関係者のご協力のたまものである。この場を借りて皆様には深く御礼を申し上げる次第である。

この論文において数字は、縦書きのため、註も含めて可能な部分や必要な部分は著者が漢数字に訂正して標記した。

- (1) 秋田県の位置や面積等に関しては、秋田県企画振興部調査統計課編『平成二十七年版 秋田県勢要覧』秋田県、平成二十七年二月を参照して整理した。人口に関しては、総務省統計局「平成二十七年国勢調査」(www.state.go.jp)を参照し整理した。
- (2) 秋田県統計局・前掲要覧・「二総面積、二評価総面積の表」一七〇―一頁を参照し整理した。
- (3) 秋田県国土利用計画 (http://www1.g-reiki.net/pref_akita/reiki_honbun/u600RG00001529.html)
- (4) 秋田県編『秋田県人口ビジョン』平成二十七年一〇月、秋田県を参照して整理した。なお秋田県の将来人口推計は国立社会保障・人口問題研究所編「日本の地域別将来推計人口」平成二十五年のものである。
- (5) 秋田県編『あきた未来総合戦略 「高質な田舎」を思い描きながら「日本に貢献する秋田」、「自立する秋田」を目指して』平成二十七年一〇月参照。なお秋田県『第二期 ふるさと秋田元氣創造プラン 平成二六年度～二九年度』にも「日本に貢献する秋田、自立する秋田」がスローガンとして掲げられている。
- (6) 秋田県「秋田県人口ビジョンと総合戦略の概要」平成二十七年一〇月参照
- (7) 国勢調査の結果については、総務省統計局、前述資料や日本経済新聞、二〇一六年二月二六日夕刊と二七日朝刊等の記事を参照して整理した。また人口減少がもたらす地域への影響と、それに対する対応の必要性は、増田寛也編著『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中公新書二二八二を参照し、秋田県の対応と比較して分析した。

- (8) 「秋田県国土利用計画」六ページ
- (9) 出羽国と陸奥国に関しては、永原慶二監修『岩波 日本史辞典』岩波書店、一九九九年を参照し整理した。
- (10) 秋田県の歴史については、秋田市編『秋田市史』秋田市、一九九八年、秋田県統計局・前掲要覧、秋田県建設部編『平成二七年度 業務概要』を参照し整理した。また山形県の歴史に関しては、横山昭男他編『山形県の歴史』山川出版社、二〇〇三年を参照し整理した。
- (11) 「郡の変遷・東北」(<http://www.tt.rim.or.jp/isinato/tiri/gun/g-tohoku.htm>) 参照
- (12) 「秋田県勢要覧」、「全国及び秋田県の市町村数の変遷」参照
秋田県の市町村合併や広域行政に関しては、秋田県公式Webサイト「美の国秋田ネット」「あんべいいな秋田」の関係資料を整理して作成した(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)。
- (13) 「秋田県勢要覧」、「全国及び秋田県の市町村数の変遷」参照
- (14) 「秋田県における市町村合併の記録」(秋田県公式Webサイト「美の国秋田ネット」「あんべいいな秋田」) 参照
- (15) 全国総合開発計画に関しては、拙著「市町村合併と広域行政」『政経研究第四六巻第三号』二〇〇九年十二月、日本大学法学会、を参照されたい。
- (16) 秋田県の「一部事務組合等の現況」(<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1244685692819/files/>) を参照して整理した。
- (17) 総務省「広域行政・市町村合併」の「合併市町村数と未合併市町村数」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000178772.pdf) や拙著・前掲論文等を参照して整理した。
- (18) 「秋田県における市町村合併の記録」(秋田県公式Webサイト「美の国秋田ネット」「あんべいいな秋田」) 参照し整理した。詳しくは表1を参照されたい。
- (19) 「定住自立圏構想」(秋田県公式Webサイト) 参照
- (20) 能代市「地域自治区の設置に関する条例」、「地域自治区の設置期間を延長しました」、「地域協議会の概要」(<http://www.>

city.noshiro.akita.jp/reiki/reiki_honbun/r241RG00000043.html) などを参照し整理した。

- (21) 仙北市「地域審議会の概要」(<http://www.city.semboku.akita.jp/government/shinshi/gaiyou.html>) や、総務省・一部事務組合について (http://www.soumu.go.jp/main_content/000051525.pdf) などを参照して整理した。

- (22) 総務省「地域審議会・地域自治区・合併特例区一覧（平成二七年四月一日現在）」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000253454.pdf) 等を参照して整理した。

- (23) 「秋田県国土利用計画」八―九ページ

- (24) 「一村一品運動」については、平松守彦著『地方からの発想』岩波新書赤一三八、一九九〇年を参照されたい。

- (25) シンポジウムの内容については「秋田の未来創生シンポジウム」（平成二七年七月三〇日）の配布資料と講演内容を整理したものである。

- (26) 秋田県『あきた県政概況二〇一五』平成二七年六月五一頁

- (27) 秋田県の重要無形民俗文化財や重要有形文化財あるいは行祭事やイベント等については、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp>) にある秋田県年間イベント情報（冬・春・夏）や『平成二六年秋田県観光統計』秋田県観光スポーツ部観光戦略課、および「るるぶ・Com 国内ガイド イベント」(<https://www.rurubu.com/event/detail.aspx?ID=10457>) を参照して整理した。その他多くの行事が実施されているが、ここでは右記の情報にあるものだけを対象とした。

- (28) 藤里町「藤里町まちづくり計画（計画）」第二編「藤里町の現状」

- (29) 藤里町「二〇一五秋田県藤里町 エコツアー情報 白神山地の魅力が詰まったエコツアーを四季を通して企画しています」参照

- (30) 藤里町、前掲計画と「藤里町の概要」（概要）参照

- (31) 藤里町、前掲計画、前掲概要、「藤里町人口の動向に関する分析」参照

- (32) 秋田県健康福祉日福祉政策課（業務受託…社会福祉法人秋田県社会福祉協議会）編「平成二六年度地域福祉再構築推進事

業中間報告書」(http://www.akitakenshakyo.or.jp/pcms/uploads_dir/editor/doc/chiiki/H26saikoutikuchukanhoukouku.pdf)
二七頁、四一頁、秋田県、平成二七年三月

(33) 藤里町の現況については、藤里町役場での齊藤氏からの聞き取り調査の内容と、その時にいただいた「藤里町まちづくり計画」、「藤里町の概要」、「藤里町人口の動向に関する分析」、「平成二七年度 藤里町の主要事業」等を参照して整理した。

(34) にかほ市については、にかほ市HP「日本海と鳥海山に抱かれたまち 夢あるまち・豊かなまち・元気なまち にかほ市」[にかほ市の概要] (<http://www.city.nikaho.akita.jp/information/>) 参照

(35) 国土交通省は道の駅を地方創生を進めるための「小さな拠点」と位置づけた。地方消滅が叫ばれている現代社会において、地域コミュニティの核として「道の駅」を活用する動きがみられる。そうした一般的な「道の駅」に対して、優れた九〇道の駅は「重点道の駅等」とし、特に優れた六ヶ所を「全国モデル『道の駅』」、上位三五ヶ所を「重点『道の駅』」、四九ヶ所を「重点『道の駅』候補」として選定した。(国土交通省「『道の駅』を取り巻く状況について」：http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000624579.pdf)

(36) これらの道の駅に関しては「由利本荘道の駅ガイド」(<http://www.yurihonjo-kanko.jp/special/michieki/>) とにかほ市観光拠点センター(仮称) <http://www.city.nikaho.akita.jp/uploads/user/kikaku/File/all/>を参照して整理した。

(37) 国土交通省協力「特別企画シリーズ 今、大注目の魅力を探る 道の駅新時代」、「中央公論」中央公論新社、二〇一五(平成二七)年二月号、一四六頁

(38) 国土交通省「重点道の駅の選定について」記者発表資料 (http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/54784_1.pdf)

(39) 秋田県観光総合ガイド (<http://www.akitafan.com/archive/topics/24849>)

(40) ここまでの内容は、象潟「ねむの丘」の支配人永須康一さんからの聞き取り調査とその時にいただいた「道の駅・象潟ねむの丘 人と歴史の交差点として」等の内容を整理したものである。

(41) 平成の大合併の秋田県の実情は、拙著・前掲論文七〇―七八頁を参照されたい。

- (42) 時事通信社編『全論点 人口減少と自治体消滅』自治通信社、二〇一五年二月二〇日、三二七―八頁
- (43) 道の駅「ふたつ」については、国土交通省・前掲記者発表を参照し整理した。

韓国の在外同胞に関する研究

孔 義 植

一 はじめに

韓国では二〇一一年二月に在外国民の参政権を認める「在外国民投票法」が成立し、二〇一二年から在外国民の大統領選挙と国会議員選挙の比例代表選挙権を行使できるようになった。こうした韓国政府の在外同胞政策の変化により、韓国では学界や政界などを中心に在外同胞に対する関心が高まっている。

一九世紀から二〇世紀にかけて朝鮮半島は、近代化と産業化に失敗して政治・経済的な混乱が高まり、ついに国権を失った。その後、植民地支配から解放され、主権を取り戻した後にも南北分断、朝鮮戦争や軍部クーデター、軍部独裁政治が続く中で、多くの「韓人」^①が、経済的・政治的な理由によって自発的に、あるいは非自発的に祖国を離れざるを得なくなった。二〇一五年現在、海外に居住する韓人数は、世界の一八ヶ国に七一八万四八七二人を数える。

この中で韓国での参政権を行使できる在外国民だけでも二六〇万人にのぼる。⁽²⁾

筆者はこうした韓人在外同胞の増大と韓国における在外同胞への関心の高まりに注目して、韓人在外同胞が単一国家として五〇万以上居住している中国（二五八万五九三三人）、米国（三三万八八九人）、日本（八五万五七二五人）の三ヶ国を対象に、在外同胞社会の形成過程と現状を調べ、両者間の関連性を探ってみる。

韓人在外同胞社会は、朝鮮半島における政治・経済的混乱、国権の喪失、南北分断、朝鮮戦争、軍部独裁といった内部要因と、当時の国際情勢、米・中・日の移住・移民政策、対朝鮮半島政策といった外部要因の影響をそれぞれ受けながら形成された。そのため中国、米国、日本に形成された韓人同胞社会は、その形成時期や移住動機、目的などから異なる形をしている。さらに、中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策の違いによっても異なる姿をしている。こうしたことから、ここでは移住の自発性や非自発性、経済的理由や政治的理由、越境流民や契約移民あるいは自由移民といった移住の動機や要因、目的を基準として移住形態をいくつかに類型化してみる。それから、形成過程における類型の違いと、中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策がどのように絡み合って現状の在外同胞社会を特徴付けているかを分析する。つまり、移住過程の類型と中・米・日三ヶ国の対応が現状の在外同胞の法的地位、在外同胞コミュニティ⁽³⁾の性格、国家や民族に対する帰属意識、本国との関係にどのような影響を与えているかを探ってみる。

こうした研究は、今後の課題であるそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索する上で欠かせない作業であると思われる。

二 在外同胞の用語問題

韓国では国を離れて外国で居住・生活している韓人の血統を持つ人々を様々な名称で呼んでいるものの、韓国政府の公式的な呼び方は「在外同胞」である。これは「在外同胞」に関する法律である「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律（法律第二二五九三号）」と在外同胞問題を総括する在外同胞財団の「在外同胞財団法（法律第一三三四八号）」から確認できる。さらに、この二つの法律は「在外同胞」の概念を次のように定義している。「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」の第二条（定義）によると「この法律での在外同胞とは次の各号のどちらかに該当する者を言う。①大韓民国の国民として外国の永住権を取得した者あるいは永住する目的で外国に居住している者（以下「在外国民」という）。②大韓民国の国籍を保有した者（大韓民国政府樹立の前に国外へ移住した同胞を含む）あるいはその直系卑属として外国国籍を取得した者の中で大統領令で定める者（以下「外国国籍同胞」という）。一方、在外同胞財団の「在外同胞財団法」の第二条（定義）によると「この法律で『在外同胞』とは、次の各号のどちらかに該当する人をいう。①大韓民国の国民として外国に長期滞在するか、外国で永住権を取得した人。②国籍に関係なく韓民族の血統を持つ人として外国で居住・生活している人」であると定義している。

両法を比較すると「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」では、「国籍」や「国民」の概念を重視して在外同胞の範囲を定義している。さらに、この法律では在外同胞のうち、韓国国籍を持っている者を「在外国民」と定義して韓国系外国人（外国国籍の在外同胞）と区別している。一方、「在外同胞財団法」では「血統」や「民族」に焦点を当てて在外同胞の概念を定義して、在外同胞の範囲をより包括的に把握している。

すでに述べたように韓国では、海外で居住している韓人の血統を持つ人々に対する呼び方が多様であって、公式的、政策的、学問的、日常的な使用方法や目的によって意味が少しずつ異なる。「在外同胞」の他の呼称としては「同胞」、「海外同胞」、「僑胞」、「海外僑胞」、「僑民」、「海外僑民」、「在外韓人」、「海外韓人」、「韓人ディアスポラ (Korean diaspora)」などの用語が用いられている。「僑胞」と「同胞」の概念は、両方とも同じ血統を受け継ぐ韓人であるという点では同一であるが、「僑胞」および「海外僑胞」が海外で暮らす韓人であるのに対して、「同胞」は居住地とは関係なく韓人の血統を持つ人全体を意味する。「僑民」と「海外僑民」は、外国に住んでいる自国民の意味で、「在外国民」と同じ意味であり、本国での選挙権が行使できる人々である。日本に居住している在日韓国人の場合は主に「在日同胞」もしくは「在日僑胞」と呼ばれていて、「僑民」や「在外国民」と同じく本国での選挙権を持っている。「在外同胞」とは、韓国の国籍を持って海外で居住する人々はもちろん外国の市民権や永住権を持って海外で居住するすべての韓人の血統を持つ人々を意味する包括的な概念である。

これに対して「在外韓人」、「海外韓人」とは、同一の文化と血統を共有する集団であるという意味、つまり民族集団という概念で、南北朝鮮の住民をはじめ全世界に渡って韓人の血統を受け継いだ人々とその子孫までを入れた概念として使用されている。この概念を使う人々は、「在外同胞」という用語は全世界的に使われている普遍的概念であって、固有の民族性を表すためには韓民族（朝鮮族）を意味する「韓人」という用語を使うべきだと主張している。⁵⁾ 彼らは同じ「韓人ディアスポラ」であっても国や地域、時代によってその呼び方が違うこともその理由として取り上げている。同じ「在外同胞」を日本では「朝鮮人」、中国では「朝鮮族」、ロシアや中央アジアでは「高麗人」、アメリカでは「韓国系米国人 (Korean American)」と呼んでいることを例として挙げている。

本稿では韓国政府の公式的な呼称である「在外同胞」という用語を採用しながら、在外同胞の概念としては在外同胞財団の定義を採用して在外同胞の概念をより包括的に用いる。さらに、海外での在外同胞の形成過程で登場する韓民族を通称としては「韓人」という用語を使いながら、時代的・地域的な必要によっては、「朝鮮族」、「朝鮮人」、「韓国人」、「高麗人」、「在中同胞」、「在日同胞」、「在日韓国・朝鮮人」、「在日コリアン」、「在米同胞」、「韓国系米国人」、「コリアン (Korean)」、「同胞社会」などの用語も便宜的に混用する。

三 在外同胞の形成過程における類型

韓人の海外移住の動機や要因、目的を大別して見ると、移住が自発的だったのか非自発的だったのか、経済的理由だったのか政治的理由だったのか、越境流民だったのか契約移民だったのか自由移民だったのかに分類することができる。これらの動機や要因、目的を組み立てて移住を類型化して見ると、次のような五つの類型ができると考えられる。一つ目は、経済的な貧困から国境を越えた「自発的経済流民型」である。一八九〇年代に朝鮮半島の北部地域の農民らが満州（中国の東北地域）やソ連の沿海州地域へ移住したのがこの例である。二つ目は、「自発的契約移民型」である。一九〇三年に始まったハワイへの契約移民や一九六三年から始まった西ドイツへの鋌夫や看護師の移住がこの例に当たる。三つ目は、政治的な理由で祖国を離れた「自発的政治亡命型」である。日韓合併後、日本の植民地支配下での祖国の独立運動のため中国、ロシア（ソ連）、米国へ渡った知識人や憂国志士らと、一九七〇年代から軍部独裁政治に反対して米国などに移住した韓人がこの例である。四つ目は、「非自発的動員型」である。植民地支配下で日本が満州地域の開拓のため韓人を集団的に移住させたことや太平洋戦争時に徴用や徴兵の形で日本に動員された

朝鮮人、それから沿海州地域から強制に中央アジア地域への集団移住された韓人（高麗人）などがこの例である。五つ目は、「自発的経済移民型」である。一九六五年、米国の移民法改正により韓国から多くの人々がアメリカドリムを求めて渡米した。また、一九八〇年代以降、韓国で海外出国の自由が認められたことや、その後の世界的なグローバル化の波に乗って日本や中国をはじめ世界各地にビジネスや留学などを目的として海外に移住したのがこの例にあたる。

以下では中・米・日における在外同胞社会の形成過程と三ヶ国の政策や対応などを合わせて現状との関係を探ってみる。

四 在中同胞の形成過程及び現状との関係

（一）形成過程

中国に韓人が流入し始めたのは、十九世紀の半ばごろからであった^⑥。一八六九年、朝鮮の北部地方で凶作による大飢饉が発生して、平安北道や咸慶北道に居住していた韓人の一部が、当時の中国の「封禁令」^⑦を無視して中国の東北地方に入り稲作などの農業を行い始めた。この地域での韓人の越境耕作を最初のうち禁止・統制した清朝は、人口密度が高い山東・河北・河南地域から東北地域への人口移動を目的にこの地域を開放し、韓人の集団移住も行うことにした。一八八一年に「封禁令」が解除し、一八八三年には清朝の吉林と朝鮮との貿易協定の一環として「吉林朝鮮商民貿易地方章程」を締結して交易を奨励した。さらに、一八八五年には琿春に「招墾総局」を設けて韓人の戸籍の登記と居住を認めた^⑧。このような流れのなかで中国に移住した韓人は一八九四年には約六万五千人に上り、一九〇七年

在外同胞総計

(単位：人)

地域別		年度別	2009年	2011年	2013年	2015年	百分率 (%)	増減率 (%)
東北アジア	日本		912,655	913,097	893,129	855,725	11.91	-4.19
	中国		2,336,771	2,704,994	2,573,928	2,585,993	35.99	0.47
	小計		3,249,426	3,618,091	3,467,057	3,441,718	47.09	-0.73
南アジア太平洋			461,127	453,420	485,836	510,633	7.11	5.10
北米	米国		2,101,283	2,075,590	2,091,432	2,238,989	31.16	7.06
	カナダ		223,322	231,491	205,993	224,054	3.12	8.77
	小計		2,325,605	2,307,082	2,297,425	2,463,043	34.28	7.21
中南米			107,029	112,980	111,156	105,243	1.46	-5.32
ヨーロッパ			655,843	656,707	614,847	627,089	8.73	1.83
アフリカ			9,577	11,072	10,548	11,583	0.16	9.81
中東			13,999	16,302	25,048	25,563	0.36	2.06
総計			6,822,606	7,175,654	7,012,917	7,184,872	100	2.45

参照：韓国外交部ホームページ（2015年在外同胞状況）

には七万一千人を数えることになった。⁽¹⁰⁾

この時期まで多くの韓人は、朝鮮政府の無能や自然災害による貧困から逃れる形で中国との国境を越えた。その後、一九一〇年以降の韓人の中国移住は、日本の朝鮮合併と植民地政策に大きく関わっている。一九〇五年、日本と朝鮮王朝（大韓帝国）との間で「第二次日韓協約」（乙巳條約）が締結され、朝鮮王朝の外交権が日本に奪われ、朝鮮が日本の事実上の保護国になった。すると、これに反対する日本への抵抗を志した知識人をはじめとする多くの韓人が中国の東北地方や上海、ソ連領の沿海州地方に移住した。さらに、朝鮮合併後、一九一八年まで行われた朝鮮総督府の土地整理事業により土地の所有権を喪失した農民が中国に移住した。これにより一九一〇年に二二万であった中国内の韓人の数は、一九三〇年には六〇万人に増加した。この地域に移住した韓人らは土地を購入して町を作り、住民を組織して反日啓蒙運動を展開するとともに学校を建てて民族教育を行った。⁽¹¹⁾ この時期の韓人の中国移住は経済的な要

因だけでなく、政治的な要因によるものも多く、その結果、この地域の韓人社会は抗日独立運動の本拠地化となっていた。

一九三一年、満州事変を引き起こした日本は、満州地域に日本人や朝鮮人の移住を計画して、多くの人々が自発的・非自発的にこの地域に移住した。その結果、一九三三年には延辺地区に一万四七三三世帯の韓人農家が移り住み、一九三九年には東北地域に一万三四五一の韓人の町が形成された⁽¹²⁾。その後も中国に移住する韓人が増え続け、一九四五年には約二一〇万人の韓人が居住していた⁽¹³⁾。

一九四五年、日中戦争が終わるまで中国にいた多くの韓人は中国の対日戦争に協力して日本と戦った。また、終戦後の国共内戦では毛沢東の共産党を支持し、人民解放軍と「東北連軍」を編成して、いわゆる「解放戦争」に参加した。中国の韓人が共産党に味方したのは、国民党が韓人を差別して帰国を促したのに対して共産党は韓人を少数民族と認め、土地改革などでも差別をしなかったからであった。その後、一九五〇年に勃発した朝鮮戦争では、韓人が中国人民義勇軍として参戦して通訳、従軍工作隊、看護師、運送隊、担架隊として活躍をした⁽¹⁴⁾。このような対日戦争や、国共内戦、それに朝鮮戦争での功績が認められ、一九四九年には少数民族の民族大学としては初の延辺大学が設立され、一九五二年には延辺に朝鮮族自治州が成立した。自治州の州都になった延吉は中国に居住する韓人の経済、文化、教育の中心地になっている。

その後、中国の朝鮮族は、毛沢東の一人支配体制の強化過程で起こった反右派闘争（一九五六年から）、大躍進運動（一九五八年から）、文化大革命（一九六八年から）に至る変革期に、共産党から迫害を受けるなど危機にさらされたこともあった。特に、文化大革命期には民族教育をはじめ、朝鮮語や風習、習慣などが無視され、韓人の指導者が外国

中国居住在外同胞数

(単位：人)

	在外国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
瀋陽（領）	—	34,565	9,853	44,400	1,607,500	1,651,900
北京（大）	—	76,250	23,237	99,487	182,794	282,281
青島（領）	—	75,041	7,376	82,417	210,125	292,542
広州（領）	—	69,341	2,420	71,761	115,831	187,592
上海（領）	63	37,217	10,225	47,505	86,091	133,596
香港（領）	5,508	6,164	1,143	12,815	—	12,815
成都（領）	—	3,200	950	4,150	5,030	9,180
西安（領）	—	3,178	1,203	4,382	3,880	8,262
武漢（領）	—	701	1,731	2,432	5,393	7,825
総計（領）	5,572	305,657	58,120	369,349	2,216,644	2,585,993

(大)：大使館 (領)：領事館

参照：韓国外交部ホームページ（2015年在外同胞状況）

のスパイなどの罪に問われ犠牲になるなど、多くの被害を受けた。この過程で朝鮮族の知識人や学者、技術者が北朝鮮に亡命することもあったが、文化大革命が収まってからは安定を取り戻した。一九九二年に中国と韓国が国交を正常化する前までは中国と韓国との関係は敵対関係にあったことから、中国の朝鮮族は北朝鮮を祖国と思い、北朝鮮との交流しかなかった。

（二）現状及び形成過程との関係

在同胞社会を在外同胞の形成過程での特徴から分類すれば、主に「自発的経済流民」と一部の「非自発的動員」によって形成された後、一九九〇年代以降に「自発的経済移民」が加わる形で形成されている。主に「自発的経済流民」により形成された在同胞社会は、文化大革命時など一時的には迫害を受けたことはあったものの、社会主義中国の国家建設過程に積極的に参加することにより、早くから中国公民としての法的地位が得られた。そのため中国の朝鮮族は中国

人としての国家帰属意識が強く、国家に対する忠誠度も高い。中国朝鮮族が中国社会に溶け込んで中国人としての自覚を強く意識している背景には、経済流民から始まったものの、自らの意思によって自発的に中国へ入ったことや、中国が彼らを中国公民として法的地位を認めたことが大きいと思われる。さらに、民族固有の歴史や伝統、文化を守りながら民族自治を認める中国の少数民族政策も彼らの国家帰属意識を高める要因になったと思われる。また、最近の朝鮮族の中国公民意識の高まりは、朝鮮半島あるいは韓人というものの否定の上に成立しているというよりも、改革開放後の社会経済的発展の結果得られた経済的繁栄がその背景にあると言われている。¹⁵⁾

在中同胞は、中国の少数民族政策により集団を成して居住している。中国に居住する朝鮮族の人口は、五五の少数民族の中で一二番目に多く、主に吉林省（六二・四％）、黒龍江省（二四・四％）、遼寧省（一一・二％）に居住しており、二％が内モンゴル、河北省、北京などに散在している。¹⁶⁾自治州の公用語は朝鮮語（ハングル）であり、看板などは朝鮮語と漢字を併記している。朝鮮族の自治行政機関は、二級行政機関である「延辺朝鮮族自治州」と三級行政機関である「長白朝鮮族自治州」、それに四級行政機関である四五の「自治郷」で構成されている。少数民族の中で文盲率が一番低く、生活水準も比較的高い。

中国朝鮮族社会に変化をもたらしたのが一九九二年の中韓国交正常化であった。一九九二年の中韓の国交正常化は、北朝鮮寄りの朝鮮族社会に大きな変化をもたらした。長い間東西冷戦体制下で断絶されていた中国朝鮮族社会と韓国との交流関係は、韓国の経済発展をバックとして著しく拡大していった。中韓国交正常化後、朝鮮族は韓国企業の中
国進出過程で仲介者の役割を担った。一九九〇年以降、多くの韓国企業が瀋陽、青島、広州、上海、北京などに進出した時、韓国企業に雇われ、韓国企業の中国定着をサポートした。韓国企業の中国進出を皮切りにして、中国でのビ

ジネスや留学などを目的とする韓国人（中国では「新鮮族」と呼ぶ）の中国入りが盛んになった。一方、中国朝鮮族は韓国に労働力を提供して、韓国の経済発展に寄与している。中国朝鮮族は、韓国を訪問して中国産の漢方薬を売るなどの担ぎ屋を手始めに、次第に労働市場に参入し、いわゆる「3K業種」を支えていた。最近は旅行社、飲食業、中古車販売、スーパーマーケット、人材派遣会社などを営み、様々な分野で韓国経済を支えている。二〇一五年現在、韓国には「在外同胞法」により韓国籍を回復した人を入れれば七五万から八〇万人が滞在しているといわれている。¹⁷

一方、沿岸地域の大都会への人口流出と韓国への出稼ぎ労働者の増加に伴う継続的な人口の減少と、中国の経済成長に伴う朝鮮族の中国化により、朝鮮族社会は解体の危機にさらされている。現在、朝鮮族自治州の朝鮮族住民の割合は二七％にすぎなく、自治州構成要件である三〇％を下回っている。¹⁸二〇一六年一月、韓国の与党・セヌリ党の金武成代表が行った、深刻化している韓国の少子高齢化問題を解決するために中国朝鮮族を積極的に受け入れるべきとするとの発言に対して、朝鮮族団体の幹部が、すでに韓国には五〇万人以上の朝鮮族が入っていて朝鮮族の人口が減っているだけでなく、中国の大都市に進出する朝鮮族の人口の増加により、朝鮮族がこれ以上韓国に移住する動因はないという趣旨の発言をしたことがこうした事情をよく物語っている。¹⁹

中国朝鮮族のアイデンティティは、韓人としての民族帰属意識と中国公民としての国家帰属意識を同時に共有している。すでに述べたように中国朝鮮族は中華人民共和国の建国とともに中国人の一員と認められ、中国公民としての国家帰属意識もプライドも高い。同時に、彼らは韓人という少数民族として固有の言語や歴史、伝統を守り続けていることから、二重の文化や心理構造を持っている。一方、延边自治州などの東北三省に居住している朝鮮族とは違って、北京や上海などの大都会に出ている若い朝鮮族においては、民族帰属意識がますます薄れていくのが現状である。

朝鮮族の中には自分たちが「中華民族」であると考え人々が増え続けている。それは、若い世代になるにつれて多くなっている。⁽²⁰⁾ こうした中、中国の朝鮮族は、ますます薄れていく民族帰属意識を守り、朝鮮族の結束と発展、民族の歴史と文化の継承などを目的とする様々な団体を組織して活動している。例えば、「中国朝鮮族民族史学会」、「中国朝鮮族企業家協会」、「吉林省文連民俗学会」、「大連朝鮮族文化芸術促進会」、「延辺青少年文化振興会」、「長春朝鮮族女性協会」、「黒龍江省朝鮮族商工会」などが代表的な団体である。二〇一三年一月には、地域ごとの朝鮮族団体の有機的な協力体制の構築を目指した「全国朝鮮族社会団体事業フォーラム」を開催するなど、中国朝鮮族社会の維持と発展のため力を入れている。一方、中韓国交正常化以降に中国に入った新韓人（新鮮族）らは、青島、瀋陽、上海、北京などの大都会に進出した人が多いことから、こうした地域を中心に韓人会を組織して活動している。在外同胞財団の分類によれば、現在中国には一二〇余りの韓人団体が結成されている。⁽²¹⁾

韓人会のメンバーは主に、中国で企業などを経営する企業家や自営業を営んでいる人などが中心となって結成され、会員の親睦と情報交換、権益伸長と保護、福祉向上、地域経済発展、韓中の友好協力関係の拡大などを目的として活動している。⁽²²⁾ 一九九〇年代から中国に進出した新韓人が中心になって結成されたコミュニティと既存の朝鮮族コミュニティとは、儀礼的・形式的な交流が行われているものの、同じ韓人でありながらも国籍も価値観も違うことから、共同事業やイベントなどを行う段階までは至っていないのが現状である。⁽²³⁾ これは、四〇年以上断絶されていた韓国社会と在同胞社会の隔たりを乗り越えるのが簡単ではないことを物語っている。

五 在米同胞の形成過程と現状

(一) 形成過程

韓人が米国に渡るようになったのは、一八八二年に「米朝修好通商条約」が締結されたからであった。この時期に米国に渡った韓人は、国権を失いつつある祖国の未来を救う方策を求めて渡米した一部の知識人であった(二九〇四年に渡米した李承晩は後に韓国の初代大統領になった)。この時期に米国に渡った知識人らは、朝鮮半島が日本の植民地支配から解放されるまで米国で祖国の独立運動を展開した。韓人の米国への最初の集団移住は、一九〇三年から始まったハワイへの労働移民であった。当時、米国の駐朝鮮公使であったアレクサンダー公使の勧誘により労働力が不足していたハワイのサトウキビ農場に朝鮮人を送ることとなり、一九〇二年十二月に最初の移民者一〇二人が済物浦(現在の仁川)港を出発して、一九〇三年一月にハワイに到着した。朝鮮政府は「緩民院」を設置して移民事務を担当させた。

一九〇二年から始まったハワイ移民は、一九〇五年日本の妨害により中断されるまで合わせて一三六便の移民船により、七二二六人がハワイに渡った。⁽²⁴⁾ ハワイに渡った朝鮮人労働者の八四%が二〇代の男性であったため、彼らの結婚問題が懸案になった。これを解決するために行ったのが、写真交換による本国の女性との結婚であった。これによりいわゆる「写真新婦」という若い女性がハワイに渡った。こうした女性らの移住は、米国がすべての韓人の移民を禁止した一九二四年まで続き、一〇五六人がハワイに移住した。⁽²⁵⁾ ハワイに移住した韓人労働者は、一九〇五年から一九〇七年にかけて一〇〇三人がカリフォルニアなどの米国本土に移り、韓人社会はホノルルからサンフランシスコ、ロサンゼルスへと次第に拡大していった。⁽²⁶⁾

一九二四年以降中断されていた韓人の米国移住は、一九四五年以降、米軍の韓国駐留と朝鮮戦争による国際結婚や戦争孤児の養子縁組という形で再開された。つまり、一九四五年以降に韓国に駐留した米軍兵士と韓国女性との結婚により韓国女性の米国移住が再開され、朝鮮戦争により生まれた戦争孤児の米国家庭との養子縁組も行われた。一九四五年以降、米国の移民法が改正される直前の一九六四年までに米国に渡った韓人は、米兵と結婚した女性が六四二三人、戦争孤児が五三四八人、留学やその他の移民者が三二七九人で、合計一万五〇五〇人にのぼる。²⁷

この時期に米国に移住した韓人は数としては多くないものの、その後、米国が移民を積極的に受け入れることになった時、韓国にいる家族を招聘する形で、多くの韓人が米国へ渡る足場となった。米国は一九六五年に移民の受け入れを厳格に制限していた移民法を改正し、「改正移民法（The 1965 Amendments）」²⁸を導入して、移民の受け入れ条件を緩和した。この新しい移民法に基づいて米国は、年間二万人の韓国人移民の受け入れを許可した。これをきっかけとして、韓国人の米国移住が本格的にスタートした。この時期に米国に移住した韓国人は、本国で高等教育を受け、経済的にも安定した中産層の人々が子供たちの教育やより自由で豊かな社会を目指して米国への移民を決心したいいわゆる「中産層移民」、およびすでに米国人との国際結婚などにより米国の市民権を獲得した人々の家族や親戚などから成るいわゆる「招聘移民」が多かった。それにドイツに鉱夫や看護師として移住していた人々やベトナム戦争に参加した韓国の帰還兵の一部が米国に再移住するケースも見られた。

一九八〇年代以降からは、米国に留学した留学生や大手企業の駐在員などが帰国せずに米国で就職するケースも増えつつ、観光ビザなどで入国して不法滞在する人々も増えた。さらに、一九七〇年代から八〇年代にかけては韓国の軍部独裁政治に反対する知識人や政治家などが米国に移住して反政府運動を展開するなど、様々な目的を持った韓人

米国居住在外同胞数

(単位：人)

	在外国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
ロサンゼルス (総)	109,291	52,287	15,430	177,008	413,016	590,024
ニューヨーク (総)	56,100	67,752	20,347	144,199	209,280	353,479
シカゴ (総)	37,422	27,180	16,016	80,618	202,057	282,675
サンフランシスコ (総)	33,106	56,058	7,422	96,586	108,997	205,583
アトランター (総)	38,306	46,610	14,080	98,996	106,353	205,349
ワシントン (大)	27,837	6,640	9,518	43,999	140,684	184,683
シアトル (総)	71,311	11,270	3,144	85,725	87,162	172,887
ヒューストン (総)	40,175	16,568	8,460	65,203	78,955	144,158
ホノルル (総)	3,016	956	805	4,777	42,132	46,909
ボストン (総)	7,701	10,283	3,934	21,918	19,071	40,989
ハガニヤ (出)	1,711	2,010	348	4,069	2,230	6,299
アンカレッジ (出)	862	96	58	1,016	4,938	5,954
総計	426,838	297,714	99,562	824,114	1,414,875	2,238,989

(大)：大使館 (領)：領事館 (出)：出張所

参照：韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

が米国に入るなど、一九六五年から一九九一年までの二五年間で約七〇万人の韓人が米国に移住した。²⁹⁾

一九八七年に頂点に達した韓人の米国移住はその後、緩やかに減少し始め、一九九二年に起こった「ロサンゼルス暴動」³⁰⁾をきっかけに一部の在米同胞が韓国に逆移民するなど減り続けた。その後、一九九七年、韓国が財政破綻し、IMFの管理体制に入ると再び米国への移住が増え、年間二万人ほどの韓人が米国に移住した。この時期から現在に至るまでの米国移住者は、主に専門職を持つ三〇代の中産層であり、韓国の教育制度や企業文化、未成熟な民主主義などに失望して移住を希望する人々が多い。

(二) 現状及び形成過程との関係

在米同胞社会を在外同胞の形成過程の類型に当

てはめてみると、契約労働者を皮切りにして、少数の政治亡命者が加わり、そこに大量の経済移民者が加わることにより形成されたことから「経済的契約移民型」と「自発的政治亡命型」、それに「自発的経済移民型」の融合型であると言える。今の在米同胞社会の根幹をなしているのは、一九六五年以降に米国へ渡った自発的経済移民者である。そのため韓国系米国人は、米国の市民権者としてのプライドも高く、彼らの国家帰属意識は米国の方に傾いている。³¹これは在米同胞の多くが自由意志により米国への移住を決心したことや、米国の市民権者としての法的地位を得たことに大きく関連すると思われる。こうしたことから在米同胞社会は、多民族社会の米国で模範的な中間少数民族として位置づけられている。二二〇万人に上る在米同胞は、約六〇万人が暮らしているロサンゼルスをはじめ、米国の主要都市に散在している。一九四五年以降に米国に移住した韓人の移民第一世は、たとえ本国で高等教育を受けたエリートであっても専門職に就く人は少なく、多くの人が小規模自営業 (Self-employed Small Business : クリーニング屋、食品店、ビューティーサプライ、コリアンレストラン、ガソリンスタンド、酒屋、衣類店など) で生計を立てた。英語力が足りないために単純労働や自営業などを余儀なくされた移民第一世とは違って、第二～四世の職業は多様化・専門化している。一九八〇年代以降、韓人の政治家、医者、判事、検事、弁護士、教授、公務員、科学者、金融専門家が増え、従事する業種も製造業、金融、貿易、サービス、情報通信 (IT) 分野に拡大している。

在米同胞は、植民地支配下では抗日運動を展開し、政府樹立後は祖国の発展のために尽力した。一九六〇年代以降、在米同胞は韓国の経済発展過程で米国の先進知識と技術を韓国に提供して、経済的發展に貢献した。「韓国科学技術院」をはじめ、大学や研究所などに米国の大学や研究所で勤務していた優秀な人材が派遣され、韓国の先端産業化を導いた。特に一九七〇～八〇年代は、在米同胞の知識人らが韓国の民主化勢力や米国の協力者たちと連携して、祖国

の民主化運動を支援し、「民主化宣言」を引き出すのに寄与した。

韓国で生まれて米国で市民権を得た移民第一世は、韓人としての民族帰属意識が強く残っているが、米国で生まれ育った二・三世以降は、親から祖国の言葉や文化などの教育を受けた者以外は韓人としての民族帰属意識は非常に薄い。民族や血統を重視しない米国社会の特徴もあって多くの在米同胞は祖国との接点を持たず、韓国系米国人として米国に溶け込んで暮らしているのが現状である。⁽³²⁾ 一方、韓国の経済発展とともに韓国との事業上の交流が拡大され、また、韓国政府の在外同胞支援事業（就職教育、政治力向上のサポート、市民権取得支援、法律相談、法的地位向上、僑民奉仕事業の支援など）も活発に行われることにより在米同胞社会と韓国との交流も拡大した。在米同胞社会では様々な韓人コミュニティが結成され、活動している。ワシントンに本部を置く「米州韓人総連合会」をはじめ、全米に二一の韓人会と九〇〇以上の韓人団体が活動している。⁽³³⁾

六 在日同胞の形成過程と現状

(一) 形成過程

朝鮮人が日本に渡航することになったのは、一八七六年に行われた「日朝修好条規」（江華島条約）の締結後からであった。この時期に日本に入った朝鮮人は、留学生と少数の視察員、親日的な亡命政治家であって、公式的な統計によれば、一九〇九年には七九〇人の朝鮮人が日本に滞在していた。⁽³⁴⁾ 本格的に朝鮮人が日本に移住し始めたのは、一九一〇年の日韓併合後からであった。日韓併合後、朝鮮総督府が実施した「土地調査事業」（一九一〇年）や「産米増殖計画」（一九二〇年）は、大地主への土地集約や融資の返済に苦しむ中小農民の土地離れと貧困化を促した。一方、

日本では第一次世界大戦の恩恵を受け、経済が急激に成長する中、労働力不足が生じ、朝鮮の農村から多くの労働者が日本に入ってきた。一九二〇年に三万一七五人いた朝鮮人は、一九二三年の関東大震災の時に九万近くの朝鮮人が帰還したにもかかわらず、一〇年後の一九三〇年には三十万人に達した⁽³⁵⁾。

一九二九年に起きた世界経済恐慌により日本経済が停滞すると日本政府は朝鮮からの渡航を制限し、満州地域への移住を試みたが、日本に滞在する朝鮮人は一九三四年には五十万人に、一九三八年には八十万人に増えた。これは植民地朝鮮の貧困と日本国内の日本人労働者の供給不足がもたらした結果であった⁽³⁶⁾。この時期の朝鮮人の日本渡航は、日本の植民地政策が農民の土地離れを促したことを認めても、個人の経済的な理由から自発的に移住した人も多かったと思われる。その後、日本政府は日中戦争や太平洋戦争遂行のため、朝鮮人の強制動員や強制徴用を始めた。一九三九年からは「募集」という形で朝鮮人を日本に連れてきた。日本政府は一九三九年七月、「朝鮮の労務者日本本土移住に関する件」を朝鮮総督府に通達して、炭鉱や鉱山で働く朝鮮労働者の募集を指示した。これにより朝鮮総督府は、同年九月、「朝鮮人労働者募集及び渡航取扱要項」を発表して、朝鮮人労働者を募集した。募集方法は、鉱業・土建会社などが日本政府から募集人員を割り当てられ、朝鮮総督府から許可を得て総督府が指定する地域で労働者を募集することであった。

さらに、一九四〇年一月には、「朝鮮職業紹介令」を公布して、ソウルをはじめとする六つの大都市に就職紹介所を設置して内務部と警察が協力して朝鮮の若者の募集にあたった。一九四二年からは「官斡旋」と言われ、朝鮮総督府や地方官庁に朝鮮労働者協会を置いて、動員可能な人数を調べ上げ、事業主からの申請に応じ、労働者を集めることになった。これにより約一三万人の朝鮮人労働者が募集された。一九四四年には朝鮮人に対する徴用令が公布され、

強制的な朝鮮人の動員が行われた。一九三九年から一九四五年までに徴用、徴兵、軍属などで動員された朝鮮人数は一〇〇万人を超え、⁽³⁷⁾一九四五年八月の段階で二〇〇万人の朝鮮人が日本にいたとされている。⁽³⁸⁾

一九四五年八月、終戦により植民地支配から解放された在日朝鮮人は、朝鮮半島への帰還を急いだ。日本政府の発表によれば終戦直後から一九四六年三月までに韓国に帰還したのは、九四万四三八人、一九五〇年までは一〇四万三二八人であった。しかし、終戦時の在日朝鮮人の人数と残留人数を比較すると、公式的に把握されていない帰還者数はもつと多いと思われる。一九四九年五月末に韓国政府が発表した帰国者数は一四一万四二五八人であった。⁽³⁹⁾これにより一九三九年以降、募集や徴用、徴兵の形で日本に入ってきた朝鮮人のほとんどは帰国することになった。ところが、帰還しようとしても帰還できなかった人や、帰国して再び日本に戻った人もいた。つまり、帰還する時、GHQは引揚者には所持金一〇〇〇円、携帯しうる動産は二五〇ポンドとする財産制限を果たした。そのため日本に生活基盤があった人は帰国をためらい、日本に残ることになった。

一九四七年段階での在日朝鮮人は五九万八五〇七人であった。⁽⁴⁰⁾さらに、韓国に帰国した人の中には米国の信託統治をめぐる左右対立による政治混乱、一九四八年に起った「済州島四・三事件」、⁽⁴¹⁾一九五〇年の朝鮮戦争などにより韓国社会が混乱に陥り、経済状況も厳しかったため、密航などにより日本に逆流する人も多く現れた。一方、一九五九年から一九八四年にかけて日本赤十字社と北朝鮮赤十字社によって推進された「在日朝鮮人の帰還事業」により九万三三三九人の在日朝鮮人が北朝鮮に帰還した。⁽⁴²⁾この事業はできるだけ在日朝鮮人を国外に放出しようとした日本政府の思惑と、在日朝鮮人の労働力や技術力を国家建設に利用しようとした北朝鮮の利害関係が合致した結果であった。戦後、日韓間に公式な人の往来は、長い間途絶えていた。一九六五年の日韓国交正常化により人的交流が始まった

日本国居住在外同胞数 (単位：人)

	在外国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
大阪（総）	146,929	4,558	2,649	154,136		154,136
東京（大）	95,139	36,740	8,111	139,990		139,990
神戸（総）	51,915	2,216	621	54,752		54,752
名古屋（総）	44,196	3,065	495	47,756		47,756
横浜（総）	29,629	6,612	1,218	37,459		37,459
福岡（総）	19,784	3,167	1,559	24,510		24,510
広島（総）	17,431	759	391	18,581		18,581
仙台（総）	8,259	1,154	266	9,679		9,679
新潟（総）	7,278	1,273	189	8,740		8,740
札幌（総）	4,053	520	275	4,848		4,848
総計	424,613	60,064	15,774	500,451	355,274 ⁽⁴³⁾	855,725

(大)：大使館 (領)：領事館 (出)：出張所

参照：韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

ものの、韓国からは国費留学生や一部のビジネスマン以外の民間人の日本渡航は禁止されていた。日本に韓国から本格的に旅行者や留学生が入ることになったのは、韓国で旅行・留学の自由化が行なわれた一九八〇年代に入ってからである。いわゆるニューカマー (New comer) と呼ばれる若い世代の韓人である。彼らは一九八〇年代以降、日本に留学した後も帰国せずに日本に滞在して仕事をしている人やビジネス目的で日本に渡った人とその配偶者や子供、日本人と結婚した韓国人などである。このように在日同胞社会は、戦前・戦後期に日本に入ったオールドカマーと一九八〇年代以降に日本に入ったニューカマーによって構成されている。

(二) 現状及び形成過程との関係

在日同胞社会は、一九一〇年代以降一九四五年までは日本の植民地政策の結果生じた農地離れの農民らが日本への移住、一九三九年以降の募集型の労働力動員、それ

に一九四四年からの徴用や徴兵などの強制動員、終戦直後の密航などの形で逆流、そして一九八〇年以降のニューカマーにより形成された。こうしたことから在日同胞社会の移住類型は、「非自発的動員型」と「自発的経済移民型」の融合型であると言える。

戦後、一九四七年に日本政府は「外国人登録令」を發布し、在日朝鮮人を日本国民の枠から排除し、いわゆる「見直し規定」⁴⁴により、外国人として管理するようになった。一九五二年、サンフランシスコ講和条約が発効して日本が独立すると、旧植民地出身者は国籍選択の余地を与えられず、日本国籍やその他の権利を失い、外国人登録証の携帯や指紋押捺が義務付けられた。一九六五年、日韓基本条約締結に伴い締結された在日韓国人の法的地位（協定永住）について定めた日韓両国政府間の協定（日韓法的地位協定）により在日韓国人に「協定永住」という在留資格が認められた。これは国外退去に該当する事由が他の外国人と比べて大幅に緩和されたもので、資格は二代目まで継承できることとし、三代目以降については二五年後に再協議することとした。これによって在日同胞の法的地位は不安定なものになり、出入国、就職、金融、社会保障など様々な差別を受けるようになった。そのため在日同胞の職業は自営業が多く、特に焼肉屋に代表される飲食業、パチンコ、小規模不動産会社などに集中した。

こうした日本政府や日本社会の差別に対して一九七七年からは「在日本大韓民国居留民団（民団）」主導で「差別撤廃・権益擁護運動」が開始され、指紋押捺反対や在日韓国人の参政権獲得運動も始まった。その結果、一九九一年には「入管特例法」により三代目以降にも同様の永住許可を行いつつ、同時に韓国籍のみが対象となっていた協定永住が朝鮮籍（北朝鮮籍ではなく実体のない一九一〇年以前の朝鮮籍）、台湾籍の永住者も合わせて「特別永住許可者」として一本化された⁴⁵。指紋押捺制度は一九九二年に特別永住許可者にのみ廃止され、一九九九年に全面廃止された⁴⁶。

朝鮮半島で南北分断と朝鮮戦争が起きて南北の対立が激化すると、在日同胞社会は、韓国と北朝鮮を支持する勢力とに分れ、前者は民団を、後者は「在日本朝鮮人総連合会（総連）」を組織して、互いに対立した。解放以降の混乱期、民団と総連を支持する在日同胞はほぼ半分されていたが、一九五九年以降、北朝鮮を支持する一〇万人近くの在日同胞が北朝鮮に帰還したことや、韓国の経済成長と民主化の進展、それに北朝鮮の世襲独裁政治に失望した総連系の在日同胞が韓国籍に移籍したり総連を脱退したりした結果、総連の勢力は弱体化しつつある。一方、一九八〇年代ごろから多くの在日同胞が日本に帰化して日本の韓人社会で特別永住権を持つ在日同胞が占める割合は年々減り続け、代わりにニューカマーの数が増加している。

在日同胞の多くは大阪や関西地方に居住している。大阪の生野区の鶴橋市場に代表される日本最大のコリアンタウンが形成されていて、東京の新大久保あたりにはニューカマー中心のコリアンタウンが形成されている。現在の在日同胞社会は韓国籍の特別永住権者と朝鮮籍の特別永住者、それに一般永住権者、それに留学生やビジネス目的で入国した人々らによって構成されている。

特別永住権者を中心とした在日同胞の民族帰属意識は、世代によって異なる。朝鮮半島で生まれ育った在日第一世は、祖国に帰りたいという「祖国志向」で、民族帰属意識は言うまでもなく強い。日本で生まれ育ち、日本語を母語とし、日本に継続して定住することが前提になってきた第二世は、日本社会で適応して生きていくという「日本生活志向」に変わりつつも、第一世の体験を間接的に体験し、自分のルーツをごく身近に感じることにより民族帰属意識をかなり残っている。ところが、第三・四世になると祖国との接点がなくなり自然的に日本人としての生き方に慣れていく「日本人志向」に変わり、祖国に対する国家帰属意識も民族帰属意識も次第に薄くなりつつある。特記すべき

韓国朝鮮人の帰化者推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
帰化者数	9,689	8,531	8,546	7,412	7,637	6,668	5,656	5,581	4,331	4,744

参照：日本法務省ホームページ（帰化許可申請者数等の推移）

ことは三・四世の「日本人志向」は日本社会への帰属意識とは異なる。彼らは日本人と違う名前からも部外者としての自分を意識しながら、日本にも祖国にも国家や民族帰属意識を感じないことから常に主体性の混乱を経験している。その結果、一部の人は日本式の通名を使ったり、日本に帰化したりする道を選ぶ人も増えている。

このように在日同胞の主体性の混乱は、在日同胞社会が自由意思により形成されたのではなく、日本の植民地支配の副産物として生まれた「非自発的動員型」移住であったことや、日本政府の排他的な外国人政策、それに、分断され対立する祖国の現実に失望したことも影響していると思われる。民団や総連を中心にそれぞれの国家帰属意識や民族帰属意識を高めるために言語や伝統文化、祖国体験プログラムなどを企画しているが、在日同胞の祖国・民族意識離れを止めることは限界に達しているのが現状である。

在日同胞は、戦後、李承晩政権から冷遇されたにもかかわらず、日韓国交正常化以降は経済・政治面で韓国を様々な形で支援してきた。一九七〇年代は在日同胞企業家による韓国投資が韓国の経済発展に貢献し、同時期に一部の在日同胞は日本の良心的な知識人や市民団体と連携して韓国の民主化を支援した。⁽⁴⁷⁾

在日同胞のコミュニティーとしては民団と総連があり、ニューカマーが中心になって二〇〇一年に結成した「在日韓国人連合会」も活動しているが、新旧コミュニティーの交流は儀礼的なレベルであって共同事業やイベントなどは行われていない。⁽⁴⁸⁾

現在の在日同胞社会は、かつての権利闘争や権利獲得の時代とは違って、日本社会の一員としていかに日本社会に貢献し、そこから自分らの居場所や権利を保つていくかを課題として挙げている。⁽⁴⁹⁾

七 おわりに

以上で見たように、韓人在外同胞社会の形成過程での相違と居住国の対応や思惑によって中・米・日三ヶ国に居住する韓人在外同胞の現状がそれぞれ異なっていることが分かった。

一部の「非自発的動員」移住に「自発的経済移民」と「自発的経済移民」が主流になって形成された在中同胞は、中国公民としての国家帰属意識が高く、韓人としての民族帰属意識も強い。こうした結果は、在中同胞の移住過程での自発性に加え、中国政府がいち早くから在中同胞を中国人の一員として認めたこと、および少数民族に対する政策的配慮が主な要因であったと考えられる。

「経済的契約移民」と「自発的政治亡命」、「自発的経済移民」により形成された在米同胞は、自発的な移住であることや多様な人種と民族を米国人と受け入れる米国の移民政策に後押しされ、米国の市民権者としてのプライドが高く、米国人としての国家帰属意識も強い。米国人としての国家帰属意識が高い反面、韓人としての民族帰属意識は薄くなりつつあるのも特徴である。

「非自発的動員型」移住を根幹として「自発的経済移民型」が加わる形で形成された在日同胞は、特別永住者という法的地位の不安定さや日本社会からの差別などにより日本に対する国家帰属意識はもちろん、社会帰属意識も薄い。その結果、長い間日本と在日同胞社会は、共生・協力関係ではなく対立・葛藤の関係が続いていた。こうした結果は、

日本政府の外国人政策と在日同胞の形成過程での非自発性という要因が大きく影響していると思われる。

在外同胞の形成過程での居住国の対応が在外同胞コミュニティの性格に影響を与えたことも分かった。自発的な移住者が多く、居住国から公民権や市民権が認められた中国や米国では多様な分野で多様な目的を持った在外同胞コミュニティが結成され、盛んに活動している。一方、在日同胞の場合は、民団と総連という巨大組織が存在して在日同胞コミュニティの司令塔的役割を果たしている。これは、法的地位など権利や権益を勝ち取るためには在日同胞の力を集中・統一する必要があったからである。ところが、時代の経過や日本政府の在日同胞に対する処遇改善などにより民団と総連の機能低下が著しくなり、これが両組織から在日同胞の離脱を加速化させる原因にもなっている。

在外同胞社会における新旧コミュニティの繋がりや協力関係は、移住の継続性との関連性が強いことが分かった。中国や日本の場合は、一九八〇年代以降に移住した新韓人とそれ以前に移住した韓人との関わりが弱く、旧韓人社会と新韓人社会が寸断された形で共存している。在米同胞の場合は、新しく移住する韓人がスムーズに既存の在米同胞コミュニティに溶け込む形でメンバーに加わり、新旧移住者の間の寸断が見られない。これは、本格的に韓人が米国に入り始めた一九四五年以降、数の差はあったものの、絶え間なく韓人の米国入りが続き、こうした移住の継続性が維持されたからであると思われる。

在外同胞社会と韓国との関係では、在外同胞形成期の朝鮮半島や朝鮮半島をめぐる国際情勢、本国と居住国との親疎関係、そして居住国の国力が影響している。

在中同胞と韓国との関係は、一九四五年以後朝鮮半島の分断と、中国も参戦した朝鮮戦争により断絶され、在中同

胞と韓国は互いに影響を及ぼしあうことができなかった。一九九〇年代以降になって交流が始まったものの、政治面での結びつきはなく、朝鮮族労働者の韓国入りや延辺地域に対する韓国企業の投資など、経済面での交流が中心になっている。

在米同胞は、戦後、同盟国に基づく友好的な米韓関係を背景に米国での定着を果たし、韓国の経済発展に大きな力を貸した。加えて、軍部独裁など韓国政治に失望して米国に移住した知識人らによる民主化運動に対する支援は、韓国の民主化に大きく貢献した。現在においても在米同胞の先進民主主義の経験や多元的な価値観などは、韓国の民主主義発展に影響を与えているだけでなく、南北分断解消の代案としても期待されている。

朝鮮半島の分断状況がそのまま反映された在日同胞社会は、民団系と総連系に分かれてそれぞれの祖国と交流を行った。戦後直前から一九七〇年代半ばまでは、北朝鮮との交流が盛んに行われたが、一九七〇年代後半からは韓国の経済成長とともに韓国との交流が主流を成すことになった。総連系の在日同胞は個人や団体の送金などを通じて北朝鮮を支援し、民団系は企業の投資や技術などを韓国企業に提供して韓国の経済発展を支えた。一方、在日同胞の一部の知識人は韓国の軍部独裁に反対する韓国内の民主化勢力を支援し、韓国の民主化の一助となった。

以上、中国、米国、日本における在外同胞社会の形成過程と現状を鳥瞰してその関連性や特徴などを明らかにした。今後はこうした研究結果をふまえてそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索して見る。

- (1) ここでの韓人は韓民族（朝鮮民族）の血統を受けついだ人々やその子孫を総称する。
- (2) 韓国外交部ホームページ (<http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp>) 検索日：二〇一五年十二月二三日

- (3) ここで言う「在外同胞コミュニティ」は、すべての在外同胞を構成人とする「在外同胞社会」の概念ではなく、ある目的や活動を前提として在外同胞の人々により結成された組織や団体を意味する。
- (4) 在外同胞関連業務を担当している外交部傘下の公共機関である。一九九七年に設立された。
- (5) イムチェハン・ジョンヒョンゴン『在外韓人とグローバルネットワーク』ハンウルアカデミー、二〇〇六年、七〇―七五頁（韓国語）
- (6) 研究者の中には、一七世紀半ばのモンゴルの高麗侵略の時に戦争捕虜として強制に中国に連れ去れた韓人を在中同胞の始まりとするものもある（ソンチュンイル、「中国朝鮮族共同体の過去と現在、未来」、ソンシン女子大学東アジア研究所主催『在中同胞、朝鮮族、それから韓中関係』国際学術大会、二〇一一年、三一頁。イジョンミ『朝鮮族同胞社会の現状と発展方向』在外同胞財団、二〇一〇年、一頁）（韓国語）
- (7) 中国の東北地方は清朝を建国した満州族の発祥地として神聖なところとされ、外部人の流入と開拓が禁じられていた。
- (8) ジョンビョンチル『二〇世紀中国朝鮮族二〇大事件』環境工業出版社、一九九九年、一六頁（韓国語）
- (9) イジョンミ、前掲書、一頁（韓国語）
- (10) ジョンビョンチル、前掲書、一七頁（韓国語）
- (11) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、一九〇頁（韓国語）
- (12) 同右、一九一頁（韓国語）
- (13) イジョンミ、前掲書、一頁（韓国語）
- (14) イゲアンギユ、『在中韓人』一朝閣、一九九四年、二二―二四頁（韓国語）
- (15) 崔学松、「現代中国の国民統合の中の朝鮮族社会―アイデンティティの変容を中心に―」法政大学第三三回韓国人研究者フォーラム『中国朝鮮族社会の現状と歴史的課題』二〇一二年一月二二日、五頁
- (16) ジョンヨンクック、『韓国の在外同胞政策に関する研究』国民大学博士論文、二〇一三年、一一〇頁（韓国語）
- (17) 韓国日報、二〇一五年二月一九日（韓国語）

- (18) ジョンヨンクック、前掲書、一二二頁（韓国語）
- (19) 韓国日報、二〇一五年二月一九日（韓国語）
- (20) 崔学松、前掲書、六頁
- (21) 在外同胞財団ホームページ (<http://www.korean.net/portal/PortalView.do?> 検索日：二〇一六年一月一七日)
- (22) 延辺韓国人(商)会ホームページ (<http://homepy.korean.net/~yanbian/www/> 検索日：二〇一六年一月二六日)
- (23) 二〇一五年八月一五日から二四日までに筆者が北京、上海、延辺、青島で行われた韓人会関係者との面談から得られた証言。
- (24) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org> 検索日：二〇一六年一月一七日)
- (25) 同右
- (26) チェヒョップ・バクチャンウン『世界の韓民族（三）米国・カナダ』統一院、一九九六年、四一―四四頁（韓国語）
- (27) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org> 検索日：二〇一六年一月一五日)
- (28) 米国は人種差別的な移民法を改正して、家族関係や技術、資質に優先権を与える原則へと修正した。主な内容は、①米国市民権者の配偶者と未婚の子供、②永住権者の配偶者と未婚の子供、③専門職の従事者と芸術・科学分野の特技者、④米国民権者の既婚子供、⑤市民権者の兄弟、⑥米国が必要とする一般就業移民、⑦共産主義国家からの避難民、である。イグアンギュ『米州韓人移民百周年史』米州韓人移民百周年記念事業会、二〇〇二年、四三八頁（韓国語）
- (29) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org> 検索日：二〇一六年一月一七日)
- (30) 一九九一年三月、黒人青年が高速道路で白人警察官に集団暴行を受ける事件が起こったが、一九九二年四月、ロサンゼルス市警の警官への無罪評決が下されると、評決に怒った黒人たちが暴徒と化し、ロサンゼルス市街で暴動を起こした。この暴動で多くの韓国人商店が襲撃され、大きな被害を被った。
- (31) チェヒョップ・バクチャンウン、『世界の韓民族』統一院、一九九六年、一二二―一二六頁
- (32) 二〇〇八年八月に行った米州韓人総連合会関係者との面談から得た情報。

(33) 韓国外交部ホームページ (<http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp>) 検索日：二〇一五年二月二三日

(34) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇二頁（韓国語）

(35) 同右、二〇二―二〇三頁（韓国語）

(36) 韓日民族問題学会『在日朝鮮人、彼らは誰絵なのか』サンイン、二〇〇三年、七六頁

(37) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇七頁（韓国語）

(38) 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人歴史と現在』岩波書店、二〇一五年、一一九頁

(39) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇八頁（韓国語）

(40) 同上、二〇九頁（韓国語）

(41) 一九四八年四月三日に済州島で起こった島民の蜂起事件。米軍政や韓国警察に対する不満に抗議する島民を韓国警察と右翼青年団などが虐殺した事件で、三万人近くの島民が犠牲になったとされている。

(42) 在日本大韓民国民団ホームページ (<http://mindan-tokyo.org/bbs/top.php>) 検索日：二〇一六年一月一六日

(43) 帰化者

(44) 外国人登録令第一条「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」昭和二年五月二日、外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集、朝鮮人、台湾人、琉球人関係』二三頁

(45) 田中宏、金敬得編『日・韓「共生社会」の展望―韓国で実現した外国人地方参政権』、新幹社、二〇〇六年、二五―三六頁

(46) しかし、二〇〇六年からは入国する外国人に指紋採取と顔写真撮影を義務づける改正入管法が発効した。

(47) 例えば、当時軍事政権から死刑宣告を受けた金大中氏の救命運動を展開して貫徹させた。

(48) 互に行事やイベントに招待したりはしているが、共同事業や機関を作って協力することはない（二〇一五年九月二〇日と二〇一六年二月八日に行った在日本韓国人連合会の関係者との面談から得た情報）。

（49） 二〇一五年九月一二日に行った民団関係者との面談から得た情報。

この論文は平成二六年度法学部国外派遣研究の成果物である。

日本企業における配置・異動とキャリア開発・形成

谷田部 光 一

一 はじめに

人材マネジメントを構成する雇用管理の人材フロー施策に人事異動がある。人事異動を広く捉えれば、上位等級・役職への昇格・昇進、同一企業内の異なる部門・職種・勤務地への移動、さらにはグループ内を含め異なる企業への出向・転籍など、様々な形態がある。筆者は別稿で人事等級制度の飛び級・降格（降級）や役職昇進制度、つまり縦の移動について考察した。本稿では、同一企業内での他部門・部署や他職種・職務、他事業所への移動、いわゆる配置転換、異動、ジョブ・ローテーションなどと呼ばれる横の移動について考察する。なお、企業実務では異なる部署、職種、事業所へ移動することを「異動」と称しており、本稿でもその用語に従う。

本稿で考察する企業内人事異動としての配置転換（配転）、ジョブ・ローテーションは、組織の活性化、適材適所

による人材活用、従業員の能力開発・人材育成など、多様な目的で実施されている。これらの目的も重要であるが、これからは従業員のキャリア開発・形成の面も重視すべきだと筆者は考えている。キャリア開発・形成の側面を考慮する場合は、従業員の意味を尊重あるいは配慮する異動施策が求められる。具体的には自己申告制度、社内人材公募制度、社内FA制度などである。本稿は、人材マネジメントにおける横の人事異動について、前段で理論的に整理し、多角的に実態を把握した上で、後段ではキャリア開発・形成と働きがいの観点から、従業員の主体的な意思を反映する配置・異動施策について具体的に検討することを目的としている。

本稿の構成は次のとおりである。まず、人事異動の態様に関して概観し、筆者なりに人事異動を定義づけ、さらに横の人事異動である配置転換、ジョブ・ローテーションの多様な目的、役割について整理する。今後の方向性として筆者が強調するのは、前述したとおりキャリア開発・形成の視点である。次いで、日本企業における配置・異動の変化と実態に関して、各種の統計調査の結果から多角的に把握する。また、日本企業の配置転換は頻繁で幅が広いという通念について、実証的な先行研究に基づき、国際比較も交えながら検証する。本稿の後半では、従業員意思を尊重、反映する配置・異動施策について、各種の統計調査を中心に、企業事例も参照しながらその実態について考察する。併せて、従業員意思反映型の配置転換を補完する人事施策に関して、やはり統計を参考にしながら実態を把握する。最後はむすびにかえて、統計調査からみた労働者の職業生活設計に対する姿勢について確認したうえで、従業員のキャリア開発・形成と働きがいに寄与する企業の支援策、支援方法とそのスタンスについて検討する。

二 人事異動の態様と定義そして目的、機能

1 人事異動の態様

人事異動の態様を分類する第一の基準は、「縦の異動」か「横の異動」かである。縦の異動はさらに、従業員を一定の基準で格付ける人事等級制度の昇級（昇格）、降級（降格）と、課長、部長等の役職制度上の昇進、降職に区分される。横の異動もさらに、同一企業内での異なる部署・部門、異なる職種・職務、異なる勤務地への異動と、グループ内企業を含めた異なる企業への応援・派遣、出向、転籍など、「企業内」か「企業外」という基準で区分される。実際には、縦の異動である昇進・昇格が、同一企業内での横の異動である配置転換、転勤と併せて実施されたり、他企業への出向・転籍の機会を捉えて昇進させる場合があるなど、縦・横、企業内・外といっても、現実的にはこれらの要素が組み合わされて人事異動が実現している。また、特定の異動時期が設定されている「定期異動」と随時実施される「不定期異動」といった区別もある。

本稿が考察の対象とするのは、このうち同一企業内における横の人事異動であり、定期異動か不定期異動かは問わない。具体的には、配置転換、異動、ジョブ・ローテーション、転勤などと呼ばれる態様である。まず初任配属として特定部署・部門の特定職種・職務への配置があり、その後、通常は一定年数経過後に別部署・職務への配置転換（配転）つまり異動があつて、再配置されるというプロセスをたどるので、一体的に理解して配置・異動と称されることも多い。⁽³⁾ 現在と異なる部署・部門への異動だが職種や職務は同じ場合があり、同じ部署・部門内の異動でも異なる職種・職務の場合があり、部署・部門と職種・職務ともに異なるケースもある。勤務地が現在と異なる事業所に異

動する場合で、住居の移転を伴えば一般的には転勤というが、やはり異動する職能部門や職種が同じことも異なることもある。なお、「ジョブ・ローテーション」を人材育成・能力開発を目的とした異動に限定することもあるが、ここでは狭く解釈しない。

2 人事異動の定義

人事異動に関して包括的に定義した例はあまりないが、西川清之による次の定義は比較的詳しい。

「人事異動とは、昇進、昇格などの従業員の縦移動と、配置転換、出向・転籍などの横移動を総合した概念で、採用管理（インフロー・マネジメント）や退職管理（アウトフロー・マネジメント）とともに雇用管理の一環をなす。人事異動には様々な形態があるが、大別して企業間異動と企業内異動に分けることができる。具体的には前者は出向、転籍を指し、後者は、職務・職種変更や勤務地変更（転勤）などの配置転換、昇進・昇格などを含む⁽⁴⁾」。

この定義も参考にしながら、筆者自身は人事異動を次のようにやや網羅的に定義づけることにする。

「①人事異動は、採用管理、退職管理とともに雇用管理を構成する配置・異動管理（人材フローマネジメント）施策であり、②昇進・昇格（昇級）、降職・降格（降級）などの縦の異動と、配置転換、ジョブ・ローテーション、転勤などの横の異動、③同一企業内の異動と、グループ内を含む異なる企業への派遣、出向、転籍などの異動、④時期を設定した定期異動と、随時実施する不定期異動、⑤会社主導で実施される異動と、従業員の意思を反映して実施される異動、などの区分とその組み合わせによる様々な態様が存在する。」

3 人事異動の目的、機能

人事異動は、経営を取り巻く環境変化、それに対応する経営戦略の再構築、経営組織の改編、組織内部自体からの要請、従業員からのニーズなど様々な要因を背景に実施される。表1は、人事異動とくに横の人事異動に関して、企業内における配置転換を中心にその目的あるいは機能を挙げたものである。研究者や実務家によってよく指摘される

表1 人事異動としての配置転換の目的

- | |
|-------------------------|
| ①組織の改編（新設、廃止、拡大、縮小） |
| ②要員（人員バランス）の最適化、人員配置の調整 |
| ③戦略的な人員配置 |
| ④適材適所、人材活用 |
| ⑤組織活性化、マンネリ解消・予防 |
| ⑥人的交流、人的ネットワークの形成 |
| ⑦職場風土の刷新、職場内人間関係の改善 |
| ⑧コンプライアンス（不正防止） |
| ⑨従業員の能力開発・人材育成 |
| ⑩従業員の適性の発見・開発、適性を見極め・確認 |
| ⑪キャリア開発・形成 |
| ⑫従業員の意欲向上、動機づけ |

目的であり、したがって一般に共有されているといえる^⑤。それを筆者などの視点で総括的に整理したのが表1である。実際には転勤や、他企業への出向、それに縦の人事異動である昇進・昇格にも当てはまるものが少なくない。また、掲載した項目には相互に関連するもの、あるいは機能的にオーバーラップする項目も存在する。

それぞれの目的に関してもう少し説明すると、①組織の改編に伴う人事異動は、環境変化への対応、経営戦略の再編強化等に基づく最も基本的な異動であり、②要員の最適化は、全社的にみた人員計画、要員計画から組織間の人員バランスの最適化を図るものであり①と密接に関連する。また、部門別、事業所別等にみた要員のアンバランスを是正する人員配置の調整機能も持っている。③戦略的な人員配置も①に関連し、企業が環境変化に対応して事業戦略を展開するにあたって、戦略的部署に適合する人材をシフトさせることで

ある。④適材適所は人と仕事をマッチングさせる要諦であり、人材の最適な活用につながる。⑤配転による人材ミックスで人も組織もマンネリが解消・予防されるだけでなく、異質の視点が加わることで組織の活性化をもたらす。⑥人的交流を図ることは、部門間の知識、技術、ノウハウの共有化に寄与し、人的ネットワークの形成はコミュニケーションの円滑化とともに各部門が連携した業務遂行を実現できる。また、配転は⑦職場風土の刷新や職場内の人間関係を改善する手段になるし、数年間隔の異動は⑧不正防止やコンプライアンス（法令順守）に役立つこともある。

ここまで挙げたのは、どちらかといえば組織や企業それ自体のニーズ、経営上の必要性からみた配置転換の目的であるが、⑨従業員の能力開発・人材育成と、⑩従業員の適性発見・開発、適性の見極め・確認を人事異動の目的として重視する企業は多い^⑥。様々な部門や職務を経験することにより知識・技能、ノウハウなどの幅が広がって多能的、総合的な職業能力を高めるほか、部門間の業務の関連性を理解し、全社的な広い視野を身に付けることが期待されている。業務遂行にあたっての人脈形成にも役立つ。さらに、異なる部門、職種、職務、勤務地の経験は、⑪従業員のキャリア開発・形成を促進する^⑦。配置・異動による仕事経験の連鎖と、それに伴って実施されるOJTやOff-JTによる能力開発の機会が、キャリア開発・形成を実現する要素だからである。適材適所による人材活用とマンネリの解消・予防、人間関係の改善、それになりよりも能力開発・人材育成と適性発見・開発・確認、キャリア開発・形成の実現が、ひいては⑫従業員の意欲向上と動機づけを醸成することになる。

以上で概観したように、配置転換（異動）の目的には企業経営に直接的に資する機能だけではなく、能力開発・人材育成やキャリア開発・形成など従業員に資する機能も存在している。というよりも、従業員の能力開発・人材育成、適性発見・開発・確認、キャリア開発・形成、意欲向上、動機づけは、結果的には企業業績向上に貢献し、企業経営

にメリットをもたらす。その事実があるから企業は配転を実施するのである。したがって筆者は、組織・企業それ自体からみた目的、機能も重要だと考えるが、従業員の能力開発・人材育成、キャリア開発・形成の目的、機能こそ、表1の項目数では相対的に少ないものの、ウェイト的には同等かむしろ重要だと考えている。とくにこれからは、能力開発・人材育成と相互補完関係にあるキャリア開発・形成の機能を重視すべきである。

三 日本企業における配置・異動の現状

1 日本的雇用システムを構成する要素の継続と配置・異動の変化

日本的雇用システムを構成する主なサブシステムは、①新卒・定期・一括採用、②異動、ジョブ・ローテーション、③継続的人材育成、④内部昇進制、⑤定期昇給制度、⑥福利厚生制度、⑦一律定年制である⁽⁸⁾。ただし、これらのサブシステムは中堅・大企業に典型的であって、中小・零細企業にはそのまま当てはまらないものも多い。なお、①～⑦のサブシステムのうち、本稿のテーマである横の人事異動は直接的には②や③の問題であるが、①や④も関係し、その他のサブシステムも間接的に関連する部分がある。

これらのサブシステムは長期継続雇用慣行、俗にいう終身雇用制を前提として、採用から退職までの一連の制度・施策として構成されている。職業能力や適性が不分明な新規学卒者を職種を決めず社員として一括採用し、初任配属する。その後、一定年数間隔で部門や職種、勤務地を異動、ローテーションさせながら継続的に職業能力を開発・育成し、併せて適性も発見・開発・確認し、適材適所で配置し、人材を有効に活用する。縦の人事異動である役職や等級の昇進・昇格は、横の人事異動と併せてあるいはその機会を利用して実施する。定年までの長期継続雇用を前提に、

企業は柔軟かつ広範な人事権を獲得し、雇用調整としての配置・異動を実施し、環境変化や経営戦略に伴う組織の新設、改廃、拡大、縮小に対応するための人事異動を行ってきた。今日でも、日本的雇用システムは前記のサブシステムで構成されていることに変わりはないが、その中身自体はかなり変化してきている。とくに配置転換・異動、ジョブ・ローテーションへの従業員意思の反映や、キャリア開発・形成での従業員の主体性、自律性の要請は本稿とかわってくる。従業員の意思を尊重、反映する配置・異動の具体的な内容は項を改めて検討する。

2 計画的、制度的配置転換の実施割合

ここまでに、日本企業では多様な目的で人事異動を実施していると述べてきたが、配置・異動の頻度はやはり中堅・大企業で高くなる。組織が小さくて部署の数が限られ、職種や職務の種類が少なく、事業所の数も少ない中小・零細企業では、どうしても配置転換、ジョブ・ローテーション、転勤の機会は限定される。配置転換があつたとしても、定期異動ではなく、欠員補充のために随時実施される不定期異動のケースが多い。それどころか入社してから定年で辞めるまで、同じ部署、同じ職種・職務しか経験しない例も希有とはいえない。つまり、本稿で考察するのは主に中堅・大企業で実施されている配置・異動の実態である。

ただ、それではその中堅・大企業でどのくらいの割合で意図的、計画的、制度的に配置転換、ジョブ・ローテーションを行っているのだろうか。後掲表2は労務行政研究所が上場企業を中心に三年ごとに実施している「人事労務諸制度実施状況調査」の結果である。主要企業の調査結果といえる。二〇〇一年以降の調査結果を掲載してあるが、「計画的ジョブローテーション、CDP」の実施企業割合は約一割程度である。二〇一三年は20%に届いているが、

民間機関調査の回答企業は変動するので、次回の調査結果をみなければ実施割合が増加しているとは断定できない。後掲表3は、産労総合研究所がやはり三年ごとに実施している「人事制度に関する総合調査」の結果である。労務行政調査とは調査対象と回答企業が異なることに留意する必要がある。表3によれば「計画的ジョブローテーション」の実施企業は二〇〇七年には34・7%に達していた。ただ、二〇一〇年は調査しておらず、二〇一三年は入社後一〇年程度の若手社員に限定した設問で、28・4%の実施割合であった。また、CDP (Career Development Program＝職歴開発制度)¹⁰の実施状況については別に設問している。各年とも10%台が続くが、最新調査年の二〇一〇年には16・1%であった。

以上のように調査機関によって数値は異なるが、中堅・大企業でも計画的ジョブ・ローテーションやCDPの実施割合はそれほど高くない。つまり、厳格な制度や計画に基づきながら配置・異動が実施されるというよりは、組織や経営の必要性に応じて柔軟に配置転換、ジョブ・ローテーションが実施されているのが実態だといえる。ただし、それはいい加減な人事異動を行っているということではなく、企業事例をみる限り慣行や緩やかなルールに基づいて配置・異動が行われている。

3 限定正社員が存在

前述したように、中堅・大企業に比べれば、理論的にも実際上も中小・零細企業で横の人事異動、配置転換、ジョブ・ローテーションは限定される。しかし、中堅・大企業の従業員なら誰もが異動するわけではない。これは、異動のあることが要件の一つになっている社員区分の従業員でも、実際には異動しない人がいるという事実を指すのでは

なく、制度的に異動することが前提になっていない従業員の区分が存在することである。契約社員、嘱託、パート・アルバイトなどの非正規社員とは異なり、雇用期間の定めのない正社員ではあるが、職種・職務が限定された社員、勤務地が限定された社員、つまり「限定正社員」の存在である。なお、いわゆる「総合職」に対する「一般職」は、部門、職種や勤務地の異動が比較的限定されている従業員区分であり、これに対して限定正社員は原則として職種・職務、勤務地が限定されていて、職種間、勤務地間の異動がほとんど無い従業員区分のことである（ただし、「一般職」と「限定正社員」の内容について、ここで筆者が述べるような区別とは異なる企業事例は多数存在する）。

厚生労働省が平成二三年に正社員三〇〇人以上の企業を対象に実施した「多様な形態による正社員」に関する調査^⑪によると（集計表不掲載）、回答企業の51・9%が「多様な正社員」（本稿でいう「限定正社員」）の雇用区分を導入している。ただしこの中には労働時間限定社員が含まれるので、職種限定正社員の雇用区分がある企業の割合をみると44・2%、勤務地限定正社員の雇用区分がある企業割合は19・2%であった（複数回答）。推計による該当従業員数の割合をみると、多様な正社員（限定正社員）は全体で32・9%、職種限定正社員は28・0%、勤務地限定正社員は8・9%である（複数回答）。また、労働政策研究・研修機構が平成二七年に常用労働者五〇人以上を雇用している民間企業対象に実施した調査^⑫によると（集計表不掲載）、何らかの形で多様な正社員（限定正社員）区分があるのは規模計で35・5%、職種・職務・職域限定の区分があるのは規模計24・6%、勤務地限定の区分があるのは規模計19・4%である（複数選択）。規模格差は大きく、五〇〜九九人規模の企業では何らかの区分あり31・0%、職種・職務・職域限定の区分あり21・9%、勤務地限定の区分あり15・1%なのに対して、一〇〇〇人以上規模ではそれぞれ62・2%、40・0%、45・0%であった（複数選択）。

中小・零細企業の場合は、仕組みというよりも実態として職種・職務や勤務地が限定されることが多いのだが、中堅・大企業では、これらの調査結果のように職種や勤務地を限定した従業員区分を制度、仕組みとして持っている企業が少なくないし、適用従業員数の割合でみても異動を前提としない社員は一定の割合で存在する。また、右の調査結果を離れて考えても、特定の国家資格・公的資格が必要な業務、例えば医療、福祉、運輸などの職種に従事する労働者は、職種が限定されることになる。

ここでは、日本企業において部署・部門、職種・職務、勤務地を超えた配置転換が頻繁に実施されているといっても、そうでない従業員層も決して少なくないことを調査結果から確認した。なお、先に配置・異動における能力開発・人材育成の側面を強調したが、当然ながら配置転換だけが能力開発の手段ではない。こうした異動のない従業員でも実際には能力開発・人材育成が図れることは、中小・零細企業にも有能な従業員が多数存在するという経験的事実が証明している。

4 若手社員と管理職層の配置転換

配置転換の目的は年齢層によっても異なるという先行研究がある。若年層の方が人材育成目的の配置転換が多く、また、企業は若年層ほど部門を超えるケースも含めて積極的に配転を行う。一方、年齢が上がるほど業務上の必要性、企業内の労働力需給調整を目的とした配置転換が多くなるという。¹³⁾若手社員層に関しては、能力開発と適性発見・開発の意味から配置転換が頻繁に行われるし、部門・部署間の異動にも企業は積極的であるということは、前述した配置転換の実施目的からも理解できる。また、勤続年数を重ね、仕事に習熟した中堅層以上の社員に関しては、開発・

育成した職業能力を適材適所で發揮してもらうために配置・異動するというのも、組織ニーズ、企業経営上の必要性に比重を置いた配置転換として、理論的にも経験則上も納得性が高い。

企業事例^⑭を見ると、若手社員対象に能力開発・人材育成を目的とする計画的な配転、ジョブ・ローテーションを実施するケースは多い。新入社員に対して一年間は研修期間という位置付けで、社内各部署をローテーションして体験させる企業は以前から存在する。それだけにとどまらず、大卒の場合で入社後一〇年程度、あるいは三〇歳台前半までの若手・中堅社員を対象に、育成のために三つの職能分野、部署を経験させる企業事例がある。原則として三年に一回は部署、職種、勤務地を異動させる企業、あるいは出向や海外経験を含め三種類の異なる職務経験を積ませる企業も同様な考え方であろう。大まかにいえば、一〇年間、三年ごとに、三回・三種類の配置・異動、というのが若手社員に対する計画的ローテーションの一つの目安といえよう。科学的な根拠はなく、あくまで経験則と人材育成上の経営ポリシーから設定された目安、基準である。

この異動を通じて、職務能力・知識・技能を高め、仕事の幅を広げ、社内の業務の関連性を理解し、広い経営的視野を身に付けることを期待するのである。入社後一〇年前後まで、年齢でいえば三〇歳台前半までの社員層は、職業人としての基本的能力の育成期という位置付けであり、実際、経験上この時期は職業能力が飛躍的に成長する期間でもある。さらに、管理職層手前の中堅・熟練社員に関しても異動はあり、例えば五年に一回程度を目安として異動、ローテーションを実施する「五年ルール」なる基準を設ける企業もある。年数の基準はともかく、中堅・熟練層に関しても人材育成、適性に応じた配置、あるいは組織ニーズからの配置転換は実施されている。また、管理職層への昇格・昇進を審査する際、三種類以上の異分野、あるいは異職種・職務、または出向・海外勤務を含む異なる勤務地を

経験することが必要条件になっている企業の例はよく目にする。ただし、前述したように、異動を制度的、計画的に行っていない中堅以上の企業も多い。右に例示したような企業事例がすべてではないことに留意する必要がある。

ところで、実は配置転換を実施するのは管理職層になるまでの時期に限らない。管理職層に関しても、企業の経営戦略、組織戦略に応じた戦略的な人材配置としての異動が実施される。また、上位役職に昇進する際には、別部門、別部署に異動することも少なくない。それだけではなく、選抜した管理職に対して次世代経営者、次世代リーダーを育成するために戦略的に異動を実施する企業がある。⁽¹⁵⁾対象になるのは課長クラスから次長・部長クラス、次期部門長候補まで幅広い。選拔型研修の実施と併せて、企業内の戦略的な部署への異動、グループ内企業への出向、海外現地法人への派遣などを行う。修羅場を経験することによって経営者としての能力を高めることが目的である。その際、所属部署の上位役職へ抜擢するほか、他部門や関連会社の重要ポストに任用することが多い。

5 日本企業におけるキャリアの幅

日本の企業では、キャリアの幅の広いゼネラリストが多く、キャリアの幅の狭いスペシャリストは少ないという通念に対して、調査結果に基づき否定する研究がある。それによると、社員の企業内におけるキャリア形成は、多様な職能分野を経験させるのではなく、特定の職能分野内で行われ、かつその内部における仕事経験の幅も狭い。つまり、職業能力はゼネラリストと呼べるものではなく、⁽¹⁷⁾スペシャリストが当てはまる、という。⁽¹⁶⁾キャリアの幅が狭いのが「スペシャリスト」という用語の是非はともかく、日本企業において社員が必ずしも複数の職能分野を幅広く経験するわけではないという結論を調査から導き出している。約二〇年前の調査結果であるが、現在よりも日本企業の社員

とくにホワイトカラーはいろいろな部署を広く渡り歩くという通念が強かった時期にそれを否定している。今日では、企業と社員双方がゼネラリストよりは専門職、スペシャリスト、プロフェッショナル志向を強めている傾向があり、⁽¹⁸⁾ 調査結果の結論は現時点でこそむしろ当てはまる内容といえよう。

また、同調査よりさらに約一〇年近く前に実施された個別企業のホワイトカラーに関する実証研究で、大卒は事務・技術職とも同一大分類職務（部門）内での異動が多く、部長のキャリアを分析してもゼネラリストでないことが示された。⁽¹⁹⁾ つまり、配置転換が行われても、同一部署・部門・職能の異動や、関連する部署・部門・職能内の異動が多く、特定の職能領域を中心に関連する職務を異動していて、全く関係のない部署や職能を渡り歩くわけではないことが指摘されている。企業の実態を観察すると、この研究結果は今日の実況でも妥当性があると思われる。そういう実態があるからこそ、前述したように人材育成や組織の活性化等を目的として、意図的・計画的に一定年数の基準に基づき異部門、異職種、異勤務地をローテーションする仕組みを作る企業が存在するのである。

なお、日本、アメリカ、ドイツの大卒の部・課長を対象に、そのキャリア形成等に関してアンケート調査により国際比較した研究がある。勤続期間に占める最長職能分野の経験年数が七六%以上を「一職能型（単一職能型）」、五一～七五%を「主十副職能型（準単一職能型）」、五〇%以下を「複職能型（複数職能型）」と呼べば、日本は単一職能型 39・2%、準単一職能型 30・4%、複数職能型 30・4%と各職能型にほぼ三等分される。アメリカはそれぞれ 65・6%、18・7%、15・7%、ドイツはそれぞれ 57・9%、25・4%、16・6%で単一職能型が多い。ゼネラリストを複数の職能分野を経験している複数職能型とすれば、いずれの国もゼネラリストは少ない。その中でも日本は相対的にキャリアの幅の広い者が多い。⁽²⁰⁾ ただし、日本企業において配置転換が多いといっても、単一職能型と準単一職能型で 69・6%

を占めており、やはり特定職能を中心とする異動が多いことが分かる。

四 キャリア開発・形成のための人事異動

1 従業員意思を尊重、反映する配置・異動

日本企業における従業員の配置とくに新卒者の初任配属は、労働者本人の希望も考慮するが、会社による本人の適性判断のほか、欠員補充、配置転換・ローテーションの後任、各部門・部署からの人員要請、組織上の人員計画等により会社主導で決定されるケースがメインになっている。しかし、「三―一」で述べた今日的な従業員参画型の自律的キャリア開発・形成の観点からは、その後の配置転換で本人の意思をどれだけ反映させることができるかが課題になる。これが従業員の働きがいにもつながる。筆者による人材マネジメントの定義にも、「従業員の多様な欲求に対応」⁽²¹⁾することを要素として挙げている。成熟した相対的に豊かな社会を背景に、自分の興味、価値観にあった仕事、能力を発揮できる仕事を志向する従業員が増加しているのである。従業員の意向に配慮し、従業員の意思を反映し、意欲と自主性を尊重するキャリア開発・形成のための人事異動施策としては、自己申告制度、社内人材公募制度、社内F A制度、社内ベンチャー制度が代表的なものとして挙げられる。これらは「キャリア選択型人事制度」である。本稿では、調査資料を参考にしながら、その今日的な状況を検討する。⁽²²⁾

(1) 自己申告制度

自己申告制度は従業員の意味や希望を把握し、情報を収集する手段としてかなり前から多くの企業で実施している。

表2（労務行政研究所「人事労務諸制度実施状況調査」）、表3（産労総合研究所「人事制度に関する総合調査」）、表4（日本生

産性本部「日本的雇用・人事の変容に関する調査」、表5（労働政策研究・研修機構「社内公募制など従業員の自発性を尊重する配置政策に関する調査」）および後掲表7―(2)（厚生労働省「能力開発基本調査」）によると、調査機関や調査年によっても異なるが、回答企業の五割―七割が実施している。以前は設問項目が多すぎたり、自分の性格など答えづらい項目があるなど、あまり効果的に運用されていない制度でもあった。自己申告制度の目的は、配置・異動の参考資料にする、将来の進路指導に役立てる、能力開発につなげるなど様々だが、最近はそのらを統合してキャリア開発・形成のツールとして用いる方向にある。イントラネットによりWeb上で自己申告する仕組みの企業が多い。

申告する項目は、①過去および現在の職務経歴、②現在の担当職務・業務に関する質的、量的な適合度、満足度、③現在の職務・職場に対する意見、提案、④キャリア・プラン、将来の希望分野・職種、⑤当面の配置・異動、勤務地の希望、⑥過去の教育・研修歴、自己啓発歴、保有資格・免許、⑦今後の能力開発プラン、自己啓発プラン、⑧家庭事情、健康状態などの配慮事項（任意申告）、⑨自由意見記述、などが一般的である。自己申告制度を効果的に運用するには、自己申告シートを基に上司と本人が必ず面談をし、部下の意思を尊重しながらもキャリアプラン、能力開発プラン等に対して上司がアドバイスすることが肝要である。また、従業員の申告事項、要望に対してその可否を含め会社側から何らかの形でフィードバックやレスポンスをする必要がある。

(2) 社内人材公募制度

社内人材公募制度（一般的には単に社内公募制度という）は、会社あるいは個々の事業部門が特定の能力を備えた社内の人材を募集し、従業員がそれに応募するシステムである。募集と応募の範囲をグループ企業全体まで拡大している例もある。人事部ではなく公募する部署と応募する従業員が主体となり、人事部はどちらかといえば側面から援助、

表2 配置・異動関連制度の実施状況推移(1) —単位：％—

調査年	2001年	2004年	2007年	2010年	2013年
集計社数	(372社)	(260社)	(229社)	(221社)	(214社)
計画的ジョブローテーション、CDP	10.2	13.8	11.4	10.0	20.1
自己申告制度	53.0	55.8	45.4	48.4	42.1
社内公募制	12.1	21.5	21.4	18.1	16.8
社内FA制	1.3	4.2	4.8	4.1	7.0
社内ベンチャー	1.9	3.5	3.5	2.7	2.3
キャリア					
カウンセリング		6.5	7.9	5.9	8.4
メンター制度	7.8		8.3	19.9	31.3

出所：労務行政研究所「人事労務諸制度実施状況調査（各年）」

（2007年までは「人事労務管理諸制度実施状況調査」）

（注）1．調査対象は、全国証券市場の上場企業と、それに匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）。

2．調査結果は『労政時報』第3488号、第3628号、第3700号、第3773号、第3847号に掲載。

表3 配置・異動関連制度の実施状況推移(2) —単位：％—

調査年	2001年	2004年	2007年	2010年	2013年
集計社数	(467社)	(305社)	(213社)	(193社)	(243社)
計画的ジョブローテーション	23.3	32.5	34.7		(28.4)
CDP	10.3	16.7	14.1	16.1	
自己申告制度	62.1	60.3	67.6	65.8	60.6
社内公募制	16.9	20.0	24.4	21.8	24.8
社内FA制				6.2	6.6
社内ベンチャー	4.7	4.9	6.6	1.6	
キャリア					
カウンセリング	6.9	7.9	8.0	16.7	13.7
キャリア面談制度			24.4		
メンター制度	6.6	6.9	14.1	12.6	11.6
キャリア開発研修			42.3	21.2	16.9

出所：産労総合研究所「人事制度等に関する総合調査（各年）」

（注）1．調査対象は、同研究所購読会員企業および上場企業で、調査企業数は調査年によって異なり3,000社～6,000社。

2．調査結果は『賃金実務』第895号、第962号、『人事実務』第1028号、第1094号、第1094号に掲載。

3．2013年の「計画的ジョブローテーション」は、新卒入社10年間程度の若年層に限定した設問。

表 4 配置・異動関連制度の実施状況推移(3) —単位：％—

調査年	集計社数	自己申告 制度	社内 公募制	社内 F A 制	キャリア相談 支援体制
2001年	(339社)		34.5	2.7	8.0
2002年	(303社)	67.6	30.4	5.6	7.9
2003年	(251社)		36.3	9.2	10.0
2004年	(253社)	74.3	31.2	8.3	
2005年	(254社)	72.4	41.4	10.2	17.3
2006年	(241社)	68.4	30.7	8.3	19.5
2007年	(173社)		40.5	7.5	23.7
2009年	(176社)		41.5	12.5	25.0
2012年	(154社)		39.6	23.4	14.9
2013年	(172社)		35.1	14.3	

出所：日本生産性本部「日本的雇用・人事の変容に関する調査（各年）」

（2007年までは「日本の人事制度の変容に関する調査」）

（注） 調査対象は全上場企業。

表 5 配置・異動関連制度の実施状況推移(4) —単位：％—

区分		集計社数	自己申告制	社内 公募制	F A 制	キャリア 相談
全体計		(147社)	59.2	34.7	11.6	15.0
業 種	製造業	(74社)	58.1	43.2	13.5	17.6
	非製造業	(72社)	61.1	26.4	9.7	12.5
企 業 規 模	999人以下	(60社)	46.7	16.7	5.0	1.7
	1,000～					
	4,999人	(56社)	69.6	35.7	14.3	17.9
	5,000人以上	(28社)	64.3	71.4	21.4	39.3

出所：労働政策研究・研修機構「社内公募制など従業員の自発性を尊重する配置政策に関する調査（2006年）」

（JILPT 調査シリーズNo.33、2007年 4 月）

（注） 調査対象は東京証券取引所（1 部、2 部、マザーズ）の全上場企業。

調整する形が多い。もともとは、人事部門主導の配置・異動を補うという組織ニーズから始まったが、最近は従業員に対して多様なキャリアの選択機会を提供する意味合いが強くなっている。表2～表5をみると、やはり調査機関や調査年によって異なるが、回答した主要企業の二割～四割が実施している。

社内人材公募制を類型化すると、①新規事業立ち上げ型、②人材発掘型、③管理職公募型に大別できる。「新規事業立ち上げ型」は、新設事業部の要員を募集する場合や、既存部門の新規事業案件や新規プロジェクト立ち上げ時にその要員を広く社内から公募するパターンである。「人材発掘型」は、新規事業の立ち上げに限らず、既存部署の欠員補充や増員、海外要員の募集に際して、特定の職務に適性を持った人材、特定の能力に優れた人材を募集する形態である。人事担当部署主導の配置・異動では見落としてしまう人材と組織のマッチングが実現できる。「管理職公募型」は、新設ポストの長や新規店舗の店長を公募する場合と、既存組織の長や既存店舗の店長に空席ができたときに公募で補充する形態などがある。

いずれにしろ従業員側から手を挙げて応募する社内人材公募制は、他の従業員意思反映型の配置・異動における目的と同じく、多彩な人材の発見、適材・適所の実現、有能な人材の有効活用、従業員の動機づけのほか、キャリア開発・形成の視点からみた自律型人材を育成する契機となることが期待されている。また、限定的でなく全社的な部門・部署、職種・職務を対象に実施すれば、受入側の部署が人材を選択できる側面も有するから、「社内求人制度」に発展する可能性がある。米国の人事異動では、役職 (post) や職位 (position) に欠員が出たときはまず社内で募集し、それで補充できないときは社外に公募するという。わが国でも、外資系企業で人事異動はすべて社内公募と後述する社内FAで実施することが定着している会社がある。ただし、純粋な日本資本の中堅・大企業でそこまで徹底し

ている会社はおそらく皆無に近いだろう。

(3) 社内F A制度

社内求人型の人材公募制に対して、従業員側からの社内求職型の仕組みとして社内F A制度がある。プロ野球のF A (Free Agent) 制度に倣った名称で、キャリアチャレンジ制、ジョブリクエスト制などと称している企業もあるが、一般的な名称としては「社内F A制度」が定着している。社内F A制度にも大きく分けると二つのパターンがあり、一つは具体的な異動希望部署と職種・職務を指定して、その部署に直接応募する方法である。もう一つは、希望する部署、希望職種・職務、自己の能力などをP Rしたシートをイントラネット上で全社的に登録・掲載しておき、興味を持った部署からのオファーを待つ方法である。実際には企業によって形態は多様であり、この二つのパターンの中間に様々なバリエーションがある。

求人型の社内人材公募制に比べ、求職型の社内F A制度は後発の制度である。実施企業の割合を表2・表5で見ると、調査機関によっては実施率10%未満が続いており、二桁に乗った調査結果でも10%台前半にとどまる。社内F A制度は、人事・処遇システムにおける成果・業績主義の拡大に伴い、大企業を中心に導入する企業が増加した。成果や業績を反映する処遇システムを導入するなら、従業員にも仕事の選択権やチャレンジ機会を与えなければ納得性や公平性に欠けるというのが導入理由である。ただし、社内F A制度のねらいは成果・業績主義への対応だけに限定されず、有能な人材の発掘と活用、人材の最適配置など社内人材公募制度の項で述べた諸目的と重なる。キャリア選択の自由度アップ、職務選択の機会拡大を通じた自律型人材の育成という目的も同様である。

しかし、調査結果をみると主要企業でも実施割合が低い実態は、社内F A制度の運用が難しいことを示唆している。

これは実施企業の割合が横ばい傾向にある社内人材公募制についても同じことがいえる。社内人材公募制の場合は募集する仕事に求められる職務要件や能力要件の厳格な明確化、社内F A制度の場合は求職する従業員に求められる能力要件や人材要件の明確化が必要で、また、両制度に共通する事項としては応募して不合格だった従業員に対するフォロー、メンバーが転出した職場の欠員補充の有無と方法、現在の職場に不満だけの応募者のチェック、応募者の減少傾向に対する対策など、実務的に解決しなければならない課題が多いからである。両制度とも、現状は依然として会社主導、人事担当部署主導による配置・異動の補助的な役割にとどまっている。とくに社内F A制度には従業員の主体性が求められるが、企業側、従業員側とも未だ労働者個人による「自律的なキャリア開発・形成」という理念が徹底されていないためであろう。

なお、ごく一部ではあるが、社内人材公募制と社内F A制度の両制度とも導入する企業がある。現状では単に両制度を併存させるケースがほとんどだが、両制度を関連させて運用する企業もわずかながら存在する。社内人材公募制と社内F A制度が結合すれば、「社内求人・求職制度」に発展する可能性がある。いわば社内ハローワークとも呼べる仕組みだが、現段階では先駆的な少数の企業が試行的に実施しているのが実情である。

(4) 社内ベンチャー制度

社内ベンチャー制度は、従業員から提案、発案された新規事業のアイデアを社内です業化する制度である。ベンチャー企業は日本経済活性化の一つの手段として注目されるが、個人が独立して起業するには設備、資金、経営ノウハウなどの各種経営資源が不足する場合が多い。現に在籍している企業の経営資源が利用できるなら起業しやすいし、企業にとっても従業員の斬新なアイデア、企画が新規事業として成功すれば経営にプラスになる。具体的には、従業

員から提案された新規事業のアイデアについて、フィージビリティ・スタディ (Feasibility Study＝事業化調査) を行つて事業化の可否を決定する。事業化する場合は、社内に新規プロジェクトあるいは新規事業部を立ち上げ、発案した従業員がその責任者になる。もう少し発展した形では、社内ベンチャーといいながら社外に新会社を設立することもある。発案者も出資して分社化されたベンチャー企業の代表者になるが、現在の会社に籍を置いたまま出向する場合と、完全に転籍する独立型とがある。社内事業化、分社化にかかわらず会社からは資金、経営ノウハウ、情報、人材などの支援がなされる。

これまで述べてきた配置・異動とはややニュアンスが異なるが、働く業種や職種、能力を発揮する場を従業員が主体的に提案、選択する点で、窮極の従業員意思反映型の人事異動といえる。アントレプレナーシップ (Entrepreneurship＝起業家精神) のエネルギーを企業内で生かす仕組みでもある。事業の継続と撤退を判断する目安は、二～三年以内で単年度黒字化、五年で累積黒字化といったところだが、成功例は少ないようである。そのためか、導入企業の割合は表2の調査で2～3%、表3の調査で5～6%程度にしか過ぎない。

2 従業員意思を反映する人事異動の補完的制度・施策

前項で検討した従業員意思を尊重、反映する人事異動、自己決定の機会を提供する配置・異動の仕組みは、従業員に対して主体性、自律性を求めるものであり、見方によってはシビアナ制度でもある。今日、労働者には自律的なキャリア開発・形成が求められているが、⁽²³⁾ 現段階で労働者の多くに主体的なキャリア開発・形成ができる能力が備わっているわけではない。企業による様々な支援が必要である。実際にも企業は、以下に述べるような支援施策を実

施している。これらは前述した従業員意思を直接的に反映する配置・異動システムからみるとその補完的制度・施策といえる。⁽²⁴⁾

キャリアに関して従業員が相談することができるとして、比較的導入しやすいのは上司等との面談である。表7―(2)によると、「職業生活設計を考える場」の提供方法として、上司との面談を実施している事業所は規模計で90・4%と多く、一方、人事担当部門の担当者との面談になると規模計25・8%と減少する。また表4では「キャリア相談支援体制」とやや大括りな表現の設問となっていて、調査年によって変動があるものの上場企業で実施しているのは近年では20%前後であり、表5の「キャリア相談」の場合は15・0%の実施率である。

相談支援をもう少し具体的な「キャリア・カウンセリング」あるいは「キャリア・コンサルティング」の実施率でみた場合、表2では6〜8%、表3はキャリア面談制度も含めて15%前後である。表6（厚生労働省「能力開発基本調査」の結果では、「キャリア・コンサルティング制度」という設問の時期は実施率が事業所規模計で5%弱だが、「キャリア・コンサルティングを行うしくみ」と緩やかな設問になってからは20〜30%台の実施率に上昇した。ただ、施策を利用する正社員の割合はまだ低い。また、表7―(2)は職業生活設計を考える場を提供している事業所を二〇〇とした割合なので、「キャリア・コンサルティング制度」という設問でも実施率はやや多く、規模計で20・2%になっている。こうしてみると、キャリア・カウンセリングあるいはコンサルティングまで実施している企業はまだあまり多くないといえる。なお、カウンセリング（コンサルティング）の担当者は、必ずしも当該企業の従業員ではなく、外部機関や外部人材に委嘱するケースもある。

次に、「メンター制度」を導入している企業は、表2によると二〇〇七年8・3%、一〇年19・9%、一三年31・3%

表6 キャリア・コンサルティング等の実施割合と利用割合

—単位：％—

調査年度・事業所規模	キャリア・コンサルティング制度		調査年度・事業所規模	キャリア・コンサルティングを行うしくみ	
	導入事業所割合	利用正社員割合		実施事業所割合	利用正社員割合
2009年度	4.5	2.4	2012年度	23.8	13.0
2010年度	4.9	2.2	2013年度	33.5	13.2
2011年度			2014年度		
事業所規模計	4.5	1.7	事業所規模計	28.5	13.0
30～49人	4.1	1.3	30～49人	26.2	8.2
50～99人	4.7	0.9	50～99人	28.5	9.3
100～299人	4.3	1.6	100～299人	31.8	12.1
300～999人	7.4	1.5	300～999人	42.2	13.7
1,000人以上	19.0	3.7	1,000人以上	66.6	25.5

出所：厚生労働省「能力開発基本調査（各年度）」

（注）1．2011年度までと2012年度以降では質問内容が異なる。

2．2012年度以降は「キャリアに関する相談」の利用状況である。

と急激に増えている。もっとも表3によると、表2と同時期の導入率はそれぞれ14・1％、12・6％、11・6％である。もともとメンター制度とは、人生経験と職業経験の豊かな熟達した年長者が、会社の後輩に対して仕事だけに限らず人生、生活も含めて、人間として職業人としてのキャリア発達を支援する制度を指していた²⁵。ただし、新入社員に対してあまり年齢が離れていない先輩がサポートするブラザー制度、シスター制度をメンター制度と呼ぶ企業があるなど、今日ではメンターの概念がかなり拡大して用いられているのが実情である。表2の実施率が高いのはそうした実態を反映しているかもしれない。

従業員のキャリア自律が強調されるようになってから、「キャリア開発研修」や「キャリアデザイン研修」を実施する企業が増えてきた。キャリアの節目、たとえば三〇歳（前後）、四〇歳（前後）、五〇歳（前後）の従業員を対象に、一泊二日程度の日程

で講義やワークショップなど多様な方法で実施される。研修内容・項目は多彩で、企業によっても異なるが、①キャリア・デザインの必要性の理解、②自己の適性、能力、価値観の分析、③自己の人生観、仕事観の認識と確認、④過去のキャリア（職務経歴と実績）の棚卸、⑤職務遂行能力の自己評価、⑥過去の研修受講歴、自己啓発履歴の整理、⑦ライフ・ヒストリー（自分史）の作成、⑧将来のキャリア&ライフビジョンの作成、⑨長期的なキャリア・プランの作成、⑩中期的なキャリア・プランと能力開発計画の作成、⑪短期的なアクションプランの作成、⑫個人別のキャリア・カウンセリング、などである。²⁶かなりコストや時間、手間暇を要する研修であり、表3によると「キャリア開発研修」の実施率は二〇〇七年42・3%、一〇年21・2%、一三年16・9%と低下傾向にある。しかし、〇七年はいわば異常値であり、表7―(2)の二〇一二年度における「キャリアプラン策定のための研修」の実施率が規模計15・2%で、過去の同調査の企業規模計実施率が12～13%（集計表不掲載）だったことを勘案すると、15～20%程度がおおよその実施率といえよう。

以上、調査統計資料を中心に、従業員意思を反映する配置・異動の補完制度・施策の導入状況などに関してみてきた。調査機関や調査年によって実施率は一様でないものもあったが、大まかな傾向は把握できたと思う。ただし、上司との面談を除き、各種補完制度・施策の実施比率は高いとはいえない。今後の課題である。また、いずれの制度・施策も規模別にみると当然ながら規模の大きい企業の方が総じて実施率は高い、という常識的な結果になっている。規模の小さい企業ではそもそも配置転換の頻度が低いからである。

表 7 職業生活設計を考える場の提供方法

(1) 何らかの場を提供している事業所の割合

—単位：％—

調査年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
事業所規模計	43.2	39.3	43.7	43.2
30～49人	42.1	35.6	41.8	41.7
50～99人	41.1	39.1	42.5	41.4
100～299人	45.9	45.7	48.0	46.6
300～999人	63.4	62.6	58.0	62.9
1,000人以上	80.1	80.6	78.1	75.3

(2) 場を提供している事業所の方法別割合（2012年度、複数回答）—単位：％—

場の提供方法	事業所 規模計	30～ 49人	50～ 99人	100～ 299人	300～ 999人	1,000人 以上
上司との面談	90.4	90.7	90.3	88.9	93.5	94.6
人事部門の担当者との面談	25.8	28.0	21.3	25.6	30.9	38.4
キャリア・コンサルティング制度	20.2	21.5	17.4	20.2	21.6	30.9
自己申告制度	50.7	48.0	50.1	53.9	67.6	67.2
階層別研修	38.4	33.1	36.2	47.9	67.2	77.5
キャリアプラン策定のための研修	15.2	13.8	11.8	19.7	30.0	41.0
その他の研修	16.5	16.3	17.2	15.4	17.3	19.7

出所：厚生労働省「能力開発基本調査（各年度）」から(1)(2)とも筆者作成。

(注) 1. (1)(2)とも正社員対象の集計。

2. (2)は(1)で場を提供している事業所を100とした割合。

五 従業員のキャリア開発・形成と企業の支援―むすびにかえて

職業能力開発促進法に労働者の「職業生活設計」という概念が導入され（第三条）、国や都道府県の責務とは別に、事業主は従業員の「職業生活設計」の援助を行い（第四条）、労働者も「職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする」（第三条の三）と努力義務が規定された。ここでの職業生活設計とは、言い換えるとキャリア・デザイン、筆者の用語に引き寄せればキャリア開発・形成のことである。

表8は、厚生労働省「能力開発基本調査」から、正社員を対象とした「職業生活設計の考え方」に関する質問の結果について筆者が整理したものである。調査対象や企業規模区分が現在のようになった二〇〇九年度以降について三年間隔で掲載している。「自分で職業生活設計を考えていきたい（A）」は所属する企業の規模計で30%弱、「どちらかといえばA（A'）」は40%弱、両者の合計つまり自分で考えていきたいという社員は70%弱である。やや規模の大きい企業に所属する正社員の方が割合は高いが、あまり規模格差はない。一方、「会社で職業生活設計を提示して欲しい（B）」は規模計で約3%、「どちらかといえばB（B'）」は約13%、両者の合計つまり会社に提示して欲しいという社員は約16%で、これも所属する企業規模による差はない。以上のように、職業生活設計は自分で考えたいと回答する正社員が多数派である。しかし、職業生活設計に関連する何らかの活動を実際に行っている従業員の割合がどの程度かは明らかでない。

これに対して、前掲表7―(1)（厚生労働省「能力開発基本調査」で職業生活設計を考える場を提供している事業所の割合をみると（二〇一二年度までしか調査していない）、規模計で43%程度と半数を割っている。また、事業所規模によ

る格差は大きい。考える場を提供している事業所についてその方法をみたのが前掲表7―(2)で、前述した上司との面談、自己申告制度が多く、階層別研修、人事部門担当者との面談が続く。二〇〇九年度以降でみた各方法の実施割合は毎年度ともほぼ同じ傾向なので、二〇一二年度に限定して規模別に掲載したが、やはり規模格差は大きい。

表8では、職業生活設計は自分で考えたい、つまりキャリア・デザイン、キャリア開発・形成を自分で主体的に行いたいという回答が多かった。実際に従業員が職業生活設計に関する何らかの行動を起こすには、こうした従業員の意欲に応え、企業が様々な機会を提供し、支援することが必要である。具体的にはこれまで検討したような自己申告制度、社内人材公募制度、社内FA制度、社内ベンチャー制度など従業員の主体的意思を尊重、反映する配置・異動制度を導入するとともに、表7―(2)をはじめ前述した各種の補完的制度・施策を実施することである。つまり、従業員の主体性、自律性を重視するが、一方で企業もそれに対して各種の支援策を整備することの重要性である。このことは、キャリア開発・形成の観点からみた配置・異動に関しても、「従業員自律・企業支援」というスタンスが有効であることを示している。

ところで、従業員のキャリア開発・形成を支援し、働きがいにつながる配置・異動を実現するためには、従業員の意思や希望を多様な方法、多様なチャネルで日常的に吸い上げ、顕在化する仕組みを制度化することが必要である。具体的には自己申告制度のほか、前述した補完的制度・施策、とくに上司や人事部門の担当者による「キャリア面談」、人事部とは別組織による「キャリア・カウンセリング」、職業人生の節目における「キャリア開発研修」が従業員の主体的決断を支援する施策としてこれからは重視される。

表8 職業生活設計の考え方別正社員割合

A：自分で職業生活設計を考えていきたい

B：会社で職業生活設計を提示して欲しい

A'：どちらかといえばA

B'：どちらかといえばB

—単位：％—

考え方	A			A'			A + A'		
調査年度	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度
企業規模計	29.9	28.6	28.9	37.2	39.3	37.8	67.1	67.9	66.7
30～49人	28.0	27.2	30.2	31.2	35.4	28.2	59.2	62.6	58.4
50～99人	30.3	25.1	25.7	27.5	36.1	34.6	57.8	61.2	60.3
100～299人	27.5	24.6	27.6	37.2	37.2	36.2	64.7	61.8	63.8
300～999人	31.1	25.2	28.4	38.5	41.4	40.2	69.6	66.6	68.6
1,000人以上	31.0	33.0	30.1	41.6	41.9	40.4	72.6	74.9	70.5
考え方	B			B'			B + B'		
調査年度	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度	2009年度	2012年度	2015年度
企業規模計	3.3	3.1	3.2	11.9	12.7	12.7	15.2	15.8	15.9
30～49人	3.0	4.4	3.6	9.6	11.8	10.8	12.6	16.2	14.4
50～99人	4.7	3.6	4.5	12.0	13.5	11.7	16.7	17.1	16.2
100～299人	2.8	3.8	3.5	13.1	14.4	12.9	15.9	18.2	16.4
300～999人	3.4	3.1	2.9	13.5	13.4	14.6	16.9	16.5	17.5
1,000人以上	3.3	2.3	2.6	11.3	11.4	12.7	14.6	13.7	15.3

出所：厚生労働省「能力開発基本調査（各年度）」から筆者作成。

(注) 1. 正社員対象の集計。

2. 「その他」「わからない」「不明」は掲載を省略した。

- (1) 谷田部光一「日本企業における人事等級制度と役職昇進制度」（『政経研究』第五十二巻第三号、二〇一五年）。
- (2) 人事等級制度の概要と定義に関しては、同上論文、三頁―一五頁参照。
- (3) 中央職業能力開発協会編『ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト人事・人材開発3級〔第2版〕』（社会保険研究所、二〇一四年）一〇四―一〇五頁、岩出博『LECTURE 人事労務管理〔増補版〕』（泉文堂、二〇一五年）一七八頁以下参照。
- (4) 西川清之『人的資源管理論の基礎』（学文社、二〇一〇年）一一五頁。
- (5) 人事異動、配置転換の目的に言及する文献は多い。ここでは、例えば清水勤『ビジネス・ゼミナール会社人事入門』（日本経済新聞社、一九九一年）二三―一頁、八代充史『大企業ホワイトカラーのキャリア―昇進と異動の実証分析―』（日本労働研究機構、一九九五年）一二―一五頁、大橋靖雄『人的資源の組織戦略―貢献主義による複線型管理―』（中央経済社、二〇〇〇年）九三―九四頁、村上良三『人事マネジメントの理論と実践―人的資源管理入門』（学文社、二〇〇五年）一〇八―一〇九頁、今野浩一郎・佐藤博樹『マネジメント・テキスト 人事管理入門（第二版）』（日本経済新聞出版社、二〇〇九年）九八頁、安熙卓『人的資源管理入門』（文眞堂、二〇一四年）九二―九三頁などを挙げておく。
- (6) 二〇〇七年から二〇一五年までに発行された労務行政研究所『労政時報』に掲載されている主要企業一五社の事例から得た知見である。参照した掲載事例は総合的な配置・異動管理に関して紹介された事例であり、社内人材公募制度、社内FA制度などに限定して紹介された事例は含まれていない。なお、掲載後に社名や内容が変更されている場合があるので、参照事例の具体的な企業名は省略する。
- (7) 筆者は、客観的な仕事経歴、職業経歴の連鎖を構築するとともに、併せて職業能力の開発・向上や仕事自体の高度化、プロモート（上方移動）を実現することも含む意味で「キャリア開発・形成」という用語を使用している。
- (8) 谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』（晃洋書房、二〇一〇年）一頁以下。
- (9) 同上書、七頁以下。
- (10) CDPとは、全社的人材育成指針に基づく個人別人材育成プランを意図的、計画的なジョブ・ローテーション、能力開発、

人材評価制度、人事考課制度、昇進・昇格制度などで体系的に運用し、人事情報システムで統合する長期的、総合的人材育成プログラムである（同上書、五五頁以下および七九頁以下参照）。

(11) 厚生労働省に設置された「『多様な形態による正社員』に関する研究会」のために、平成二三年度厚生労働省委託事業として実施された「多様な形態による正社員に係る企業アンケート調査」。二〇一一年七月～八月に、東北被災三県を除く全国四四都道府県に所在する正社員三〇〇人以上の全企業一万一七〇社を対象に実施し、有効回答は一九八七社。

(12) 労働政策研究・研修機構「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」。二〇一五年七月～八月に、常用労働者五〇人以上を雇用している全国の民間企業二万社を対象に実施し、有効回答は四八五四社。

(13) 八代充史・前掲書、三二頁―三五頁。

(14) 前掲注(6)参照。

(15) 谷田部光一「人材育成における選択型研修と選抜型研修」（『政経研究』第五十一巻第三号、二〇一四年）一八頁以下参照。

(16) 今野・佐藤、前掲書、九九頁―一〇〇頁。当該部分の記述は、佐藤博樹「新しい働き方と人事管理」連合総合生活開発研究所編『新しい働き方の創造を目指して』（連合総合生活開発研究所、一九九五年）からの引用。

(17) スペシャリストの概念に関しては、谷田部光一『専門・プロ人材のマネジメント』（桜門書房、二〇一三年）参照。

(18) 同上書参照。

(19) 今田幸子・平田周一『ホワイトカラーの昇進構造』（日本労働研究機構、一九九五年）第四章参照。一九八七年までのデータによる実証研究である。

(20) 佐藤博樹「キャリア形成と能力開発の日独米比較」小池和男・猪木武憲編著『ホワイトカラーの人材形成―日米英独の比較』（東洋経済新報社、二〇〇二年）二五九頁―二六一頁、および今野・佐藤、前掲書、一〇二頁―一〇三頁。

(21) 谷田部光一「これからの人材マネジメントの使命」（『政経研究』第四十八巻第一号、二〇一二年）四九頁―五〇頁。

(22) 自己申告制度、社内人材公募制度、社内FA制度、社内ベンチャー制度については、谷田部・前掲『キャリア・マネジメント』

ント―人材マネジメントの視点から―』および同『専門・プロ人材のマネジメント』も参照。

(23) 谷田部・前掲『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』一三頁―一四頁、三二頁―三三頁参照。

(24) 同上書、三三頁―四七頁参照。

(25) メンターに関しては、キャシー・クラム、渡辺直登・伊藤知子訳『メンタリング―会社の中の発達支援関係―』（白桃書房、二〇〇三年）、小野公一『キャリア発達におけるメンターの役割―看護師のキャリア発達を中心に―』（白桃書房、二〇〇三年）、渡辺三枝子・平田史昭『メンタリング入門』（日本経済新聞出版社、二〇〇六年）など参照。

(26) 谷田部・前掲『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』三九頁―四四頁参照。

アダム・スミスにおける経済成長の意義

——社会福祉との関連で——

山口 正 春

- 一 はじめに
- 二 道德哲学の基底にある幸福論
- 三 道德哲学における経済学の位置
- 四 経済成長の目的
- 五 理不尽な重商主義の諸政策
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

アダム・スミスが活躍したのは、どんな時代か。当時の情勢は、彼の関心や所説にどんな影響を与えたのか。こんな疑問を念頭に、彼の取り組んだ時代の問題を見てみよう。もちろん時代の問題という場合、具体的には数多くのさまざまな問題を挙げることができよう。だがスミスの活躍した時代の歴史的特質に注目するならば、問題は次の三つに要約できるであろう。第一は、イングランドとスコットランドの経済的格差の問題、第二は、重商主義体制の行き詰まりとその打開の問題、第三は、以上の二つと深く関連する、いわば階級的貧困の問題である⁽¹⁾。

第一に関連して言えば、当時のスコットランドの農村では古い中世の農村共同体の制度が、ほとんどそのまま維持されていた。ハイランドには氏族制が、ロウランドには封建制が根強く残っていた。こうした状況から農具の幼稚さ、収穫の低さ、耕作者の地位の劣悪さを容易に想像しうるであろう⁽²⁾。スミスはオックスフォードに留学する途中、イングランドの農地がよく整備されているのに目を見張ったと言われている⁽³⁾。こうした遅れの自覚は「追いつき、追いこせ」という意識を生んだ。これが、活発な文化活動を生み、スコットランド啓蒙思想家と呼ばれるフランスの啓蒙思想家に匹敵する重要な一群の思想家を生み出したのである。

先進国イングランドに対する後進国スコットランド、こうした発展段階の異なった部分を目前にしたことが、スコットランド啓蒙思想家に特徴的な鋭く豊かな歴史感覚を形成したのである。スミスもまた、鋭く豊かな歴史感覚をもつて豊かさへの道を模索するのである。

では第二に関連して、問題の中身はどのようなものか。重商主義者は富を金銀などの貴金属と考え、国を豊かにす

るためには貿易統制を用いて、できるだけ多くの貴金属を自国に流入させることだと考えた。⁽⁴⁾しかしこの政策体系は、国内市場の開発よりも国外市場の拡大に力点を置き、対外的には力による植民地の獲得、国内的には低賃金という方向を追求した。富国強兵である。オランダやフランスも対外膨張政策を採ったから、しばしば戦争が起ったのも当然である。戦争の繰り返しは、当然財政負担を増大させる。この重商主義政策を重荷と感じはじめていた人々、とりわけ新興ブルジョアジーの気持ちを反映して、スミスは重商主義の理論と政策の問題性を根底から暴き出すこと、そしてそれに代るべき方向を示すこと、これが彼に投げかけられた課題であった。⁽⁵⁾

さて最後に、第三の貧困の克服の問題に触れておこう。この問題は、上述の二つの問題と深く関連している。インランドに対するスコットランドの経済的遅れについては、すでに触れた。それは、いわば経済の発展段階の違いによるものであった。しかし、もう一つの階級的貧困と呼ばれるものがある。一七世紀以降、大規模農場を生みだした土地の「囲い込み」によって、土地を奪われた農民が新興の産業都市に流れ込み、これらの人々は産業労働者のプールになると同時に、近代のスラムを形成するようになったのである。

この土地の「囲い込み」は、広く資本制農業を成立させたもので農業革命とも呼ばれ、一七六〇年代から産業革命に並行して進化した。まだ機械制大工業の下での悲惨な光景は見られなかったけれども、こうした、いわば資本主義の成立とともに生ずる階級的貧困の問題をスミスが視野に入れたことは間違いない。⁽⁶⁾バカンもスミスは「社会の中で最も貧しい階級に対する関心が強かった」と記している。⁽⁷⁾

以上、スミスが取り組んだ問題の中から、小論では、第三の階級的貧困の問題を取り上げ、彼が如何に貧困問題を解決しようとしたかを検討してみようと思う。より具体的に述べるならば、スミスの道徳哲学の根底にある彼の幸福

論を踏まえ、スミスが当時、社会の大多数の人民が貧困に陥ってしまっている原因は、どこに由来すると見たか、そして貧困状態を解消し富裕社会を実現することによって、大勢の人々の福祉向上に寄与するには如何なる方策があると考えていたのか、こうした課題に主として焦点を当て、スミスの見解を紙幅の許すかぎり明らかにしてみたい。

- (1) 鈴木亮「アダム・スミスの時代と学問」『経済』、第一四六号、新日本出版社、一九七六年、浜林正夫・鈴木亮『アダム・スミス』、清水書院、一九九六年、I章、中谷武雄『スミス経済学の国家と財政』、ナカニシヤ出版、一九九六年、第二章、内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、三章などを参照されたい。
- (2) 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、一九七五年、三四―五頁。
- (3) John Rae, *Life of Adam Smith, with an Introduction "Guide to John Rae's Life of Adam Smith" by Jacob Viner*, 1977, p.18. J・レー『アダム・スミス伝』（大内兵衛・大内節子訳）、岩波書店、昭和四七年、一二頁。
- (4) 内田義彦、前掲書、三六―四〇頁を参照。
- (5) 内田義彦『新版 経済学の生誕』、未来社、一九九四年、六七―九一頁を参照。
- (6) 鈴木亮、前掲論文、二一八頁。
- (7) ジェイムズ・バカン『真説アダム・スミス…その生涯と思想をたどる』（山岡洋一訳）、日経BP社、二〇〇九年、一三頁。

二 道德哲学の基底にある幸福論

一七三七年、一四歳でスミスはグラスゴウ大学に入学したが、彼が最も深い関心をもって研究したのは道德哲学であつて、このことは彼がグラスゴウ大学在学中「スコットランド学派の父」と呼ばれたフランシス・ハチスンの影響

によるものである。⁽²⁾

啓蒙の時代にあつて、スコットランドにある大学の道德哲学の講座は、まさにスコットランドの学問と思想を代表する講座であり、したがつて道德哲学は際立つて重要な学問であつた。⁽³⁾ このスコットランドを代表する道德哲学の講座が、はじめて設けられたのは一七〇八年エディンバラ大学においてであつて、続いて一七二七年にはグラスゴウ大学、その他アバディーン大学やセント・アンドリューズ大学に設けられ、当時、進歩的学者がこれを担当して学生の人気を集めた。⁽⁴⁾ 一九世紀になると社会諸科学が分化し、専門化がいつそう進むのであるが、一八世紀には、人間と社会の全般を対象とする包括的な学問としての道德哲学が存在したのである。

さてスミスは、一七五二年に病死したトマス・クレイギーに代つて道德哲学の講座の担当者となつたが、⁽⁵⁾ スミスの弟子で、後にグラスゴウ大学の法学教授となつたJ・ミラーが伝えるところによると、スミスの道德哲学の講義は四部に分けられていた。⁽⁶⁾ すなわち第一部門の自然神学、第二部門の倫理学、第三部門の法学、第四部門の経済学である。⁽⁷⁾ これらの四部門のうち、自然神学については全く手掛かりが残されていないが、倫理学は『道德感情論』に結実し、経済学は『国富論』に発展した。法学については、学生がとつたノートが後に二冊発見されて、一冊は一七六二年〜六三年の講義ノート（Aノート）であり、もう一冊は一七六三年〜六四年の講義ノート（Bノート）と推定されるものである。これらのノートからスミスは五九年に『道德感情論』を刊行してからは、道德哲学の講義の力点を、本来の道德哲学はこの著作に任せて、法学に移していたことが分かり、また経済学は、まだ未成熟な形で法学の中に包摂されていたが、⁽⁸⁾ やがてこの法学に関する講義の一部が経済学として自立することになるのである。

ところで上述のように、スミス自身の残した第一部門の自然神学関係の資料文献は皆無であるが、これを他部門の

スミスの言葉から次のように推定できるであろう。スミスの自然神学⁽⁹⁾は、神の存在とその諸属性に関する学問であるが、スミスは宇宙の創造者たる神の存在を信じており、神そのものは否定しないが、それ以外の日常生活においては神や教会を必要としない、いわば冷やかな理性的宗教である⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。この点、ラファエルは次のように述べている。「スミスは恐らく理神論者であつたろう。彼は他の多くの啓蒙思想家と同じく、観察しうる自然こそ神の存在を信じるに足る理由を提供するものであると考えた。自然の過程についてのスミスの説明は、神学から何らの支援も必要としない、自称の科学的企てとして読むことができる。」⁽¹²⁾

『道徳感情論』に見られる「神聖な設計者」「偉大な技師」「宇宙の管理者」「全知の存在」「自然の創造者」などの用語は、すべてこのような創造主としての神を意味していた。たとえばスミスは次のように述べている。「宇宙のすべての住民が、最も偉大なものと同様に最もつまらぬものも、あの偉大で慈愛深く全知の存在⁽¹³⁾の、直接の配慮と保護のもとにある」⁽¹³⁾と。このスミス自身の立場は、恐らくニュートンの立場から影響を受けたと思われる⁽¹⁴⁾。新宇宙観で一世を風靡したニュートンから当時の啓蒙知識人は、多大の恩恵を受けたのである⁽¹⁵⁾。ニュートンの業績、とりわけ天体物理学の業績は、スミスおよび同時代の多くの啓蒙知識人に類推⁽¹⁶⁾の豊かな源泉を提供したという理由で重要であつた⁽¹⁶⁾。スミスも含めて多くの啓蒙知識人にとっては、ニュートンは自然という大宇宙を一つの首尾一貫した体系として提供したように思われた⁽¹⁷⁾。スミスは、このニュートンの体系を人間社会に類推し、適用したと想像できる。スミスは「人間社会は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方で眺めるときは、その規則的で調和ある運動が無類の快適な効果を生みだす、偉大で巨大な機械のように見える」⁽¹⁸⁾と述べている。

ところで、さらに重要なことはスミスにあつては、神は単に宇宙を創つただけではないと言うことである。この神

は全被造物の幸福を願って慈悲深く見守っており、個々の人間の自由な活動に対しても全体として最大の幸福と調和を与えるべく計らっている。⁽¹⁹⁾ したがってこの神は宇宙に住むものに対して、限らない仁愛を注いでいるのである。彼はこれを普遍的仁愛と名づけているが、恩師ハチスンの影響が窺われるのである。⁽²⁰⁾ こうした見解をスミスは次のように言っている。「宇宙という偉大な体系の管理運営、すなわち、すべての理性的で感受性のある存在の普遍的な幸福についての配慮は、神の業務であって人間の業務ではない。人間に割り当てられているのは、ずっとつまらない部門であるが、しかし彼の諸能力の弱さと彼の理解の狭さには、はるかに適切なもの、すなわち彼自身の幸福について、彼の家族、彼の友人たち、彼の国の、幸福についての配慮である」⁽²¹⁾と。

だから被造物たる人間は、神の広大な仁愛を信じて、彼はただ自らの幸福や周囲の幸福だけを考えてこれを追求すればよいのであって、そのことがまた、創造主である神の意志にも叶うことなのである。こうして、ここには神と人間との自然的分業が説かれるのであるが、これこそは分業論の経済学者スミスにとって、真に相応しい起点をなすものである。スミスは言っている。「人類の幸福は、他のすべての理性的被造物の幸福と同様に、自然の創造者が彼ら存在させるようになったときに意図した本来的な目的であつたように思われる。……創造者の無限の諸完成についての抽象的な考察に導かれて、われわれが到達するこの意見は、自然の諸作用の検討によって、なお一層確認される。それらの作用はすべて、幸福を促進し、悲惨に対して防衛することを意図されているように思われるのである。われわれの道徳的諸能力の指図に応じて行為することによって、われわれは必然的に、人類の幸福を促進するための最も効果的な手段を追求するのであり、したがってわれわれは、ある意味では、神的存在に協力して、神慮の計画をわれわれの力の及ぶかぎり推し進めるのだと言っている⁽²²⁾いいのである」と。

こうしてスミスの自然神学は結局、人間の自己中心的幸福の追求が神慮によって、人類一般の普遍的幸福に結びつくという、極めて楽観的な調和観へと導かれていくのである。スミスのこの宗教的楽観主義は、前述した彼の恩師ハチスンからの継承であろう。この点、ジョン・レーは次のように述べている。「ハチスンは新時代に属していた。それは、導きの手を自然の光のうちに求め、それによって一八世紀の最良にして恵み深き神を発見した時代であった。すなわち神とは、人類の福祉のためにのみ生き給うものであり、神の意志は神秘的な奇跡や摂理から知られるべきものではなくして、人類のより大なる利益―最大多数の最大幸福―についての広汎な考察によって知られるべきものだったのである。⁽²³⁾」

いずれにしても、スミスの自然神学にあつては、人間の現世での幸福追求活動Ⅱ利己心の発動が神慮によって、人類の現世での幸福に結びつくという、楽観的態度が顕著に現れている。この点、大道安次郎は「この幸福論が第一部門の中核的な地位を占める」と同時に、「この幸福論が道徳哲学全体に対してもケルンをなすもの⁽²⁴⁾」としている。『国富論』においても、古代ギリシャ哲学に自らの思想の拠り所を求め、中世哲学への徹底的な批判にも見られるように、スミスにあつては、現世における人間の幸福が最も重要で彼の道徳哲学の眼目であつた。⁽²⁵⁾

彼にとつて、人間の幸福の基礎は生存⁽²⁶⁾つまり生きるということであつたし、それが人間の本能でもあつた。スミス自身は次のように言っている。「自己保存と種の増殖は、自然が、すべての動物の形成にあたつて意図したように思われる、大目的なのである。人類は、それらの目的についての欲望と、その反対物への嫌悪を与えられている」と。スミスが生存と本能を、来世の幸福よりも重視したのは、彼がルネサンス・ヒューマニズムの後継者だったからであり、彼の古代文化への尊敬も、人間の本来の姿を古代文化の中に見たヒューマニストの態度と共通のものをもつてい

たからである。⁽²⁷⁾

- (1) 山崎怜『アダム・スミス』（イギリス思想叢書⑥）、研究社、二〇〇五年、二六頁。
- (2) 難波田春夫『スミス・ヘーゲル・マルクス』（講談社学術文庫）、一九九三年、二六頁。
- (3) 田中秀夫『啓蒙の射程と思想家の旅』、未来社、二〇一三年、九二―三頁、同『スコットランド啓蒙とは何か…近代社会の原理』、ミネルヴァ書房、二〇一四年、三二―四頁を参照。
- (4) Cf. W.L.Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, 1965, ch. 1, 2. W・L・テラー『ハチスン・ヒューム・スミス…経済学の源流』（山口正春・川又祐訳）、三恵社、二〇〇七年、第一、二章を参照。
- (5) 水田洋、前掲書、九二頁。
- (6) 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』、日本評論社、一九八八年、二六―七頁、新村聡『経済学の成立』、御茶の水書房、一九九四年、第六章を参照。
- (7) Cf. Dugald Stewart, “Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL.D.” in *Essays on Philosophical Subjects*, edited by W.P.D. Wightman, J.C.Bryce, and I.S.Ross, Glasgow Edition, 1980, pp.274-5. デューゴルド・ステュアート『アダム・スミスの生涯と著作』（福鎌忠恕訳）、御茶の水書房、一九八四年、一一―二頁を参照。
- (8) 浜林正夫・鈴木亮、前掲書、五〇―一頁、一一九―二〇頁を参照。植村邦彦『近代を支える思想…市民社会・世界史・ナショナリズム』、ナカニシヤ出版、二〇〇一年、四五頁。
- (9) 理神論ともいう。
- (10) Cf. A.L.Macfie, *The Individual in Society: Paper on Adam Smith*, 1967, ch.3. マクフィー『社会における個人』（舟橋喜恵・天羽康夫・水田洋訳）、ミネルヴァ書房、昭和四七年、第三章を参照。
- (11) 大河内一男は「理神論ないし自然宗教は、一八世紀の啓蒙期に固有の信仰というよりは神の理解の仕方だったと言ってよ

かった」と述べている。（大河内一男『アダム・スミス』（人類の知的遺産^④）、講談社、昭和五四年、四二三頁。）

(12) D・D・ラファエル『アダム・スミスの哲学思考』（久保芳和訳）、雄松堂出版、一九八六年、四一一二頁。

(13) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D.Raphael and A.L.Macfie, Glasgow Edition, 1976, p.235.（以下、*TMS*と略記）。水田洋訳『道徳感情論』、筑摩書房、一九八一年、四七〇頁。（以下、邦訳と略記。ただし訳文は必要に応じて変更した箇所がある。）

(14) David A. Reisman, *Adam Smith's Sociological Economics*, 1976, pp.42-3.

(15) ケネス・ラックス『アダム・スミスの失敗…なぜ経済学にモラルがないのか』（田中秀臣訳）、草思社、一九九六年、二三頁。

(16) Ian Simpson Ross, *The Life of Adam Smith*, 1995, pp.98-102. I・S・ロス『アダム・スミス伝』（篠原久・只腰親和・松原慶子訳）、シュプリンガー・フェアラーク東京、二〇〇〇年、一一〇—一二頁。

(17) J.Ralph Lindgren, *The Social Philosophy of Adam Smith*, 1973, pp.4-6.

(18) *TMS*, p.316. 邦訳、三九九頁。

(19) 大道安次郎、前掲書、六八頁。

(20) 田中正司『アダム・スミスの自然神学』、御茶の水書房、一九九三年、一六五—八頁を参照。

(21) *TMS*, p.237. 邦訳、四七二頁。

(22) *TMS*, p.166. 邦訳、一一四—一五頁。

(23) John Rae, *op.cit.*, p.12. 邦訳、一五頁。

(24) 大道安次郎、前掲書、七九頁。

(25) 美馬孝人「労働者状態論…スミスとマルクス」『北大経済学』第二三号、北海道大学大学院経済研究会、一九六八年を参照。

(26) *TMS*, p.77. 邦訳、一一〇頁。

(27) 水田洋、前掲書、一八五頁。

三 道徳哲学における経済学の位置

さて、それでは先にも触れたように、スミスが彼の道徳哲学の講義の重点を第一部門の自然神学から第四部門の経済学、就中、第二部門の倫理学から第三部門の法学を経由して最後に第四部門の経済学へと移していったのは何故なのか。スミスにとって、どのような意図があつたのであろうか。

高島善哉は、これを「スミス自身の思想の発展であり、スミス自身の論理の発展だつた」⁽¹⁾という。そしてスミスのこの移行のライトモチーフは、彼の幸福論であり、その発展であつたことを見逃してはならないと説く。大道安次郎もまた、スミスの道徳哲学講義の重点の移行を彼の幸福論の深化発展として捉える。大道安次郎は以下のように言及している。少し長文になるが引用しよう。

「ところで幸福とは彼〔スミス―引用者〕において如何なるものであつたか。『幸福は平静と享樂とから成り立っている。平静なしには享樂はありえないし、完全な平静があるところには、どんな物事でも、それを楽しむことができないようなものはめつたにないのである』⁽²⁾ このように幸福は平静と享樂より成っており、平静がプリマートを占めているが―事実、彼の幸福概念は極めて精神的なものを含んでいる―、しかし享樂もまたその構成要素を成していることに注意しなければならない。幸福はいわば精神的な要素と物質的な要素とより成っており、前者がプリマートを占めてはいるが、しかし後者もまた構成要素として認められているのである。この後者こそ経済的なものと連なるも

のなのである。彼は富を『すべての生活上の必需品および便益品⁽³⁾』として捉えているところから推測して経済的なものを如何に考えているかを窺い知るとともに、それが享樂の対象をも成していると言い得るのである。しかしここで注意しなければならないことは、現実の幸福、平静な境地は、こうした享樂を欠くことによって社会の大多数の人々が著しく阻止されている状態にあること、従って幸福達成のために経済的なものを尊重する必要があることを積極的に主張している点である。経済学の大きな仕事は消費の低廉を図り且つまた生産を振興することにあると言っていることから、このことを窺い知るのである。いわば経済的なものは平静への手段として捉えられているのである。⁽⁴⁾

大道安次郎と同様の見解を、水田洋は次のように言及している。「この世での幸福は、確かに精神的なものを含むけれども、その精神的幸福を享受するためにさえ、人間は生きていかなければならないのだから、生活資料の調達という物質的な条件を確保しなければならない。だから生活資料が豊かに得られるという物質的な幸福を無視することができないのである。⁽⁵⁾」こうしてスミスの経済学は、人間の幸福の一要因たるこの物質的な条件Ⅱ享樂手段を、いかに豊富に人民に提供するかを課題とすることになる。

だから『国富論』第四編「政治経済学の諸体系について」では、スミスは既存の経済学史、経済思想史を検討し、自分の経済学的な立場を明確に打ち出している。彼の政治経済学の目的は、極めて明瞭である。すなわち「その第一は、国民に豊かな収入もしくは生活資料を供給することである。つまり、もつとはつきり言えば、国民にそうした収入や生活資料を自分で調達できるようにさせることである。第二は、国家すなわち公共社会に対して、公務の遂行に十分な収入を供することである。だから政治経済学は、国民と主権者の双方をもに富ませることを目指している」⁽⁶⁾

と。君主、貴族、富裕階層の利益ではなく、大多数の人民、国民大衆の生活の安定・向上つまり福祉向上を目指すことが、政治経済学の目的であるとはつきり述べられている。スミス経済学の真骨頂を示す宣言であり、国民経済学の成立と言つてよいであろう。⁽⁷⁾

それはそうと、先にも触れたように、一七世紀以降、農業では穀物の増産を図るため、新しい生産技術が取り入れられ、休閑のない耕地、新しい作物の輪作、作物と家畜のより密接な結びつきをもたらしたが、何よりもそれを可能にしたのは大規模農場を生み出した「囲い込み」であつた。「囲い込み」こそが従来は居住農民たちの共同地となつていた土地を解体し、土地を商業用に使用できるようにして大規模農場を造りだし、他方「囲い込み」によつて多数の土地を保有しない農民を生みだし、貧窮化させ、この貧困な農民こそが資本主義の成立に必要不可欠な工場労働者として、過酷な労働を強いられたのである。⁽⁸⁾そして年を追つて貧困層の規模は、絶体的にも相対的にも増大していった。⁽⁹⁾たとえばロンドンでの貧困層のスラム街について、ウィリアム・ホガースの一枚の銅版画「ジン横丁」は、この様子を象徴的に描いている。「ジン横丁」は、一八世紀における貧困層の生活の一面を切り拓いて見せてくれている。⁽¹⁰⁾

明日の生活にも困る多くの貧困者が巷に溢れているような状態をスミスは、何としても改善したかつたのだ。スミス自身は『国富論』の中で、次のように述べている。「人民の圧倒的大部分が貧しく惨めであるとき、その社会が隆盛で幸福であらうはずは決してない。それに、人民全体を食べさせ、着させ、住まわせるこれらの人々が、自分自身もかなり十分に食べたり、着たり、住んだりするだけの、自分自身の労働の生産物の分け前にあずかるのは、全く公正なことなのである」⁽¹¹⁾と。引用文から分かるように、スミスの生きた時代は、人民の圧倒的大部分が貧困であり、彼

のいう「生活上の必需品および便益品」―生活の物質的基盤を入手できない窮乏状態にあった。深刻な生活物資の不足に陥っていた。現代の先進諸国に見られる生活物資の溢れた状況とは対照的であった。

スミスはイングランドやスコットランドで資本主義の成立とともに生じた階級的貧困、具体的には貧民の置かれている悲惨な状況、貧困の悪影響・害悪などについて多くの事例を挙げているが、そのいくつかを見てみよう。「フランスでは、さらにフランスよりも労働に対していくらかよい報酬が支払われているスコットランドでさえ、労働貧民は祭日や特別の日以外には肉を減多に食べない。」¹²「いまでもスコットランドの多くの地方では、小屋住み農と呼ばれる一群の人々が暮している。……この人達は、地主や農業者にとって一種の通いの使用人である。……彼らはごく少ない報酬と引換えに、自分の余分な時間を誰れにでも喜んで提供し、他の労働者よりも少ない賃金で働いていた。」¹³「貧困は……子供たちの養育にはすこぶる不都合である。……スコットランドのハイランド地方では、一人の母親で二〇人もの子供が生れても、そのうちの二人とは生きていない、と言うことも珍しくはない。……ある地方では、生まれた子供の半分が四歳になるまでに死に、多くの地方では七歳になるまでに、また大抵の地方では九歳か十歳になる前に死んでしまう。こうした高い死亡率は、主として庶民の子供たちの間で至る所で見出される。」¹⁴「貧困者の子供たちが教育のために割ける時間は、ほとんどない。彼らの両親は、幼い彼らをさえ養いかねるくらいなのである。働けるようになるやいなや、彼らは自分の食い扶持を稼ぎ出せるような、何かの職業に身を入れざるをえない。」¹⁵

このように社会の圧倒的大部分を占めている労働者、職人、使用人などの人民の暮らし向きが悪く、生活水準が低い状態は、人民の大部分が困窮しているわけで、そんな社会が幸福であろうはずはない。人民の大多数の暮らし向きが困窮状態に陥っていれば、その人民は富裕の恩恵を享受していないのである。スミスにあっては富裕国とは、生活

物資が豊富に人民に行き渡っている国にはかならない。富を金銀などの貴金属だとし、国を豊かにするためには貿易統制を用いて可能な限り、多くの貴金属を自国に流入させることだと考えた重商主義者と違って、スミスは人々が労働によって作りだす生活物資が、真の国民の富であると考えたことは前に述べたとおりである。言い換えれば、貿易差額として蓄積される金銀などの貴金属が富ではないし、軍事的・政治的な国力の強大さが国富でもなく、国民の年々の労働が生みだす生活上の必需品と便益品つまり生活物資の豊かさこそが、その国の富なのだという主張である。¹⁶ スミスは富の概念に関して、コペルニクスの転換を行ったのである。

そこで本当に重要な課題は、真の富である生活物資の総量をその分配にあずかるべき人民の総数に比べてはるかに多く生産すること、このことに尽きる。それでは如何にすれば、社会を構成する人民全体に行き渡る日常の生活物資の総量を増大させることができるか。これこそが、スミスが自らに課した中心問題なのである。¹⁷ 次にそれを検討してみよう。

- (1) 高島善哉『アダム・スミス』（岩波新書）、二〇〇四年、七三頁。
- (2) *TMS*, p.149. 邦訳、二六二―二頁。
- (3) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H. Campbell and A.S. Skinner, Glasgow Edition, 1976, Vol.I, p.10. (以下、WNと略記)、大河内一男監訳『国富論』、1、中央公論社、一九七六年、一頁。(以下、邦訳と略記。ただし訳文は必要に応じて変更した箇所がある。)
- (4) 大道安次郎、前掲書、四六―七頁。
- (5) 水田洋『アダム・スミス』（講談社学術文庫）、二〇一二年、一二九頁。

- (6) WN, I, p.428. 邦訳、Ⅱ、七五頁。
- (7) 黒須純一郎『中流階級の経済学』、北樹出版、二〇〇九年、一五五頁。
- (8) 藤本武『イギリス貧困史』（新日本新書）、二〇〇〇年、一二頁。
- (9) 堂目卓生『アダム・スミス』（中公新書）、二〇〇八年、一二頁。W・J・リーダー『英国生活物語』（小林司・山田博久訳）、晶文社、一九八三年、第三章を参照。
- (10) Cf. Liza Picard, *Dr.Johnson's London-Life in London 1740-1770*, 2000, pp.123-4. E.Royston Pike, *Human Documents of Adam Smith Time*, 1974, pp.63-4. デイビッド・ダビディーン『大英帝国の階級・人類・性・ホガースにみる黒人の肖像』（松村高夫・市橋秀夫訳）、同文館、一一五―六頁を参照。
- (11) WN, I, p.96. 邦訳、Ⅰ、一三三―四頁。
- (12) WN, I, p.207. 邦訳、Ⅰ、三二〇頁。
- (13) WN, I, p.133. 邦訳、Ⅰ、一九四頁。
- (14) WN, I, p.97. 邦訳、Ⅰ、一三四―五頁。
- (15) WN, II, pp.784-5. 邦訳、Ⅲ、一四六―七頁。
- (16) 植村邦彦、前掲書、四九頁。
- (17) E・ロイストン・パイク『アダム・スミス』（中村恒矩・竹村孝雄訳）、法政大学出版局、一九七一年、七頁。

四 経済成長の目的

何度も繰り返すように、スミスは貴金属が富であるとする重商主義的富の理解の仕方を大きく転換させて、人々の日常生活で消費する生活物資こそが富であること、そしてそれらは年々生産され、年々消費されるものであるから、

富は人々の年々の労働によって作られなければならないことを明確に示したのである。そこでスミスにあっては、社会の大多数の貧しい人々を救済するためには、国民の富（生活物資）が増大すること、すなわち経済成長が最重要課題になってくる。国民の富の増大すなわち経済成長があつてはじめて、「社会の圧倒的大部分を占める労働貧民」の生活条件を改善すること、つまり人民Ⅱ国民大衆の福祉向上が達成されるのである。

だとすれば、その富を増大させる要因は何か。スミスによれば、分業と市場の拡大と資本蓄積である。富をもたらす分業、その分業がなされるためには、前もって資本が蓄積されていなければならず、また分業の成果である商品に対して市場が存在しなければならない。これら三つの要因の発展と増大によって、労働生産性が向上するにしたがつて「富裕が一般に、社会のさまざまな階級のすべてに行き渡るのである」⁽¹⁾。

分業が生産性を向上させるのは、職人・労働者の技巧の増進、仕事間移動の時間的ロスの節約、機械の発明の三つの事情⁽²⁾、つまり生産の専門化（特化）によるものだが、分業そのものを発展させるものは、スミスにあっては、分業の結果を見通した人間の英知の所産ではなく、人間本性の中にある「ある物を他の物と取引し、交易し、交換しようとする性向」⁽³⁾つまり「交換性向」に基づくものである。「この性向は、すべての人間に共通なもので、他のどんな動物にも見出されないものである」⁽⁴⁾。「犬同士が、一本の骨を別の骨と、公正に、しかも熟慮のうえで交換するのを見た人は誰もいない」⁽⁵⁾。さらに人々を交換に導き入れ、したがって専門化を生じさせると同様の心理的傾向によつてまた、人々の相互依存関係が生じ、市場経済の網の目のような複雑な社会機構が形成されるのである。

ところで、まさに交換が専門化と分業を生みだすように、スミスによれば「この分業の広がりには、つねに市場の広さによつて制限されるにちがいない」⁽⁶⁾。そして「取引し、交易し、交換するという一般的性向のおかげで、人間のそ

それぞれの才能が生みだすさまざまな生産物は、いわばひとつの共同の資材となり、誰でもそこから、他の人々の才能の生産物のうち自分の必要とするどんな部分でも購入することができるのである^⑦という。このような共同の資材のもとに分業が発展するとすれば、共同の資材を取り入れられる範囲によって、つまり市場の広さによって、分業の発展が制限されることは当然であろう。市場が拡大すればするほど、それは分業を刺激する。市場が小規模ならば、誰も一つの生産物だけを生産すると言うわけにはいかないのである。

これに関してスミスは、スコットランドの事例を引き合いに出す。「スコットランドのハイランドのような人里離れた地方に点在する孤立した家々や小さい村々では、農業者は誰も自分自身の家族のために、肉屋にもなり、パン屋にもなり、また酒屋にもならなければならない^⑧。」「スコットランドのハイランド地方の僻遠の内陸部では、釘作りのような職業ですら、一個の職業となりえない^⑨。」作業内分業によって「一日に千本の割りで釘を作る職人は、一年に三百日働くとして、年に三〇万本の釘を作ることになる^⑩」が、市場のないところでは、一年かかって千本、つまり一日分の製品を売り捌くことすら不可能である。しかし市場が拡大すれば、職人たちは専門化し、それによって能率の向上という利点を得ることになる^⑪。市場が拡大すればするほど専門化が進み、生産性が向上し、富は増大し、社会の富裕化が達成される。このような経済成長は、節約によって蓄積され、生産力をさらに高め、専門化と市場の拡大をなお一層進めるのに用いられる資本が大量になれば不可能である。こうしてスミスにあっては、資本蓄積が経済の拡大、したがって経済成長の鍵であると考えられたが、重要なことは、その資本蓄積のプロセスは、もっぱら資産の保全にかかっていることである。資産の保全のないところでは、資本蓄積のプロセスは作用しないのである。スミスはこう主張する。

「生命財産が一応保証されているすべての国では、普通の理解力のある人なら誰でも、自分が支配しうる資財がどんなものであろうと、現在の楽しみか将来の利潤のどちらかを手に入れるために、その資財を用いようと努めるであろう。……生命財産が一応保証されているところでは、自分の支配するすべての資財を、……用いないとすれば、その人は正気な人間とは言えない。人々が自分より目上の者の暴力をいつも恐れているような不幸な国では、人々はその資財の大部分を埋めたり、隠したりする場合が多い。……こうしたことは、トルコやインドでは普通行われていると言われるが、アジアの大抵の国でも確かにそうだと思う。わが祖先たちの間でも、封建的な統治が狂暴に行われていた時代には、これは普通の慣わしであったように思われる。」⁽¹²⁾

ところでスミスによれば、資本蓄積が進展するとともに経済成長が達成されていき、社会が富裕化していくが、それには順序があるという。『国富論』第三編第一章「富裕になる自然の進路について」の中で、彼は社会が富裕化する順序について述べている。それによると産業においては、最初に農業の進歩があり、次に製造業が発展し、最後に外国貿易が発展する。これが「自然的順序」だとし、しかもこの自然的順序は、人為的な干渉のない自由な経済活動によって達成されるのである。⁽¹³⁾ なぜなら「利潤が等しいか、もしくはほぼ等しいなら、大半の人は自分の資本を、製造業や外国貿易に投下するよりも、むしろ土地の改良の耕作に投ずる方を選ぶ」⁽¹⁴⁾ からである。というのも「土地に資本を投ずる者は、貿易商人に比べて、その資本を身近で監視し、支配することができ、資産が不慮の事故に会うこともずっと少ない」⁽¹⁵⁾ からである。つまり人間のもつ自然の性向から言えば、人間は最も安全確実な場所に投資するのである。それは何かと言えば、農業にほかならない。したがって農業の進歩が最初に起こり、次に製造業が続く、外国貿易が最後に発展する。これが自由な経済活動の帰結なのだ。

だがスミスが農業を重視する、もう一つの理由は、生活資料が他の生産物に優先しなければならないと言うことである。スミスの言い分はこうである。「生活資料は、事物の性質から言つて、便益品や奢侈品に先立つて必要だから、前者を得るための産業は、後者を満たす産業に当然優先しなければならない。そこで、生活資料を提供する農村の耕作と新農法による改良とは、必然的に、便益と奢侈の手段を作りだすにすぎない都市の発達に先行しなければならないわけである。農村の余剰生産物のみが、つまり耕作者の生活維持に必要な分を超えるもののみが、都市の生活資料となるのだから、都市は、この余剰生産物の増加なくしては発展できない¹⁶⁾」と。したがって都市の産業の発展は、農業の発展に規定されるのだ。農業は「鍛冶工、大工、車大工、犁製造人、石工、煉瓦積み工、鞆皮工、靴工、仕立職工¹⁷⁾」を必要とし、そうした人々を生みだすが、彼らは次第に、都市の発達に一役買うことになる。「都市は、農村の住民が彼らの未加工の原生産物を製造品と交換するために集まってくる、絶えず開かれる大市あるいは週市のようなものである¹⁸⁾」。

こうしてスミスは産業においては、最初に農業、次に製造業、そして最後に外国貿易と発展するのが自然的順序だとするが、さらに、この順序に従えば、農村の発展は都市の成長をもたらし、都市は農産物の一大市場を提供することになる。そして都市と農村が一体となった社会の発展によつて、商業と海運の機会が拡大され、遠距離の外国貿易が促進される。生産力の拡大とともに人口は増加し、これにより市場の拡大が一層促進され、専門化と資本蓄積がさらに一層刺激される。こうしたプロセスを経て、経済は次第に、高水準の発展¹⁹⁾経済成長へと前進し、それとともに社会が富裕化し、あらゆる階層の生活水準を引き上げる、つまり国民的富裕の社会が実現し、その結果、人民の福祉向上が達成されることになる。

このように見てくると、スミスの意図した経済成長は、窮乏生活に喘ぐ貧困層を救済するためであったことが分かるのである。それ故スミスにとって、経済成長は「社会の圧倒的大部分を占める労働貧民」の生活条件の改善につながる、つまり人民の福祉向上に役立つから、何としても達成されなければならないものであった。だが、人民の福祉向上に寄与する経済成長の達成は、当時ほとんど不可能に近かった。なぜなら現実の産業発展の歴史は、スミスの理想とする方向から著しく、かけ離れたものであったからだ。次にそれを見よう。

- (1) WN, I, p.22. 邦訳、I、二二頁。
- (2) WN, I, p.17. 邦訳、I、一五―一六頁。
- (3) WN, I, p.25. 邦訳、I、二四頁。
- (4) WN, I, p.25. 邦訳、I、二四頁。
- (5) WN, I, p.26. 邦訳、I、二五頁。
- (6) WN, I, p.31. 邦訳、I、三二頁。
- (7) WN, I, p.30. 邦訳、I、三〇頁。
- (8) WN, I, p.31. 邦訳、I、三二頁。
- (9) WN, I, p.32. 邦訳、I、三二頁。
- (10) WN, I, p.32. 邦訳、I、三二頁。
- (11) D・D・ラファエル、前掲訳書、五八頁を参照。
- (12) WN, I, pp.284-5. 邦訳、I、四三三―四四頁。
- (13) WN, I, p.380. 邦訳、II、一〇頁。

- (14) WN, I, p.377. 邦訳、Ⅱ、六頁。
- (15) WN, I, p.377. 邦訳、Ⅱ、六―七頁。
- (16) WN, I, p.377. 邦訳、Ⅱ、五頁。
- (17) WN, I, p.378. 邦訳、Ⅱ、七頁。
- (18) WN, I, p.378. 邦訳、Ⅱ、七―八頁。

五 理不尽な重商主義の諸政策

実際、ヨーロッパ史のプロセスの中では、不幸にもスミスの理想とする産業発展の自然的順序は、逆転されてしまった。スミス自身は「この事物自然の順序は、領土を有する社会であれば、どこでも、ある程度は起ったに違いないのだが、ヨーロッパのすべての近代国家においては、この自然な順序が多くの点で全く逆転されてきている⁽¹⁾」と述べている。そこでは第一に外国貿易が優先され、その結果として製造業が生みだされ、それが次に農業の主要な改良を生ぜしめたのである。当時、事物の自然的順序を妨げていたものは、長子相続制度や限嗣相続制度、それだけでなく同業組合、徒弟法、定住法などがそうであつたし、何よりもスミスが「商業の体系」と呼んだ、いわゆる重商主義とその諸政策であつた。不自然で逆行的な順序を採つたのは、スミスによれば、まさに重商主義の諸政策であり、これは当時の政府が人為的に導入した政策にすぎないのである。

本来、外国貿易が生じてくるのは、国内で十分な生産が確保され、国内の需要を超過する余剰が生じたときである。外国貿易は、あくまで余剰生産物の交換にすぎない。この点「あらゆる社会で、いつの時代にも、原生産物および製

造品双方の余剰部分、つまり国内で需要のない部分は、国内で需要のある物資と交換するために、国外に送られねばならない⁽²⁾」とスミスは述べている。彼が重商主義を批判したのは、それが外国貿易だけを偏重し、国内経済を軽視しているからであった。彼が最も重視するのは、海外市場⇨植民地市場ではなく国内市場であり、国内の経済活動の活性化なのである。もし重商主義の諸政策によって、無理やりに自然的順序を歪めなければ、必然的に資本が、まず国内に優先的に投下されるはずであり、非効率で且つ危険の多い遠距離の外国貿易に優先されることはなかったであろう。だが当時の富裕な貿易商人と政界が結託して、重商主義の諸政策をおし進めていったために、自然的順序が逆転してしまったのである。

さて何度も述べたように、スミスにとって重商主義の誤りは、貨幣⇨貴金属を富と見なした点にあったが、その許しがたい不正は独立を抑圧し、依存を助長する独占にあった。スミスにあつては、「独占は特定の階級の人々に与える、ただ一つの利益のために、各種さまざまな方法で、その国の全般的利益を害するものである⁽³⁾」。彼は重商主義批判の結論の一つとも言うべき記述の中で、次のように述べている。すなわち「消費こそは、一切の生産にとっての唯一の目標であり、かつ目的なのである。したがって生産者の利益は、それが消費者の利益を促進するのに必要なかぎりにおいて配慮されるべきものである。……ところが重商主義政策においては、消費者の利益は、終始一貫して生産者の利益の犠牲に供されており、消費ではなく生産こそ、一切の工業や商業の究極の目標であり、かつ目的である、と考えられているように思われる⁽⁴⁾」と。スミスのいう消費とは、人々が独立しうるための生活状態への物質的條件の充実を意味する。一方、重商主義者の目論む生産とは、それによって他人を支配し、抑圧することのできるような独占的権力の獲得を意味するのである⁽⁵⁾。それは、スミスの次の記述からも窺い知ることができるであろう。「わが

国の重商主義政策によって専ら奨励されているのは、富者や権力者のために営まれる産業であつて、貧者や赤貧者の利益のために営まれる産業は、余りにもしばしば無視されるか、または抑圧されるかのいずれかなのである。^⑥

その上、重商主義政策から帰結する独占は、国内において、国民大衆の多数を抑圧する少数の特権階級の利益に奉仕するばかりでなく、国民間の離反と対立、帝国主義戦争の原因ともなるものであつた。すなわち「各国民は、自国と貿易するすべての相手国の繁栄を嫉妬の目をもつて見、彼らが利得すれば自分たちが損をするのだと見なすように仕向けられている。商業は、個々人の間におけると同様、諸国民の間においても、その性質上、そもそも和合と親善の紐帯たるべきものなのだが、その商業が、かえつて不和反目の最大の源泉になっているのである」^⑦と。さらにスミスはこう続ける。「輕薄な野心家の曇つた眼からすれば、独占こそは、謀略や戦争の修羅場で闘いとする価値ある、魅惑的な対象と思われるのも、しごく当たり前のことだろう。だが、よく考えてみれば、この目的物の眩惑的な光輝、すなわち、この貿易の計り知れない広大さこそ、その独占を有害なものにするのであり、そのために、独占のない場合に比べて、一国の資本のはるかに大きな部分を、他の大部分の用途に比べて、当然に利益の少ない用途に吸収させることになるのである」^⑧。

だからスミスの目には、重商主義は間違つた政策体系と映るのだ。一般に、人間は馴染みの深い場所で経済活動を営みたいという気持ちがあり、これは危険を避け安全を求めるといふ人間のもつ自然の性向の帰結であるとスミスは考えている。そしてそのことが、資本を国内に投下し、国内経済の発展を促すのである。人々の自由な経済活動の結果として、資本は最初に、国内に投下され、国内の経済活動を活発にし、社会を富裕にする。

スミスは次のように述べている。「各個人は、自分の自由にできる資本があれば、その多少を問わず、それをもつ

と有利に使おうといつも努力するものである。……誰でも、自分の資本をできるだけ手近な場所で、したがって、できるだけ自国内の勤労活動の維持に使おうとするものである。……利潤が同等か、ほとんど等しいなら、あらゆる卸売商人は当然に、国内消費向けの外国貿易よりも国内商業を選ぶ。……国内消費向けの外国貿易の場合には、彼の資本は、長期に亘って、彼の視野外に去ってしまうことがしばしばあるが、国内商業にあつては、彼の資本が、それほど長期間、彼の視野を離れることはない。⁽⁹⁾」さらにスミスは「商人の母国は、各国の住民の資本がたえずその周りを循環している中心であり、特別の原因によつて、ときにこの中心からはじき出されて遠方での仕事に追いやられることはあるにしても、諸資本が常に集まつてこようとしている中心である」⁽¹⁰⁾と言う。したがって人々に自由な経済活動を保証すれば、人間の自然の性向からして、人々の経済活動をまずは彼の「近隣の場所」、「確実な場所」で行なうよう自然に誘導するのである。だから重商主義の諸規制を撤廃し、スミスのいわゆる自然的自由のシステムが確立されるならば、自ずから資本は国内に集まつてきて、国内経済が活性化することによつて国民的富裕の社会が実現し、人民の大多数に大きな経済的利益を与えることができると同時に、生活条件の改善つまり人民の福祉向上に役立つであろう。スミスはこう力説するのである。そして重商主義批判の書としての『国富論』全編の結論は、「人民の大多数にとつて、利益どころか、もっぱら損失のみだった」植民地貿易独占を放棄し、「大西洋のかなたの一大帝国の保持」という「計画そのものを捨てよ」と言うものであつた。⁽¹¹⁾

(1) WN, I, p.380. 邦訳、Ⅱ、一〇頁。

(2) WN, I, p.379. 邦訳、Ⅱ、九頁。

- (3) WN, II, p.613. 邦訳、Ⅱ、三八三頁。
- (4) WN, II, p.660. 邦訳、Ⅱ、四六四―六頁。
- (5) 岡田純一『増補 経済学における人間像』、未来社、一九六八年、第一部を参照。
- (6) WN, II, p.644. 邦訳、Ⅱ、四三八頁。
- (7) WN, I, p.493. 邦訳、Ⅱ、一八四―五頁。
- (8) WN, II, p.628. 邦訳、Ⅱ、四〇六頁。
- (9) WN, I, p.454. 邦訳、Ⅱ、一一六―七頁。
- (10) WN, I, p.455. 邦訳、Ⅱ、一一八頁。
- (11) WN, II, p.947. 邦訳、Ⅲ、四三九頁。

六 むすびにかえて

今まで論じてきたように、スミスが道徳哲学講義において、第一部門の自然神学から第四部門の経済学へと移行していったのは、まさに貧困に喘ぐ貧困層の救済のためであったことを忘れてはならないだろう。そしてこの目的の根底には、彼の幸福論が横たわっていた。彼の幸福観は平静と享樂、つまり精神的要素と物質的要素とから成り、前者がプリマートを占めているが、後者もまた構成要素として認められるのであり、この後者こそ経済学へつながるものであったのだ。当時、重商主義体制の下で、享樂という物質的要素Ⅱ生活物資を欠くことによって、社会の大多数の人民にあつては現実の幸福、平静な境地は、著しく妨げられている状態にあつた。したがって幸福達成のために、経済的なものを尊重する必要があることを、スミスは積極的に主張したのである。

『国富論』でスミスが目指した国民の富の増大つまり経済成長は、人民大衆の生活物資を増産するためであり、決して重商主義的富貴金属をかき集めるためではなかった。なぜなら、当時のイギリスは圧倒的な生活物資の不足状態であり、その状態を打開するためには経済成長が必要だったからである。だからスミスが意図した経済成長は、貿易商人や製造業者にとつての単なる金儲けではなく、あくまで困窮している人民の生活状態を可能なかぎり改善するためであった。いわば貧困層の生活水準の向上、衣食住の向上のための経済成長であった。そして経済成長の要因は、スミスにあつては、分業と市場の拡大と資本蓄積であつたのだ。だが、これを阻害するものとして、スミスが何よりも、やり玉に上げたのは「商業の体系」である重商主義体制であつた。この経済体制は、一部の独占的生産者、富裕な貿易商人の利益にこそなつており、大勢の人民、消費者の利益になつていない、こうスミスの目に映つたのだ。

また経済成長が軌道に乗れば、雇用機会が増え、失業者が減少する。人は失業すると経済的苦境に陥ると同時に、精神的苦痛も味わう。たとえ本人に責任はなくても、世間は失業者を軽蔑し否認する。スミスは貧困者や下賤の者を軽蔑したり、あるいは無視したりする人間の道徳的腐敗を次のように痛烈に批判している。「富裕な人々、有力な人々に感嘆し、ほとんど崇拜し、そして貧乏で卑しい状態にある人々を軽蔑し、少なくとも無視するという、この性向は、……われわれの諸道徳感情の腐敗の、大きな、そして最も普遍的な原因である。⁽¹⁾」したがって、世間から軽蔑の目で見られている貧困状態に陥つた失業者が、幸福を手に入れることは困難である。だから人民の幸福を考えれば、失業者を減らさなければならぬ。そしてそのためには、雇用機会を増やすことが必要で、それには経済成長が必要なのである。

しかし併せて、次のことも指摘しておきたい。経済成長の結果、富者がますます裕福になり、貧者がますます貧困

になる格差社会が生じてしまうことも、スミスは十分に承知していた。だが格差社会が生ずるからと言って、富が増加しなくてよいのか。格差社会が生じてても貧困者が救済される社会と、人民のほとんどが貧困状態にある社会と、どちらが善なのか。スミスは社会の格差が発生することは認めながらも、その上で次のように言及している。「文明国の最も下層の者でさえ、何千人という多数の助力と協同がなければ……彼が普通もっている家具道具さえ、提供されないことが分かるだろう。確かに、身分や地位の高い人々の法外な贅沢に比べると、彼の家財道具は疑いなく大いに単純で手軽に見えるに違いないが、それでも、ヨーロッパの王侯の家財道具が勤勉で儉約な農夫のそれを越えている度合は、必ずしも後者の家財道具が何万もの裸の未開人の生命と自由との絶対的支配者であるアフリカの多くの王のそれを越えているほどでないと言うことは、恐らく、真実だろう。」⁽²⁾

引用文に見られるように、文明国Ⅱ文明社会では最も貧しい人々でさえも生活物資や消費財を入手できる。確かに王侯貴族など地位の高い人士は、ずっと贅沢な暮らしをしており、それに比べると貧しくは見えるだろう。しかし、その王侯貴族と庶民の格差は、文明国よりも未開国Ⅱ未開社会の方がより大きいだろう。こうスミスは言うのである。同様の趣旨のことは法学の講義ノート（Bノート）でも、文明社会における所有の重大な不平等にもかかわらず、富裕が行き渡っていくことを強調し、「ブリテンの普通の日雇い労働者ですら、彼の生活様式において、インディアンの酋長よりずっと贅沢なのである」⁽³⁾と述べている。経済成長が見られ発展している文明国でも格差は存在する。経済が未発達な未開の国では、もっとひどい格差があるのだ。そうならば、経済成長があり、発展している社会で格差が拡大するという批判は、当を得ていないことになる。⁽⁴⁾

人民の生活の安定・向上、福祉向上の観点から言っても、生活物資の入手できない未開国より、経済成長が見られ

貧困者でもある程度の生活物資が入手できる文明国の方が、望ましいのである。言い換えれば、文明国では階級的な貧困、労働生産物の不平等な分配の存在を認識しながらも、それにもかかわらず、分業に基づく高い生産力によって経済成長が達成され、人民一人ひとりの豊かさ⁽⁵⁾が一般化すると言うことにスミスは力点を置いているのである。『国富論』⁽⁵⁾と言え、当時主流だった重商主義体制への痛切な批判や、経済の自立メカニズムを解明した点が主に注目される。このことにも一理ある。だがもう一つ、スミスが『国富論』を書いた根底にあったのは、国民の富⁽⁵⁾人民の日々の暮らしの生活物資を増やすため、経済成長を軌道に乗せて、貧困層を救済することであつた。そしてそれは、人民の生活の安定・向上、福祉の充実、要するに人民の幸福達成に役立つからであつた。このことは忘れてはならないであろう。

- (1) *TMS*, p.61. 邦訳、九五頁。
- (2) *WN*, I, pp.23-4. 邦訳、I、一二二―一二三頁。
- (3) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L.Meek, D.D.Raphael and P.G.Stein, Glasgow Edition, 1978, p.489. 水田洋訳『法学講義』、岩波文庫、二〇〇五年、二六九頁。
- (4) 田中正司『アダム・スミスと現代』、御茶の水書房、二〇〇〇年、四二―四三頁、木暮太一『いまこそアダム・スミスの話をしよう』、マトマ出版、二〇一一年、一二二―四頁、内田義彦『新版 経済学の生誕』(前出)、一七八―一八四頁を参照。
- (5) 植村邦彦、前掲書、五七頁。

山本英政著

『米兵犯罪と日米密約』

「ジラード事件」の隠された真実』 明石書店二〇一五年七月 222p.

信 夫 隆 司

一．ジラード事件

『アサヒグラフ』一九五七年七月七日号の巻頭には、六月二三日、ヤンキー・スタジアムにおけるヤンキース対ホワイトソックス戦で、岸信介総理が両軍の監督に囲まれ、始球式を行なっている写真が掲載されている。「これが渡米中唯一の「ストライク」と、訪米の成果がないことを皮肉るキャプションつき。

二頁目と三頁目は、「アメリカの岸首相」という見出しのもと、六月一九日のワシントン空港到着から、ドワイト・D・アイゼンハワー大統領との第一回首脳会談、同大統領とのゴルフ、二〇日は上下両院での演説、二一日には、ナショナル・プレス・クラブでの演説の写真が掲載されている。

四頁と五頁は、「ジラード事件の周辺」と題して、九枚の写真がある。とくに目をひくのは、見開き中央下の

写真で、一人の若い女性が、お墓の前でひざまずき、ハンカチで顔を覆っている。写真は白黒なので、女性の服装の色はわからない。上は白とおぼしきカーディガン、下はおおきな葉っぱを何枚もあしらったような模様の、おそらくカラフルと思われるスカート。墓前の服装にはそぐわない印象を受ける。傍らには、ワイシャツの上に長羽織姿の男性が立ち、小さな女の子の頭に両手を置いている。女の子は不思議そうに女性の姿を見ている。キャプションは以下のとおり。

「ジラードに代って…」と末山さんが墓参りにきたヨリ子ちゃんは「あのお姉ちゃんは誰 どうして泣くの」ときき 秋吉さんは答えに窮した 坂井さんは熱心な神道の信者で 墓には「故坂井奈加子之命 奥津城」とある

秋吉さんとは、坂井秋吉（四七歳）のことで、ジラード事件の被害者なかさんの夫であり、ヨリ子ちゃんは、坂井さんご夫妻の三女（四歳）である。

左上に目を転じると、若い米兵と若い日本女性の写真。

それぞれに、「ジラード三等特務下士官は第一騎兵師団第八連隊第二大隊所属 イリノイ州オタワ出身 現在は埼玉県熊谷市の米軍キャンプ内にいる」「ジラードの許婚者末山ハルは「一年前に知り合い」目下結婚手続中「彼は裁判は日本でやってほしいと願っている」と語った」とのキャプションがついている。

ジラード事件とは、一九五七年一月三〇日、群馬県群馬郡相馬村の米軍キャンプ演習場（通称、相馬ヶ原演習場）で、演習中のウィリアム・S・ジラード陸軍三等特技兵（二一歳）が、葉きよう拾いをしていた農婦坂井なかさん（四六歳）の身边をねらって、後ろから空包を撃ち（空包でも殺傷能力十分であった）、即死させたものである。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサン プラス ステイ」「プラスとは葉きようのこと」と、なかさんを空葉きようが大量にあるとおびき寄せ、突如、「ゲラル ヘア」と叫び、空包を放ったのであった。^①

事件は、米軍兵士による演習場内での犯行であったため、その行為が「公務上」のものであるか否か、日米間でおおもめにもめた。アメリカ側はジラードの裁判権を放棄するが、アメリカ国内ではジラードの裁判権が日米

どちらにあるのかをめぐり裁判所で争われた。けつきよく、裁判権は日本側にあることが確定し、前橋地裁で、一九五七年八月二六日に第一回公判が開かれ、同年一月一九日、判決が言い渡された。⁽²⁾判決は、検察側の主張をほぼ認めたものの、ジラードの情状を酌量し、「懲役三年、執行猶予四年」であつた。検察側、弁護側とも控訴せず、一二月三日、判決は確定した。ジラードは、七月五日に結婚した新妻ハルと共に、一二月六日、横浜港から米軍用船で帰国した。

最初に紹介した岸総理とジラード事件との関係をみてみよう。事件が起つた一月三〇日は、石橋湛山首相が脳梗塞で執務不能となつたため、石橋内閣で外務大臣を務めていた岸が首相の臨時代理となつた日であつた。岸は、二月一四日の衆議院内閣委員会において、社会党の茜^{あかね}久保重光議員からジラード事件についての決意を問われ、「われわれ民族としてほとんど耐え忍ぶことのできないようないろいろな案件も過去においても出てきております。今回の案件もその一つであると思いますが、われわれはあらゆる方法によつてかくのごときことをなくしなければなりません。」と応えている。⁽³⁾

二月二五日、岸内閣が誕生する。実質的には右に述べたように、岸内閣はジラード事件発生と同時に誕生したこととなる。その岸は安保改定に意欲を燃やし、後に、安保改定に伴う事前協議制度の導入にあたって、事前協議を必要としない密約を締結していたのではないかと疑われる。近年の研究によつて、密約締結の事実が明らかとなつた。⁽⁴⁾岸は六月に訪米するが、その時期、アメリカではジラード事件がおおきな話題となつていた。

ジラード事件をめぐつても、密約が交わされたのではないかとされてきた。この問題の解明に取り組んだのが、本書評で紹介する山本英政著『米兵犯罪と日米密約——「ジラード事件」の隠された真実』である。以下では、この本をさす場合には「本書」、同書の著者を示す場合には「著者」を用いる。

果たして密約の謎はどこまで解明されたのか。本書を紹介しながら、この謎に迫つてみたい。まずは、本書の全体像を示すため、以下に目次をあげておく。

まえがき

第一章 米兵ジラードの犯罪

- 一 葉キョウによる殺害
- 二 意外な情報源
- 三 相馬ヶ原
- 四 弾を拾う

第二章 米兵を立件する

- 一 社会党の追及
- 二 困難な米兵の立件に挑む
- 三 裁判権をめぐる係争

第三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ

- 一 裁判権で迷走するアメリカ政府
- 二 ジラード側、政府を訴える
- 三 新聞と世論
- 四 紛糾する議会

第四章 下された判決と日米の密約

- 一 裁判権の行方と密約の存在
- 二 公判はじまる
- 三 判決とその評価

あとがき

二・本書の概要

以下では、本書の概要を、目次を追いながら明らかにしていく。

まえがき

「まえがき」には、本書を執筆した著者の動機が語られている。ジラード事件を「通時的かつ包括的に論じた書物はみあたらない。」（五頁）ので、「日本とアメリカ双方の視点から事件を検証し、その全貌を明らかにしよう」（六頁）というのである。ジラード事件は、当時、世間の耳目を集めただけでなく、アメリカでは、一九五七年の一〇大ニュースのひとつに挙げられているという。ただ、わが国では、これまで、この事件に関するまとまった著作が公刊されることはなかった。という^⑤よりも、学術的な論考ですら、非常にかぎられている。

第一章 米兵ジラードの犯罪

この章では、ジラード事件が発生する背景が説明されている。とりわけ、「相馬ヶ原」で、何故、「弾拾い」が

おこなわれてきたのか、相馬ヶ原の地勢や歴史的背景を、『榛東村誌』や『上毛新聞』などをもとに、丹念に跡付けられている。もともと地味豊ではない相馬ヶ原は、旧日本軍の軍用地として利用され、戦後は米軍により接收、実戦訓練の場として使用されてきた。そのような状況下で、「弾拾い」という、米軍が使用した砲弾の破片や薬きょうを拾うことが広くおこなわれてきた。犠牲となった坂井なかさんは、この「弾拾い」中に、ジラードにより射殺されたのであった。

第一章で特筆すべきは、この事件がどのようにして世に広められたのか、新たな事実を発掘している点である。事件は、まず、地元『上毛新聞』が、事件発生の翌日（二月二二日）の朝刊で、「人妻、小銃弾で即死 桃井基地（相馬ヶ原内の米軍基地） 立ち入り禁止区域で弾拾い」という見出しで、全国紙に先駆けて、報じられたという（二三頁）。全国紙が報道するのは、二月三日になつてからだ。さらに、この情報をいち早く察知したのが前出の茜ヶ久保衆議院議員であった。当時の同議員の活動は、全国紙をリードする^⑥。

なぜ茜ヶ久保議員はこのような活動ができたのか。そ

の背景には、内灘闘争、砂川闘争といった反米軍基地運動があったことは間違いないが、思いがけない情報が、この事件の陰にあったことを著者は明らかにしている。二〇一三年五月、ジラード事件の被害者坂井なかさんの司法解剖をおこなったひとりである芹沢憲一医師へ著者はインタビューしている。

芹沢医師の話によると、「群馬大学医学部の別の研究室に所属する群馬県出身の同僚医師が事件の起きた高崎から選出の社会党議員ではなく、「基地のアカネ」の異名をとる群馬一区（前橋）の茜ヶ久保議員に、「薬キョウ」で絶命した日本婦人の解剖の様子と米兵関与の可能性を伝えた」（二六頁）のだという。芹沢医師は、被害者は「流れ弾」に当たったとのこと、司法解剖をおこなったが、実際には、「薬キョウ」で撃たれた事実が判明した。ただ、「社会党および茜ヶ久保重光が薬キョウの銃撃によるなかさんの死を情報源の保護という観点から、当初、あえて公表しなかった」（二九頁）のである。事件は、米軍の基地内で起ったというわけではなかったが（日米行政協定で相馬ヶ原は米軍の基地としては認定されておらず、保留状態にあった）、米兵が関係し、

また、司法解剖の鑑定結果には籍口令が敷かれていたこともあり、情報源の保護が必要であつたのだろう。この結果、この事件は、流れ弾に当たつたものではなく、米兵による殺人事件の可能性が出てきた。

第二章 米兵を立件する

この章では、まず、米兵を立件する難しさが描かれ、ジラード事件前後に起つた米兵による四つの事件が紹介されている（五二―五三頁）。これらの裁判の結果は、無罪、不起訴処分、執行猶予で終わつた。著者は、「年間、五、六〇〇〇件にも及ぶ大小さまざまな米軍関係者による犯罪。しかし、そのうち九七パーセントもの容疑者たちの多くは帰国してしまつたか、不起訴処分とされたか、あるいは彼らの裁判権がアメリカ側に移管され、日本人被害者たちはくやしさに身を震わせ泣き寝入りさせられた。」（五三頁）と記している。

つぎに、衆参両院の委員会で、社会党がジラード事件の真相究明に厳しい姿勢でのぞんだことが明らかにされる。すでに、茜ヶ久保議員の活動は紹介したが、「新聞などが報じていない新たな情報を同党は独自の調査で入

手し、担当大臣や関係の官庁に迫つていった。」（五五頁）という。同議員にとつては、ジラード事件は、「占領継続中の現れ」（五八頁）であり、「被疑者ジラードの身柄を日本側で拘束し、捜査の主導権をアメリカ側から奪うよう詰め寄つた」（五六―五七頁）のである。

前年九月、米軍が使用する東富士演習場の立ち入り禁止区域附近で、弾を拾ひに来た女性が米兵に銃撃されるという、ジラード事件に類似した事件が起つていたことも社会党は明らかにする。政府はこの件をまったく承知しておらず、米軍相手の捜査では、日本の官憲が頼りにならない実態が浮き彫りにされた（六〇頁）。茜ヶ久保議員を中心とする社会党の追及について、著者は、「多分に政治的な思惑に根ざしたものだったとしても、日本の非力を悲憤慷慨しアメリカ側の横暴を仮借せずとするその姿勢に、世間では溜飲を下げたのである。」（六三頁）と評価している。

ジラード事件の推移を、この章から明らかにしておこう。二月七日、米軍は、ジラードの発砲が任務上のことであるとする公務証明書を発行した。ジラードの第一次裁判権はアメリカ側にありと主張したのである。その後、

群馬県警刑事部長岡田三千左右と群馬県籠原の米陸軍憲兵隊長リチャード・マーキュリーとの緊密な協力により、ジラードの容疑が固まっていくなか、「五月一六日にいたって、在日米軍はジラードの犯罪について裁判権を行使せず日本へ移譲する」(七〇頁)と発表した。ただ、いささか疑問に残る点として、県警は、岡田刑事部長が主張した殺人罪で送検することで固まっていたが、けつぎよく、傷害致死での送検となったという。著者は、「二月のこのときの県警が殺人容疑から一段、落として送検したことについてはやはり政治的な判断があったと疑いたくなる。」(七四頁)と疑問を呈している。

米軍から公務証明書が発行されると、第一次裁判権は、アメリカ側が行使することとなる。ジラード事件の場合、前橋地検は、直ちに、反証があるとして、これに異議を唱えた。日米双方が第一次裁判権を主張した結果、公務問題と裁判権の行方について、日米合同委員会の刑事裁判権分科会で協議することで日米は合意した。この間の協議については、「当分科会および上部組織である合同委員会の議事録が開示されていないため、不明である。」(八〇頁)という。

著者は、外務省の外交記録公開によって開示された文書の中に、刑事裁判権分科会の様子を記したものがあり、それを紹介している(八〇―八二頁)。アメリカ側は、ジラードは機関銃の警護のため銃撃し、「公務」にあたると主張したのに対し、日本側は、弾拾いの人々が機関銃を狙うといった心配などまったくなかったため、「銃撃が機関銃の警護となんの関わりもない」(八二頁)とし、アメリカ側の公務の主張を完全に論破している。

四月二六日付けの国防省から極東軍司令官ライマン・レムニッツァー宛ての電報 (Telegram from the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lemitzer), DA921933) が紹介され、「この件におけるアメリカ議会の関心という点で考えると、ジラードを日本の裁判に預けるについては、ジラードをで^きるだけでもつとも重くない罪で起訴するとの確約を日本の司法機関との合意で取り付けることが我々の利益にか^かなっている。」(八三―八四頁) (傍線は本書の強調。)とし、密約への伏線となる記述が紹介されている。

著者は、本章を、「公務証明書を発行しておきながら裁判権の行使を放棄した米軍側の譲歩はきわめて異例な

ことではあったが、それは米兵ジラードの量刑に日本の司法が手心を加えるとの政治的な妥協によって補填されたのである。」（八六頁）と結んでいる。

第三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ

本章では、五月一六日、ジラードの裁判権をアメリカ側が放棄し、日本側へ移譲することを米極東軍司令部が決定してから、七月一七日、米下院本会議で、「米兵の裁判権を公務の内外にかかわらずアメリカ側が行使できるように協定『行政協定』を改定する。それがかなわないときには協定を改定することを大統領に依頼する。」（二四九頁）（傍点は本書の強調。）との決議案が、可否同数で否決されるまでの二ヶ月間が扱われている。ジラードの裁判権を放棄したとのアメリカ側決定は、アメリカ政府、裁判所、議会を巻き込み、おおきな話題となり、アメリカ国民にもマスコミを通じて伝わる様子が描かれている。

その経過を追うと、五月一六日、先に示したように、ジラードの裁判権を日本側へ移譲することが決定される。ところが、翌一七日、チャールズ・ウィルソン国防長官

は、ジラードの日本への裁判権移譲を保留にしよう。つまり、移譲を取り消す。五月一八日、日本では、ジラードが傷害致死罪で起訴されている。六月四日、国務・国防両省によって、ジラードの裁判権の移譲が再決定される。著者は、その間、主に、アメリカ外交文書集 (*Foreign Relations of the United States, 1955-1957*) から、ジラード事件に関連する重要な文書を紹介している。そのなかで興味をひくのは、前橋地検がジラードを傷害致死罪で起訴するにあたって、日米間で密約が交わされたことが記されているところである。本章からいくつか紹介しておきたい。

五月二〇日のウォルター・R・ロバートソン国務次官補（極東問題担当）から国務省への覚書に、「日本とは密約で傷害致死より重い罪を問わないことで合意ができており、さらに日本の裁判所が重くない判決を与えたとの合意もできている。」（二〇四頁）（傍点は本書の強調。）とある。著者は、「それにしても五月二〇日のロバートソンの電信のなかで、日米間では日本の裁判所がジラードを軽い刑で裁くとの約束がなされていると明言していることには驚愕する。」（二〇六頁）と、驚きを隠せない。

著者は原文も引用しているので、それも紹介しておきたい。

“Japan also agreed to recommend, through Japanese procuratorial channels, that the Japanese court mitigate the sentence to the maximum practicable extent, considering the circumstances of the case.”
(日本はまた事件を考慮して関係の機関を通じて日本の裁判所に可能なかぎり刑を軽減するよう提言することに合意した)(一〇六―一〇七頁)

これだけでは、密約が存在していたと判断するのはむしろかしいが、著者は、「整理すれば、日米間には一九五三年の行政協定の改定時に交わされた「米兵を日本では減多に裁判しない」という大密約があり、ジラード事件では例外として米兵を日本が裁きはするが軽い判決を下すという第二の密約が交わされたのである。」(一〇七頁)と述べている。この点については、後に、若干、考察してみたい。

密約に関しては、五月二五日のジョン・フォスター・

ダレス国務長官とロバートソン国務次官補(極東問題担当)との複数の通話の中で、ダレスは、「日本との密約(日本が殺人罪では起訴しない)に言及」(一〇九頁)したという。

六月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移譲の再決定がなされ、これにより日本側で裁判が開始されると思われた。ところが、翌五日、その決定を不服として、ジラードの親族が、ワシントンDCの連邦地裁に、ウィリアム・S・ジラードの名で提訴した。訴えの内容は、「ジラード事件は米軍の演習場内で起きた公務内の事項で第一次の裁判権はアメリカ側にあり、日本の法の影響は受けない。日本が裁判を行うために米軍がジラードの身柄を拘束しているのは違法である。」(一二七頁)というものであった。

連邦地裁は、六月一八日に判決を下し、「ジラードの事犯を公務内のことと判断し裁判権はアメリカ側にあるとした。そして、その身柄を日本へ渡すことはジラードのもつ憲法の権利を侵害するとして、その引き渡しを禁じたのである。他方、ジラードの身柄の確保については米軍下に置かれている現状から、人身保護の必要はない

として却下した」（二二二頁）のであった。

この判決の翌日（六月一九日）、岸総理は初の訪米をひかえ、アメリカ政府の関係者はその対応に神経を使ったという（二二二―二二三頁）。アイゼンハワー大統領の回顧録によると、サム・レイバーン下院議長（民主党）は、岸首相の訪米を取り消すよう政府に要望したが、アイゼンハワーはそれを拒否している⁷。

アメリカ政府はこの地裁の判決を不服とし、最高裁への上告手続に入った。七月一日、最高裁の裁定が下され、「アメリカ政府はジラードの裁判権を放棄し、それを日本へ移管する権利を有するとして、先の連邦地裁の判断を退けた」（二三四頁）のであった。アメリカ政府の決定が上院の承認を得た日米行政協定に則っており、アメリカの憲法や法令に違反するものではないとの理由からとある。残るは、下院本会議における行政協定改定の決議案のみであったが、前述したように、これは可否同数で否決されている。

第四章 下された判決と日米の密約

この章では、まず、日本での裁判が開かれるまでの経緯

緯があらためて描かれている。一九五七年五月一六日、日米合同委員会は被疑者ジラードを日本の司法で裁くと公表、翌一七日、ウィルソン国防長官が「完全な審査がすむまでジラード三等特技下士官を日本側の法廷に引き渡さない」と発表、五月一八日、検察はジラードを傷害致死罪で起訴、六月四日、国務省と国防総省の両長官は当初の日米の合意どおり、「ジラード事件」の裁判権を日本へ渡すとの声明を発表した。その間、ジラード事件をめぐる、日米間でなんらかの合意にいたったことを示す文書を、著者が翻訳し、紹介している。

五月二三日・二四日付けのダグラス・マッカーサー二世駐日米大使から国務省宛電報で、ジラードの裁判権問題で日本から譲歩を引き出すのは困難である、とマッカーサーは主張している。折も折り、五月二〇日深夜、ウィリアム・レイノルズ曹長が、台湾の台北市の自宅付近で、劉自然を射殺し、軍法会議にかけられ、無罪となった⁸。この判決に対する台湾人の怒りが暴動に発展した。マッカーサーは、いわゆるレイノルズ事件にも言及している。けつきよく、ジラード事件は、二五日、大統領の判断を仰ぎ、ジラードを日本の裁判に付すことが決

まった。この判断を仰ぐため、国務省が作成した「草案覚書」には、つぎのような内容が含まれている。

その結果、この事件で合衆国は裁判権を行使しないと決定した合同委員会において、ある合意がなされた。日本の方は、極秘扱いで、ジラードをできるだけけもつとも重くない罪で起訴しさらに状況に応じてもつとも軽い判決を日本の裁判所に勧告することに同意した。(二六九頁) (傍線は本書の強調。)

そのほか、時間が前後するものもあるが、五月二五日のダレス国務長官とロバートソン国務次官補との電話で、ダレスは、「彼(ジラード)は殺人では起訴しないとのある種の裏取引が日本との間で取り交わされた」(二二二頁)と述べている。また、五月二〇日のロバートソンからダレス宛のメモランダムには、「妥協の一部として(ジラードの裁判権を日本に渡すこと)、日本はジラードを傷害致死より重い罪で起訴しない密約を同意のうえで結んだ」(二二二頁)とある。さらに、五月二二日のダレス国務長官の執務室での会議のメモランダム

ムには、「彼ら(日本側)は、合同委員会で合意できなかったときになされた秘密の取り決めにきわめて忠実に従っている」(二二二頁)という。

五月一六日、合同委員会が、ジラードを日本の司法で裁くと発表した。その前に、合同委員会で密約が交わされた。検察側は、ジラードを傷害致死より重い罪名(残るとしたら殺人ということになるが)では起訴しない、また、裁判所に対してもなんらかの働きかけをおこない、可能な限り軽い判決にする、という筋書きが見えてくる。ただ、本当にこの密約があったのか、また、密約の内容とは具体的にどのようなものであったのか、アメリカ側の断片的な史料では、明確でないところもある。

つぎに、著者は、八月二六日の初公判から、十一月九日の判決の日までの一三回の公判と三回の実地検証の様子を、おもに新聞記事を利用しながら記している。ただし、著者は、「この節で、わたしは裁判の詳細を記すことはしない。なぜなら、判決は日米間の「できるだけ重くない刑」で済ませるとの密約の影響を受けていたのだから。」(二八一頁)と述べている。そこには、注5が付され、「山本英政「ジラード事件追考」③——裁判権をめ

ぐって」『マテシス・ウニウェルサリス』第一六巻第一号、平成二六年一月二九日、一三―一四頁、密約については注二八に詳しく書いてあるので参照されたい。』（二二三頁）と記されている。この注の内容は、本書二二一頁の注12とほぼ同じである。

これに続き、著者は、「では、こうした筋書きのある裁判について本節ではなにを論ずるかについては、つぎのように答えたい。米軍の占領以降、米兵による犯罪の被害にただただ「堪忍」を強いられてきた日本人にとつて、米兵ジラードが日本の裁きの場に立つことはそれまでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のチャンスだった。その意味でこの裁判が日本で開かれたことは裏取り引きの事情を知らない当時の人々にとつてまさに光明であり、それ故にそれはまた、人心を欺いたこととして重大な問題であったのだ。」（二八二頁）と指摘している。

一月五日、弁護側は最終弁論を終え、一月一九日に判決が下った。既に述べたように、判決は懲役三年、執行猶予四年であった。検察側と裁判所の事実認定はほぼ同じであったが、唯一の違いに触れておこう。検察側

は、ジラードが「空包を被害者の身体に命中させるようにねらいうちした」と主張したのに対し、裁判所は、「坂井さんの身辺をねらって空包をうった」と認定している。身体そのものを狙ったのか、それとも身辺かの違いである。

この判決の評価について、著者は、各種新聞記事の論評を引用し、また、なかさんの死については、前出の検死医、芹沢憲一からつぎのような話を聞いたという。

ジラードの撃った薬キョウは、直径、約一〇ミリの平らな底部を先端にしてなかさんの左背部から体内に入り、第七肋間を通過し心臓の上部から出る下状大動脈を破損させて、なかさんを出血死させた。芹沢医師は薬キョウの底部の直径より少しだけ大きい幅の肋間を薬キョウが通り抜けたことを、

「あり得ないことだ」

といった。尖った先端が通過したのではない。薬キョウの平らな底部がほんのわずかでも肋骨に触れていれば、

「薬キョウは傾き上下いずれかの肋骨に当たり、

あのようにまっすぐ肋間を通過することはなく、致命傷とならなかったかも知れない。しかも薬キョウはなかさんの着ていた着物も貫いている」

と芹沢はいった（二〇一―二〇二頁）。

ジラードの放った薬キョウは、たまたま肋間の間を直角に抜け、大動脈を破損したのであった。こうした不幸な偶然によって、なかさんの命は奪われた。

著者は、「おそらく、ジラードはなかさんの身辺すれすれか、もしくは検察の主張した身体の一部に当てるつもりで撃ったのではなかったか。自分たちが訓練する現場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強い人種偏見をもたなかったにしろ蔑み疎んじる気持ちはあったであろう。二〇歳そこそこの、思慮を欠いた駐留米兵ジラードは抑えの利かない、いたずら心から、度を超した遊びに浸り、取り返しのつかない事態を引き起こしたのである。」（二〇四頁）と、この事件を総括している。

あとがき

一九五七年二月一六日、ジラードとその妻ハルの乗った米軍艦は、サンフランシスコ湾に碇を下ろした。九九七名の兵士とその家族が降り立った。ジラードとハルがタラップを降りてきたとき、ブーイングがおこったという。「薬キョウを使って被害女性を誘き寄せ怯えて逃げる女性をうしろから撃った卑劣な行為は、ジラードに「卑怯者」の烙印を押した」（二一〇頁）のであった。最後に、著者は、密約についてこう述べている。

本件のような米兵による刑事事件の密約は被害者の人権を二重に踏みにじる重大な加害行為であり、それはまた事件の経過を見守る国民への裏切りである。

しかも密約の事実を、決まってアメリカ側の秘密文章の開示で知るしかない屈辱は新たに成立した特定秘密保護法でさらに助長される。

米兵犯罪は米軍基地があるかぎりなくならない。

（二二〇―二二二頁）

三・若干の考察

ジラード事件は、来年で、発生から六〇年を迎える。当時と今とでは、国際情勢もおおきく変わり、日本に駐留する米兵の数も大幅に減少している。ただ、この事件を過去のできごとと簡単に片付けるわけにはいかない。米軍が日本に駐留し、依然として多くの基地を使用している現状は変わっていない。米兵の犯罪によって被害を受けた人々や家族の心の痛みや苦しみは、六〇年前でも今でも変わらないだろう。ジラード事件にあらためて光をあててみることは、今日の日米関係のありかた、より具体的には、日本の安全保障と米軍が日本に駐留することの意味を理解するうえで、きわめて重要である。

本書は、ジラード事件について、その全体像を明らかにしている点、きわめて高く評価できる。著者は、日本の新聞記事や雑誌の論考に加え、アメリカの新聞も丹念に渉猟し、さらに、アメリカの外交文書集を引用しながら、ジラードの裁判管轄権の問題がどのように推移したのか、合同委員会における密約とは何かを明らかにしようとしている。また、著者によるインタビューによつて

新たな事実も発掘されている。近年、アメリカでも、日米地位協定^⑩あるいはジラード事件への関心があらためて高まっており、本書の刊行はまさに時宜を得たものである。

本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこまでジラード事件の「密約」に迫ることができたのか、当然のことながら、この点にもっとも関心が集まる。このあたりを中心に、本書を参照しながら、若干、考察してみたい。なお、本書評では、著者が指摘している点、ならびに、アメリカ外交文書集によつていることをお断りしておく。

ポイントはふたつあると思われる。ひとつは、ジラード事件をめぐり、日米合同委員会で交わされたとされる密約である。もうひとつは、日米行政協定第十七条（刑事裁判権条項）が、一九五三年九月に改正されるが、その際、日本側が軽微な犯罪については、裁判権を放棄したのではないかとされる密約についてである。

ジラード事件における密約

ジラード事件の裁判管轄権をめぐり、日米ともに第一

次裁判権を主張したため、その解決は日米合同委員会に委ねられることになった。この合同委員会は、行政協定第二六条に定められており、行政協定の実施に関し協議が必要な場合には、日米いずれも、いつでも協議を要請できることになっている。ジラード事件の場合、日本側の開催要請を受け、三月七日、合同委員会が開催された。ジラードの公務問題と裁判権の行方については専門の下部組織である刑事裁判権分科会で話し合うことで合意にいたった。この分科会は、同月一二日から協議を開始し、日本側は津田實法務省秘書課長、アメリカ側はケネス・J・ホドソン大佐が代表であった。¹¹

著者は、この裁判権分科会における協議の様子について、外交史料館所蔵の『在本邦駐留軍人刑事事件関係雑件 米国軍人関係 相馬ヶ原事件』第二巻所収の在米特命全権大使朝海浩一郎発外務大臣藤山愛一郎宛政第二六四七号「ジラード事件に関する最高裁判所の判決に関する件」の別添アメリカ側資料を翻訳し、紹介している。すでに一部を引用したが、その重要性に鑑み、核心となる発言を再録しておきたい。果たして、ジラードによるなかさんへの銃撃が公務に当たるか否かである。ま

ず、アメリカ側代表はつぎのように主張している。

しかし、ジラードのことを重要視すれば、我々としては彼が機関銃の警護のために銃撃したと結論づけねばならない。彼は誤ってあのようなことをしてしまったのかもしれないが、我々としては彼の銃撃の目的を否定できない。ジラードのことを信じれば、彼が公務を執行したとは思わないか？
(八二頁)

これに日本側代表はつぎのように反駁している。

公務執行中のことではなかったという結論についてだが、我々はすべての証言を考慮に入れた。…全体をみわたせば、彼のいう機関銃を警護する目的による威嚇射撃という言い分を信じるに値しない。なぜなら、その主張をくつがえす証拠と証言の方に重みがあるからだ。銃撃が機関銃の警護となんの関わりもないとするのが我々の立場である。(八二頁)

行政協定第一七条第三項(a)(ii)によれば、公務執行中の罪はアメリカ側に裁判権があることとなっていた。この問題は、けっきょく、日米間で妥協が成立したという。本書でも引用されている“Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, Washington, May 20, 1958,” *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS* として引用), 1955-1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137 には重要な記述がみられる⁽¹²⁾。その点を以下に示しておこう。

刑事裁判権分科会で裁判管轄権が日米どちらにあるのか、決着がつかず、この問題は袋小路に入ってしまった。そのため日米間で妥協が成立したという。その妥協には、秘密取り決めがあり、日本側は、刑法第二〇五条（法定刑二年～一五年）の傷害致死以上の重い罪で起訴しないことに同意したとされる。なお、法定刑二年～一五年というのは、“the penalty is two to fifteen years”の訳であるが、刑法の条文には、「三年以上の有期徒刑」とある。さらに、日本側は、「ジラード事件の状況を考慮し、日本の検察の経路を通じて、日本の裁判所が可能なかぎり

判決を軽くするよう働きかけることに同意した」という⁽¹³⁾。そのほか、*FRUS* には、ダレス國務長官とロバートソン國務次官補との五月二五日の通話記録があり、ダレスは、日本側が殺人罪でジラードを起訴しないというある種の裏取り引き (side deal) があると述べている⁽¹⁴⁾。さらに、これらのことは、國務省で準備されたジラード事件に関するアイゼンハワー大統領宛メモランダム草案でも言及されている⁽¹⁵⁾。

FRUS に登場する密約の記述は以上である。それでは、密約それ自体はどうなっているのだろうか。この点は、著者も指摘するように、合同委員会刑事裁判権分科会に関する資料が公開されていないため、どのような協議がおこなわれたのかは不明である。

これまで明らかになったいくつかの日米密約の場合、口頭の約束という形式は考えにくく、なんらかの形で文書化されている。たとえば、後述するように、刑事裁判権をめぐる日米密約の場合、先に登場した津田實（当時、法務省総務課長）が、日米合同委員会の刑事裁判権分科会で、日本の政策の一方的陳述という形で、密約を交わしていたことが明らかとなっている⁽¹⁶⁾。これはたんなる推

測に過ぎないが、ジラード事件をめぐる密約の場合も、刑事裁判権分科会の秘密議事録で、日本側の今後の方針を表明した文書を残している可能性がある。その根拠となるのが、先の裁判所への働きかけを示す文書である。さすがにいくら法務省とはいえ、裁判所の判決にまで影響を及ぼすのは困難であろう。ただ、どの罪名で起訴するのか、あるいは、情状酌量の余地をどこまで示すのかといった形で、判決に影響を及ぼすことは可能である。それが「検察の経路を通じて」なのだろう。

こうした視点から、ジラード裁判を検証してみると、まず、検察側は傷害致死の罪名でジラードを起訴している。この点、まさに密約どおりといってよい。殺人罪での起訴も可能であったかもしれないからだ。県警ではいったん殺人での送致ときめ、その後、検察庁と協議し、傷害致死に変更されたようである。起訴罪名が「殺人」ではなく、「傷害致死」となった点、疑問とされたとい¹⁷う。ただ、これはまだ刑事裁判権分科会が開かれる前の段階なので、密約とは関連せず、日本国内におけるなんらかの圧力とも考えられる。

論告求刑の段階をみると、検察側は、「被告の行為は、

公務とは無関係な、いたずら半分の発砲。明らかに傷害の犯意があつた」として、懲役五年を求刑している¹⁸。ただ、執行猶予は三年以下でないといけないので、この求刑どおりの判決であれば、執行猶予はない。実際の判決は、すでに明らかにしたように、懲役三年、執行猶予四年であつた。ここに密約が影響したのかを判断するのは困難である。

刑事裁判権分科会の議論でも、ジラードに殺意がなかったことは日本側も認めている。したがって、銃撃によりなかさんを死に至らしめたという傷害致死罪の認定は、それほど的是はずれではないのだろう。量刑については軽いのではないかという批判が多く見られたのは事実である¹⁹。とりわけ、ジラードの場合、世間から注目を集めたこと、事件の渦中にありながらハルと結婚したこと、控訴期間満了とともに、新妻を連れ、すぐさま帰国してしまったことが、執行猶予を無意味なものとし、実質的には無罪ではないかという批判を増幅させた。

著者はジラード裁判閉廷後の記念写真を掲載している（五頁）。そこには、河内雄三裁判長、杉本覚一検事、林逸郎主任弁護士、デッカー准将らがおさまっている。閉

廷後、裁判官、検察官、弁護士と一緒に記念撮影をするなど、常識的には考えられない。同じく、著者が、井出孫六の『ルポルタージュ 戦後史』（上）から、この記念写真について、「これこそ判決の姿だ」という文を引用している。密約を前提とすれば、その意味がよりいっそう明らかになるだろう。ただし、現時点では、密約文書それ自体は見つかっておらず、今後、さらなる検証が必要である。

刑事裁判権をめぐる密約

一九五三年九月、日米行政協定第一七条（刑事裁判権）が改正され、NATO地位協定並みとなった。その際、交わされた密約について、本書ではつぎのように触れられている。

一九五三年九月にNATOに倣って改定された日米行政協定では、表向きは裁判権について平等な文言が盛られはしたが「特に重要（material importance）でない」限り、日本はこれを主張しないことが密約のボックスに封じ込められて、裁判権

を固持したいアメリカの意向を汲んだのだった。オランダとギリシャのかたちには似てはいるが、日米間ではアメリカが裁判権を手に入れるのに日本に対しその放棄を要請する必要すらなく、この点でオランダ／ギリシャ formula よりも日本は劣位に置かれたのである。（一四一頁）

行政協定第一七条の改正にあたり、日米は密約を交わした。ただし、その方法は、密約が表面化しないよう、手の込んだものであった。まず、形式として、合同委員会の下部組織である裁判権小委員会刑事部会（刑事裁判権分科会の正式名称）における津田實法務省総務課長（日本側代表）の一方的陳述となった。この陳述は、行政協定第一七条を改正する議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録にもいっさい掲載しない秘密扱いにされた。²⁰

津田課長の一方的陳述の邦訳は以下のとおりである。

議定書第三項の規定「日米両国の裁判権が競合する場合」の実際上の運用に関し、私は、日本国の当局

が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述することができる。²¹⁾

要は、実質的に重要な事件を除き、通常、米軍関係者に対する裁判権を行使する意図はなく、それが日本国の当局の方針であることを、津田課長が一方的に陳述したのである。形式的にみれば、「約束」とはいえない。現に、二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされたことから、その後、刑事裁判権問題に関する文書も外務省から公開された。その際、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表され、一方的陳述は、日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないとアメリカ側が発言している。しかし、行政協定第一七条の交渉過程、ならびに、これに関連する国連軍協定の交渉過程を詳細に分析すると、この一方的陳述とは、「一方的」に名を借りた密約であることが明らかとなっている。²²⁾ 日米間の場合には、何重にも関門を

設け、密約であることが発覚しないよう工夫がこらされている。

これに対し、オランダやギリシャの場合には、アメリカの国際条約集に掲載され、公になっている。オランダを例にあげると、一九五四年八月一三日付けの交換公文第四項は、NATO地位協定の実施を規定し、さらに附属書に、合衆国政府とオランダ政府が合意した了解がある。そのなかの3. はつぎのように記されている。

3. The Netherlands authorities, recognizing that it is the primary responsibility of the United States authorities to maintain good order and discipline where persons subject to United States military law are concerned, will, upon the request of the United States authorities, waive their primary right to exercise jurisdiction under Article VII, except where they determine that it is of particular importance that jurisdiction be exercised by the Netherlands authorities.²³⁾

この了解の核心はつぎのようになる。オランダ当局は、合衆国当局の要請にしたがい、NATO協定第七条にもとづく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、オランダ当局がその管轄権の行使を特に重要と決定する場合を除く。要は、とくに重要とオランダ当局が判断する場合を除いて、合衆国当局の要請があれば、オランダ当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。ギリシャの場合は一九五六年、また、西ドイツの場合は一九五九年に同種の協定がアメリカとの間に締結されている。⁽²⁴⁾

著者は、オランダ／ギリシャ方式にくらべ、日本が劣位に立っていると述べているが、実質的にはそれほどおおきな違いはないのであろう。第一次裁判権を有する米軍関係者の犯罪について、アメリカ側はほぼ一〇〇％放棄の要請をすると考えられるからだ。

この刑事裁判権密約に関しては、一九五七年六月の岸総理訪米中、朝海駐米大使とロバートソン國務次官補との会談で、興味深い協議がなされている。六月二〇日、ロバートソンは、朝海に対し、日米間では密約となっているが、それを公表する「オランダ方式」(Netherlands

Formula)にしたがい、密約の機密指定を解除する問題を岸総理と話し合うよう要請している。翌二一日、朝海は、「総理は、現時点で、この取極の機密指定を解除すれば、社会主義者および共産主義者のきびしい追及にさらされ、自分の政権にとってきわめてやっかいなことになる、と感じている」と、総理の立場をロバートソンに伝えている。⁽²⁵⁾

けっきょく、この密約は二〇一一年まで、日本側から公表されることはなかった。ただ、津田課長の一方的陳述は「密約」を構成するものではないとの立場を、依然、日本政府は維持している。

(1) 「判例特報① いわゆるジラード事件の判決 前橋地裁三二・一一・一九判決」『判例時報』一三二号、一九五七年二月一日、五頁。

(2) 八月二六日の第一回公判は、茨城県東海村の日本原子力研究所第一号実験炉が臨海に達し、日本初の「原子の火」がともった日でもあった。文芸評論家の臼井吉見は、「ジラードさわぎが、あの程度でおさまったのはひとえにそのおかげであった。もし、原子炉の点火が、一日ずれたら、新聞のジラードさわぎは、あの倍にふくれあ

がったこと必定である。」と記している。臼井吉見(編)『現代教養全集Ⅰ 戦後の社会』筑摩書房、一九五八年、三三二―三三三頁。

(3) 『第二十六国会衆議院内閣委員会議事録』第五号、一九五七年二月一四日、一二頁。

(4) 信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年を参照。

(5) 学術論文としては、著者自身が獨協大学国際教養学部言語文化学科の『マテシス・ウニヴェルサリス』に発表した論考がある。それらは、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―前編」一二卷二号、二〇一二年三月、三五―六〇頁、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―中編」一四卷一号、二〇一三年一月、二三―四一頁、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―後編」一四卷二号、二〇一三年三月、四三―五八頁、「ジラード事件」追考①―相馬ヶ原で弾を拾う」一五卷一号、二〇一三年十一月、一一―二一頁、「ジラード事件」追考②―米兵を立件する」一五卷二号、二〇一四年三月、一一―二一頁、「ジラード事件」追考③―裁判権をめぐって」一六卷一号、二〇一四年十一月、一一―二七頁、「ジラード事件」追考④―判決と反応」一六卷二号、二〇一五年三月、一一―二九頁である。また、池田直隆「ジラード事件の再検討―台湾における事例との比較を中心として」

『軍事史学』四六卷二号、二〇一〇年九月、一二七―一四二頁、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係―ジラード事件への対応を中心に」『麗澤大学紀要』九三卷、二〇一一年二月、二五―四四頁が参考になる。ジラード事件の法的側面を分析した論考として、Howard S. Levie, “The NATO Status of Forces Agreement: Legal Safeguards for American Servicemen,” *American Bar Association Journal*, Vol. 44, April 1958, pp. 322-326; Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: “The Adventures of Gerard,”” *Wisconsin Law Review*, Vol. 1958, No. 1, January 1958, pp. 52-106 がある。そのほか、本書評執筆にあたって参考にしたものを順不同にあげると、井出孫六『ルポルタージュ 戦後史』(上)、岩波書店、一九九一年、田中二郎・他(編)『戦後政治裁判史録③』第一法規出版、一九八〇年、荒瀬豊「相馬ヶ原事件」から「ジラード事件」へ」『世界』一九五八年一月号、一六八―一七四頁、野村正男「ジラード事件の真相と対米問題」『婦人公論』一九五七年九月号、六二―六七頁、林逸郎「ジラード裁判が教えるもの―主任弁護人として、私は日本人についていろいろと良い勉強をした」『文藝春秋』一九五八年一月号、一六四―一七四頁、石岡實「相馬ヶ原の渦中から―ジラード事件―捜査官の覚書」『文藝春秋』一九五七年十一月号、一一二―一一九頁、入江啓四郎「ジラード事

件と米国最高裁判決』『法律のひろば』一〇巻八号、一九五七年八月、九一二頁、「座談会 ジラード事件悪化の真相」『日本週報』四一一号、一九五七年七月五日号、三一六頁、朝海浩一郎『花みづきの庭にて―ある外交官の回想』（私家版）、一九八八年、朝日新聞社『昭和三〇年代「週刊朝日」の昭和史』第三巻、朝日新聞社、一九八九年、マイケル・シャラー（市川洋一訳）『日米関係』とは何だったのか―占領期から冷戦終結後まで』草思社、二〇〇四年、三原信一・横井大三「ジラード事件の意味するもの」『婦人倶楽部』一九五七年八月号、一一八―一二二頁、「ジラード事件とふたりの女性―激しい憤りと純愛の祈りと」『週刊女性』一九五七年二月八日号、一二二―一二三頁、Marvin L. Stone and Kenneth Ishii, “Japan vs. Girard: The Inside Story,” *Saturday Evening Post*, Vol. 230, No. 14, October 5, 1957, pp. 32-33, pp. 71-74 がある。

(6) 当時、群馬県警察本部長であつた石岡實が著した「相馬ヶ原の渦中から」によると、「次の二月二日。社会党の茜ヶ久保代議士が毎日、上毛両社の記者を伴つて、私の部屋を訪れ、「この民族的差別感に根を下ろした殺人事件を徹底的に捜査するよう。」申し入れた。」という。石岡「相馬ヶ原の渦中から」一一五頁。著者による岡田刑事部長の長女へのインタビューによると、この石岡の手記は、石岡に代つて岡田が書いたものであるという

(六六頁)。

(7) ドワイト・D・アイゼンハワー（仲晃・他訳）『アイゼンハワー回顧録』2、みすず書房、一九六八年、一二七頁。

(8) レイノルズ事件については、池田「ジラード事件の再検討」を参照。

(9) 「ジラード事件の判決確定―前橋地裁の判決内容とその問題点」『時の法令』二六五号、一九五七年二月二三日、五〇頁。

(10) 文献としては、Jaime M. Cher, “Status of Forces Agreements: Tools to Further Effective Foreign Policy and Lessons To Be Learned from the United States-Japan Agreement,” *University of San Francisco Law Review*, Vol. 37, No. 1, Fall 2002, pp. 227-256, Neil Curtin, ““We Might As Well Write Japan OFF”: The State Department Deals with the Girard Crisis of 1957,” *Journal of American-East Asian Relations*, Vol. 19, No. 2, January 2012, pp. 109-131, Tyler J. Hill, “Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement(SOFA): Relinquishing U.S. Legal Authority in the Name of American Foreign Policy,” *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol. 32, No. 2, Spring 2015, pp. 105-144 がある。とりわけ、Neil Curtin の論文は、アメリカ外交史料集や議会資料を用い、合同委員会において、アメリカ側がジ

ラードの裁判権を行使しないと発言し、それが公式に発表されるまでの経緯、その後、六月四日、あらためて、国務・国防両長官が、ジラードの裁判権を日本側に移管する旨を発表するにいたった経緯を詳細に明らかにしている点で参考になる。

- (11) 本書では、津田實法務省「総務課長」とあるが(七九頁)、これは、「秘書課長」ではないかと思われる。後述するが、行政協定第一七条改正の際の密約では、日本側の刑事裁判権分科会代表は津田實総務課長であった。職名が変わっている。

- (12) 本書評では、*FRUS* のウェブ版を参照しているので Document 番号を付している。

- (13) 本書では、*“procuratorial channels”* を「関係の機関」と訳してあるが、本書評では、「検察の経路」と訳してある。

- (14) “Memorandum of Telephone Conversation Between the Secretary of State and the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs(Robertson), Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 157.

- (15) “Draft Memorandum for the President Prepared in the Department of State, Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 158.

- (16) この点については、信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』五七巻、二〇一六年三月、一三三―一八二頁を参照。

- (17) 田中・他(編)『戦後政治裁判史録③』、八七頁。

- (18) 田中・他(編)『戦後政治裁判史録③』、九五頁。

- (19) 『朝日新聞』一九五七年一月二〇日の社説、『毎日新聞』一九五七年一月二〇日の社説を参照。

- (20) 信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」一四七頁。

- (21) 同右。

- (22) 詳細については、信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」を参照。

- (23) “Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in the Netherlands, Signed at the Hague August 13, 1954, Entered into force November 16, 1954”(TIAS 3174 Aug 13, 1954), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts Part 1, United States Government Printing Office, Washington, 1955, p. 106.

- (24) ギリシャの場合は、「アメリカ・ギリシャ合衆国軍地位協定」第二条に明記されている。“Greece, Defense: Status of United States Forces, Agreement signed at Athens September 7, 1956; Entered into force September 7, 1956”(TIAS 3649), *United States Treaties and Other*

International Agreements, Volume 7 in Three Parts Part 3, United States Government Printing Office, Washington, 1956, p. 2558 を参照。西ドイツの場合、
「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（一九五九年八月三日ボンで署名）」第一条に同趣旨が規定されている。国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五—二）‘一九七六年三月、二六—二七頁。

(25) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, at National Archives, College Park, MD.

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

揭載順

信山谷孔山				
夫口部田				
隆正光義光				
司春一植矢				
日本大学教授	日本大学教授	日本大学教授	日本大学教授	日本大学教授

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

// // // // // // // // // // // // // // //

井堀岩柳福野西中小岡山水松益長河太太稲江新渡
出江井瀬木村原静野山口戸本井川合田岡葉島谷辺
真秀義 滋和雄未美敬正克幸公貞利晴 陽泰眞容
悟治和昇久彦二知典二春典一司之修美聡二子人郎

平成二十八年六月二十五日 印刷
平成二十八年六月三十日 発行
非売品

編集責任者
池村正道
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所
電話〇二（五二七五）八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社 メディオ
電話〇三(二二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 53 No. 1 June 2016

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Mitsuya Yamada, *Regional Revitalization in Akita Prefecture*
—*The Present State of Fujisato Town and Nikaho City*—

Kong Euisik, *A Study of Overseas Korean Policies*

Koichi Yatabe, *Placement and Transfer for Career Development in*
Japanese Companies

Masaharu Yamaguchi, *Significance of Economic Growth in Adam Smith*
—*In Relation to Social Welfare*—

BOOK REVIEW